

# 大洗町立地適正化計画

(令和7年度改定版)

大 洗 町



## はじめに

大洗町立地適正化計画は、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、2019（平成 31）年 3 月に策定・公表したものです。

このたび、計画策定から 5 年が経過したことから、目標の達成状況を評価するとともに、近年の都市再生特別措置法の一部改正に伴い、頻発・激甚化する自然災害に対応するための防災指針の策定を行いました。主な改定内容は以下のとおりです。

### 1. 防災指針の策定

#### 【第 8 章 防災指針】

津波や大雨（洪水）に伴う浸水被害などの災害リスクに対応するため、防災指針を策定するとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けました。

### 2. 中間評価による見直し

#### 【第 9 章 今後の計画の進め方】

地域公共交通計画の策定に伴い、目標指標 3 の目標値を更新しました。また、当初計画で設定した目標指針の達成状況について、中間評価を行うとともに今後の展望を整理しました。

## 目 次

1	立地適正化計画の概要.....	1
1-1	計画策定の背景と目的.....	1
1-2	計画区域と目標年次.....	1
2	大洗町の現況.....	3
2-1	人口動向.....	3
2-2	土地利用等の状況.....	11
2-3	都市交通の状況.....	15
2-4	都市機能の立地状況.....	17
2-5	財政状況.....	25
3	持続可能な都市づくりに向けた今後の課題.....	27
4	立地適正化に関する都市づくりの方針.....	29
4-1	将来都市像.....	29
4-2	都市づくりの方針.....	30
4-3	将来都市構造.....	31
5	都市機能誘導区域.....	33
5-1	都市機能誘導区域の設定方針.....	33
5-2	都市機能誘導区域の設定.....	34
5-3	誘導施設.....	44
6	居住誘導区域.....	53
6-1	居住誘導区域の設定方針.....	53
6-2	居住誘導区域の設定.....	56
7	誘導施策.....	65
7-1	都市機能誘導区域及び居住誘導区域のまとめ.....	65
7-2	誘導施策.....	66
7-3	届出制度.....	68
8	防災指針.....	71
8-1	防災指針とは.....	71
8-2	地域特性.....	72
8-3	災害リスクの分析.....	78
8-4	防災上の課題.....	96
8-5	防災まちづくりの取組.....	97
8-6	防災指針と具体的な取組.....	99
8-7	スケジュール.....	100
8-8	防災対策制度（居住誘導区域等権利設定等促進事業）.....	102
9	今後の計画の進め方.....	103
9-1	計画目標.....	103
9-2	計画の評価・見直し.....	105

# 1 立地適正化計画の概要

## 1-1. 計画策定の背景と目的

我が国では、現在急速な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地方都市をはじめとした多くの都市において空き地・空き家等の低未利用地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療、福祉、商業等といった生活利便機能の低下、治安景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じています。

こうした背景を踏まえて、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、国は、2014（平成 26）年に都市再生特別措置法（2002（平成 14）年法律第 22 号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進する、立地適正化制度を創設しました。

本町においても、財政運営が厳しくなると予測されるなか、人口減少や少子高齢化が進展し、特に高齢者人口が 3 割を超えるなど、取り巻く環境が大きく変化しています。誰もが安心して暮らせ、豊かで活力ある「持続可能な都市経営」を実現することが大きな課題となっております。

こうした背景を踏まえ立地適正化計画を策定し、大洗町都市計画マスタープランの将来都市像である「人が輝き まちが輝く 海が育む観光・交流のまち 大洗」を目指すものとします。

## 1-2. 計画区域と目標年次

### （1）計画区域

- 国の方針では、立地適正化計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を立地適正化計画区域とすることが基本とされています。
- 本町においても国の方針に基づき、都市計画区域である大洗町全域を立地適正化計画区域と定めます。

### （2）目標年次

- 本計画は、「大洗町都市計画マスタープラン」との整合性を考慮し、2038 年を目標年次と定めまします。なお、上位計画である「大洗町総合計画」や「大洗町都市計画マスタープラン」の改定時期、計画期間との整合を図りながら、社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとします。
- 今回の改定では、計画策定から 5 年が経過したことから、目標の達成状況を評価するとともに、近年の都市再生特別措置法の一部改正に伴い、頻発・激甚化する自然災害に対応するための防災指針の策定を行いました。

**目標年次 2038 年（概ね 5 年毎に見直しを行う）**

### (3) 計画の位置付け

- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 12 項及び第 13 項に基づき、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければならぬとされています。

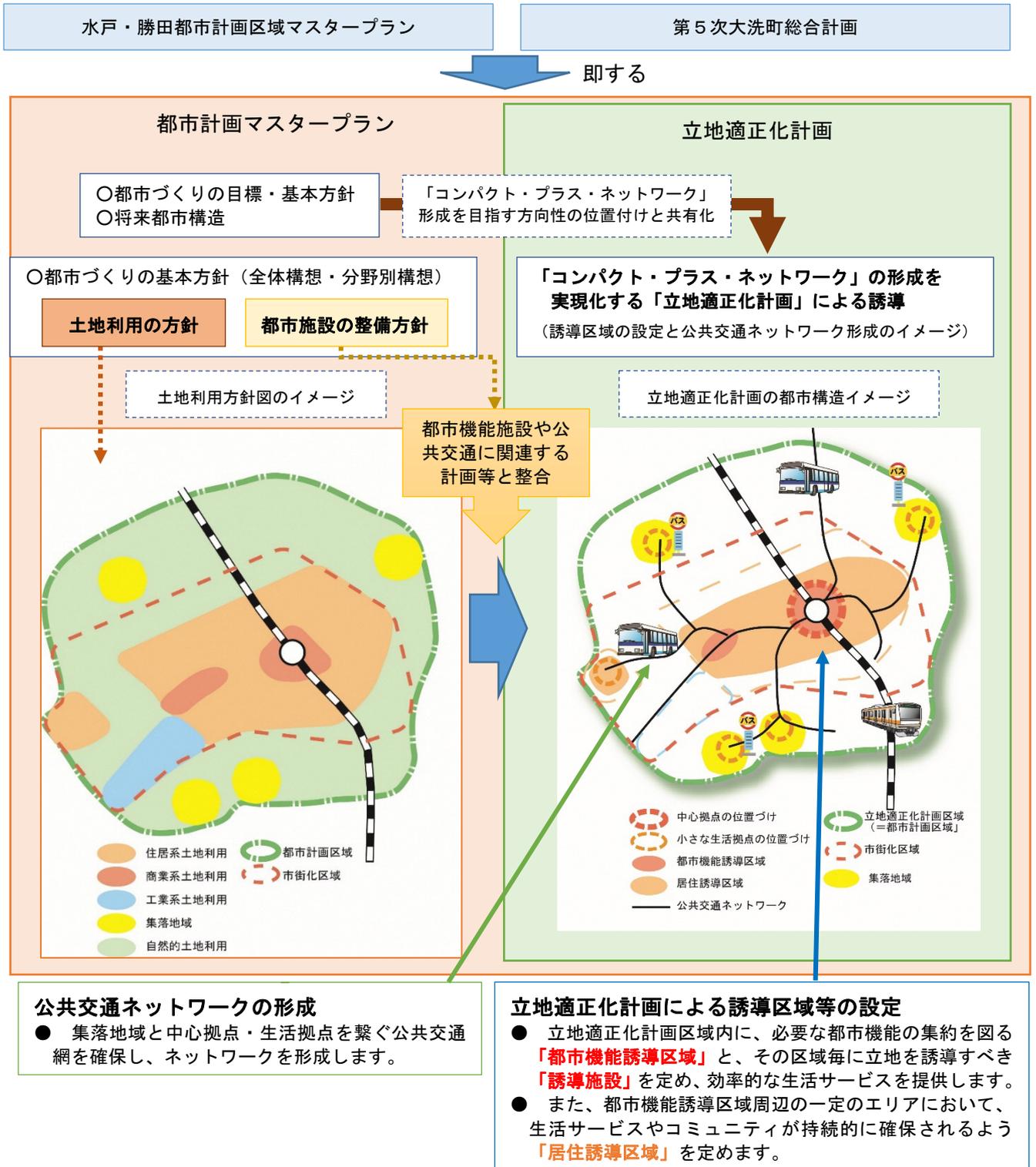


図 1 - 1 都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係

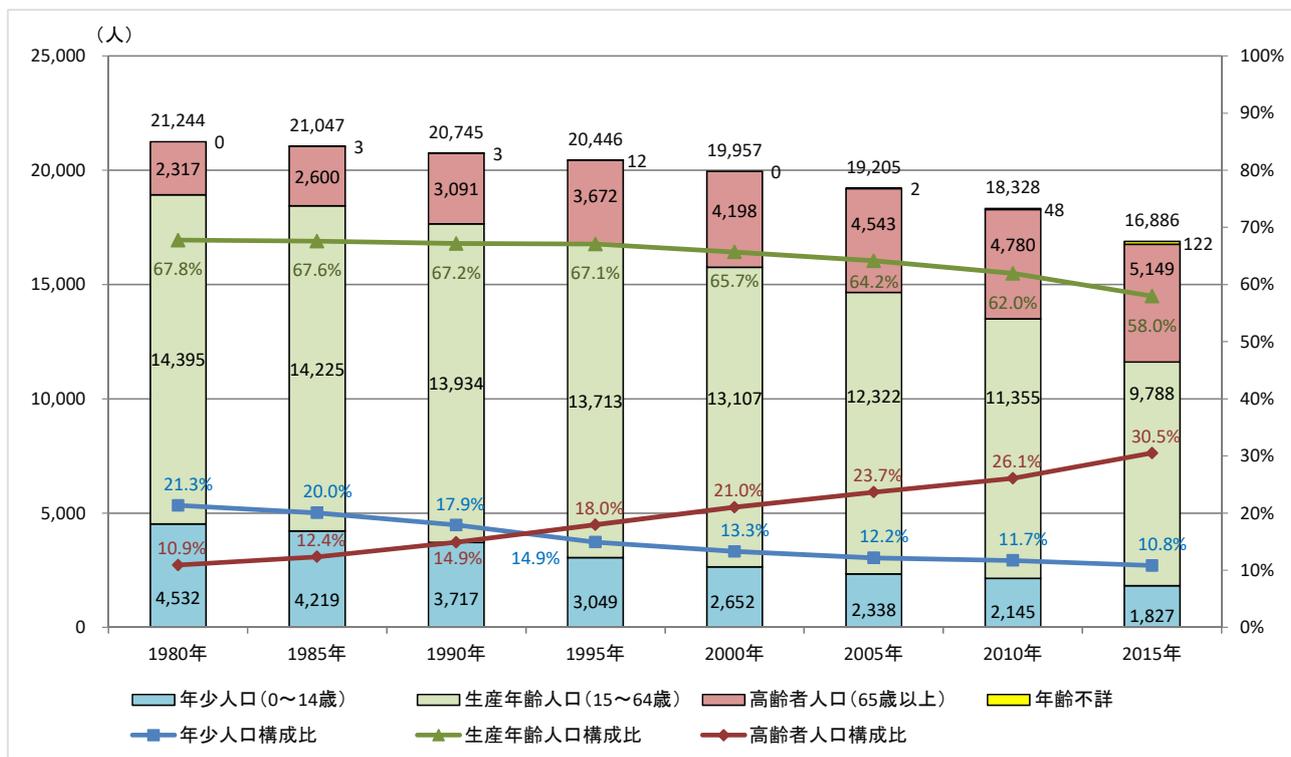
(立地適正化計画の説明会資料(2015 (平成 27) 年 6 月 1 日時点版・国土交通省) を基に作成)

## 2 大洗町の現況

### 2-1. 人口動向

#### (1) 総人口・年齢3階層別人口

- 2015（平成 27）年の総人口は 16,886 人であり、年齢 3 階層別人口構成比は、年少人口が 10.9%、生産年齢人口が 58.4%、高齢者人口が 30.7%となっています。
- 総人口の推移をみると、1980（昭和 55）年以降は一貫して減少傾向となっています。2000（平成 12）年以降は減少率が大きくなり、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年は-7.9%と大きく減少しています。
- 年齢 3 階層別人口構成比の推移をみると、1980（昭和 55）年以降の年少人口、生産年齢人口は一貫して減少、高齢者人口は一貫して増加傾向となっています。1980（昭和 55）年と 2015（平成 27）年と比較すると、年少人口はおよそ半分に減少、高齢者人口は 3 倍に増加しています。



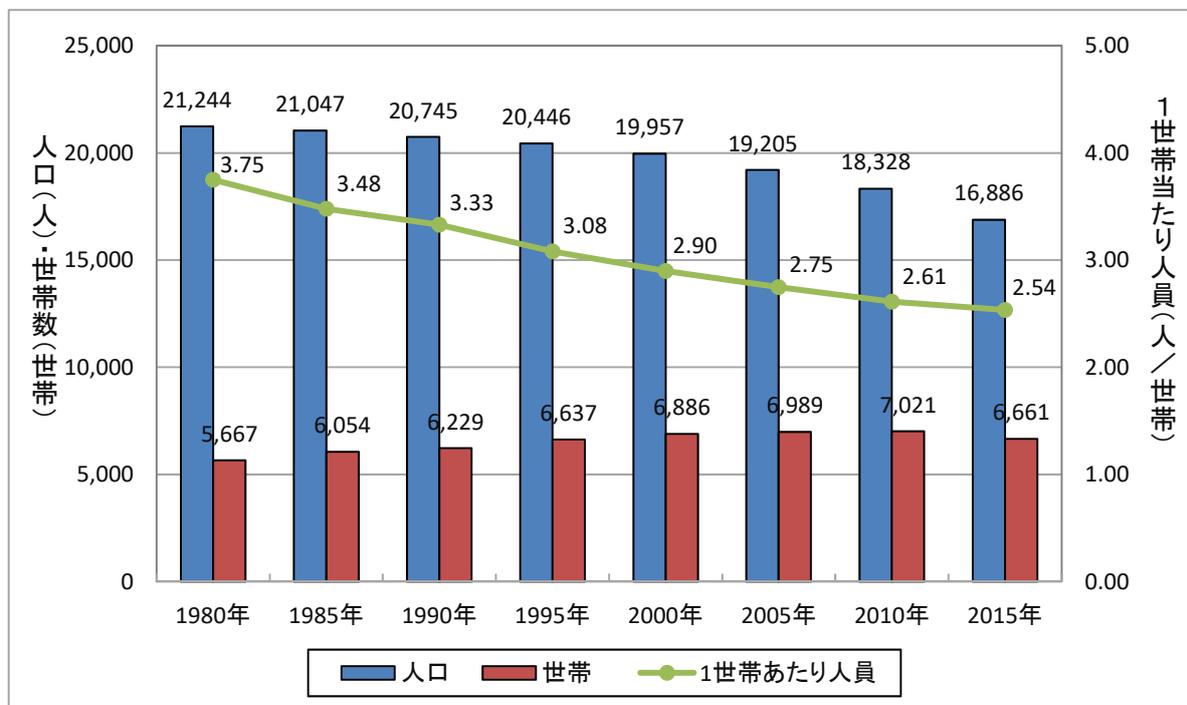
出典：国勢調査（総務省）

図 2-1 総人口と年齢 3 階層別人口構成比の推移

※年齢 3 階層別人口構成比は、年齢不詳を除いた構成比

## (2) 世帯数

- 2015（平成 27）年の世帯数は 6,661 世帯であり、1 世帯当たりの人員は 2.54 人となっています。
- 世帯数の推移をみると、1980（昭和 55）年以降増加傾向となっていました。2010（平成 22）年をピークに減少に転じています。
- 1 世帯当たり人員は 1980（昭和 55）年以降一貫して減少しており、核家族化が進行しています。



出典：国勢調査（総務省）

図 2 - 2 世帯数と 1 世帯当たり人員の推移

### (3) メッシュ別人口

#### ① 総人口

- 本町のメッシュ別人口の状況を見ると、北部の市街化区域内に集積しています。
- 北部の市街化区域内のうち、北側と東側で人口密度が高くなっており、北側には土地区画整理事業によって整備された住宅地、東側には海沿いに市街地が形成されています。なお、北側への市街地整備の影響により、居住人口が北側に集中しつつあります。

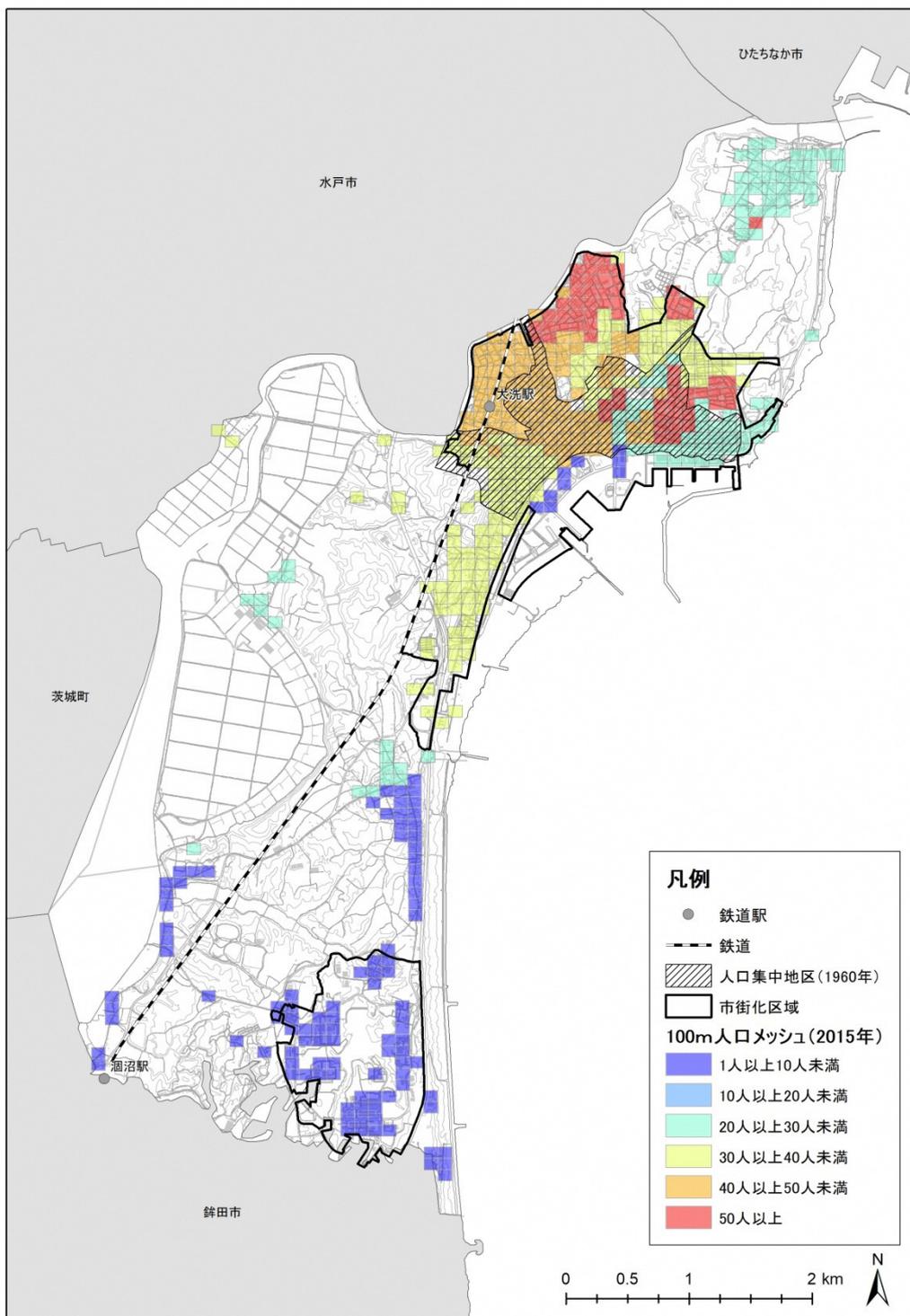


図2-3 メッシュ別人口(2015(平成27)年)の状況

## ② 年少人口

- 本町のメッシュ別年少人口の状況を見ると、北部の市街化区域のうち、北側に多く分布しています。
- 土地区画整理事業等による市街地整備に伴って、若い世代・ファミリー世代の居住が増加していると想定されます。

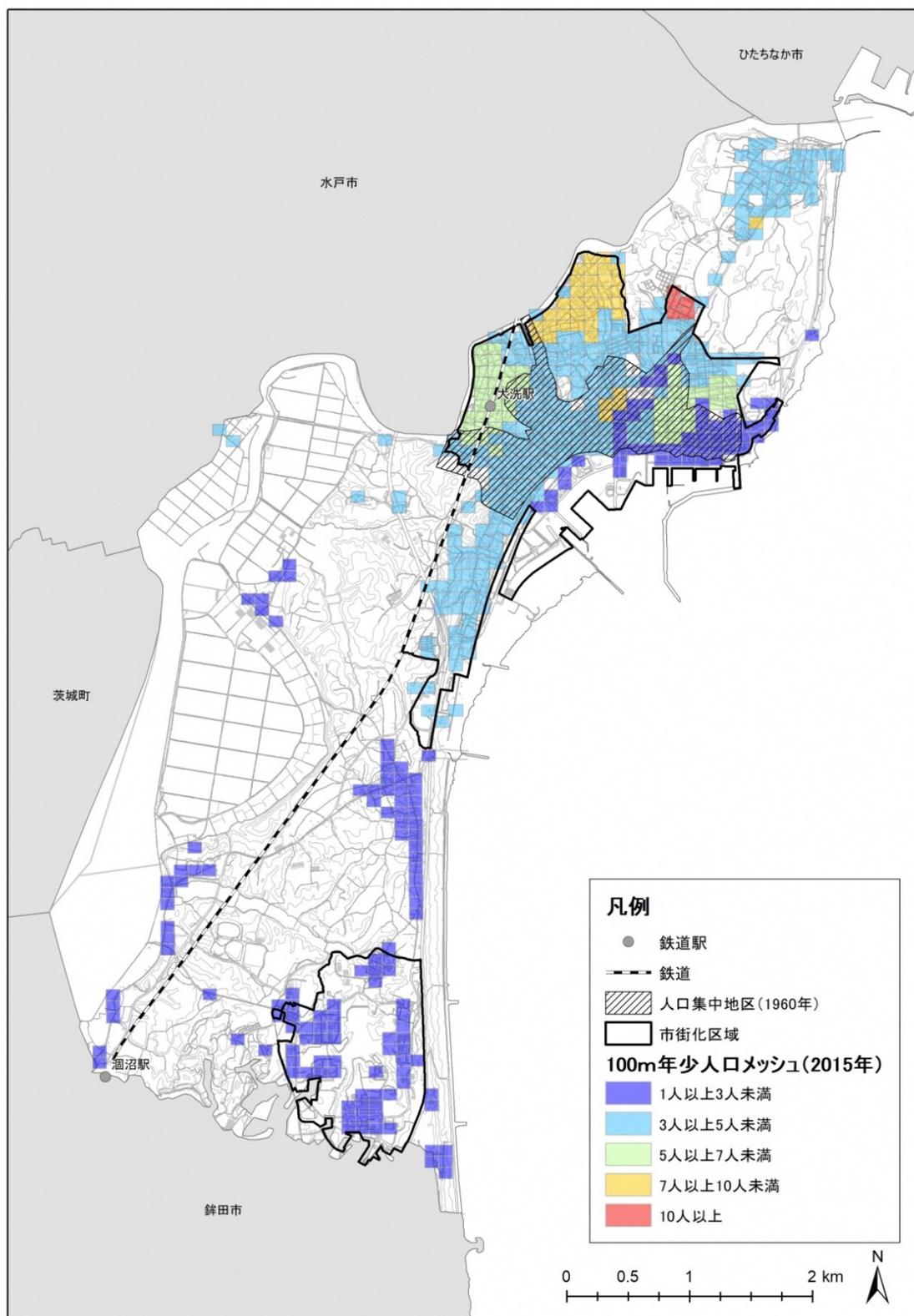


図2-4 メッシュ別年少人口(2015(平成27)年)の状況



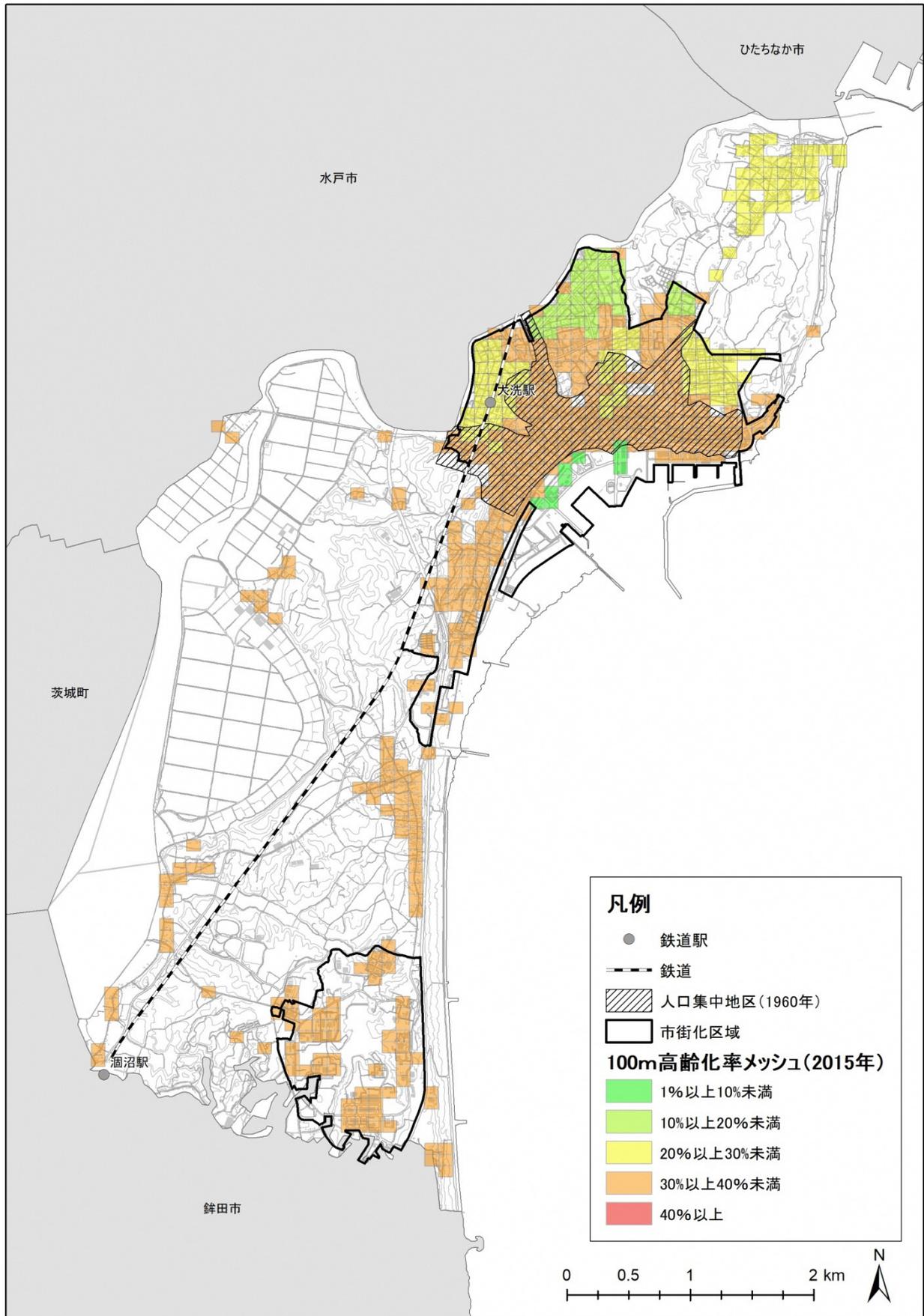
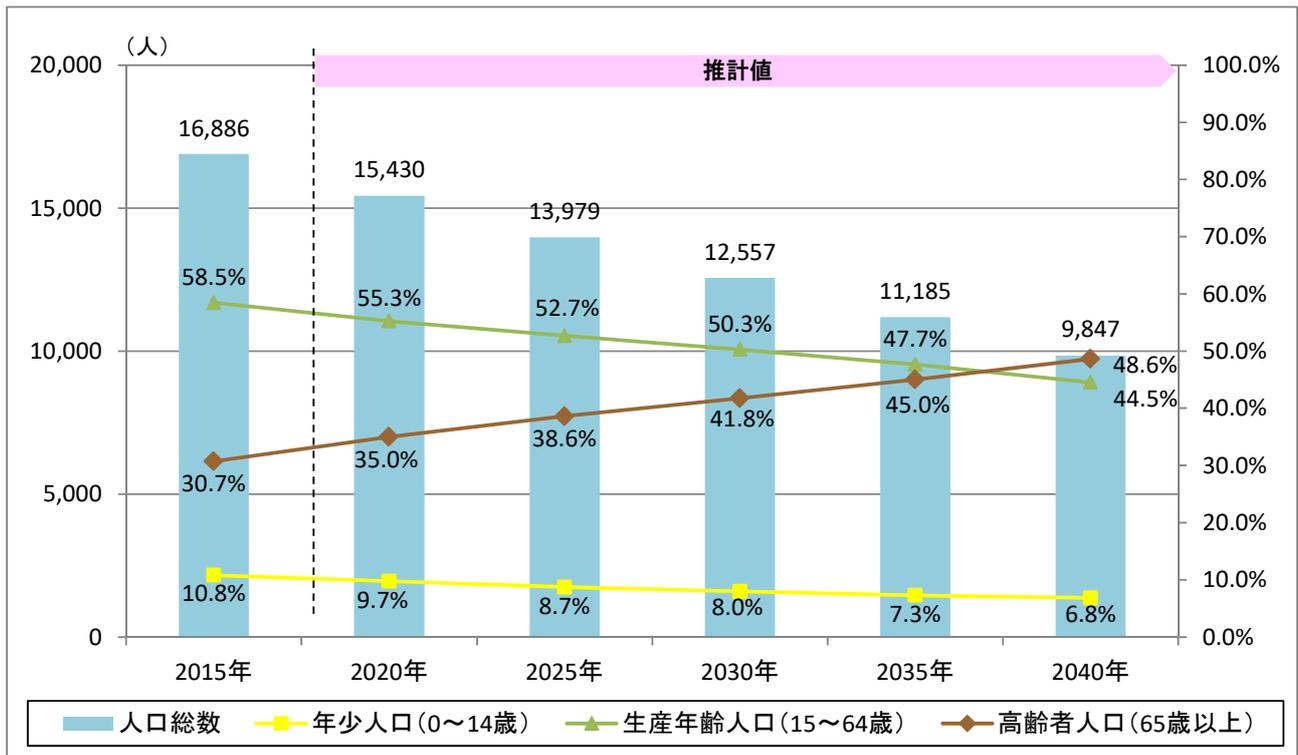


図2-6 メッシュ別高齢化率(2015(平成27)年)の状況

#### (4) 将来人口の見通し

##### ① 将来人口の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2018（平成30）年推計）によると、総人口は一貫して減少傾向となっており、2040年には9,847人まで減少する見通しとなっています。
- 年齢3階層別構成比をみると、年少人口構成比、生産年齢人口構成比は減少し、高齢者人口構成比は増加する見通しとなっています。



出典：日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

図2-7 総人口及び年齢3階層別人口構成比の将来見通し

## ② メッシュ別将来人口の見通し

- 2035年のメッシュ別人口の状況を見ると、北部の市街化区域のうち、北側では40人以上の箇所が多く見られる一方、大洗駅東側や沿岸部では20人未満の箇所も分布しています。
- 市街化区域内の増減数をみると、土地区画整理事業の行われた北側で増加しているものの、ほぼ全域で減少傾向となっており、特に大洗駅の東側等では大きく減少すると予測されます。

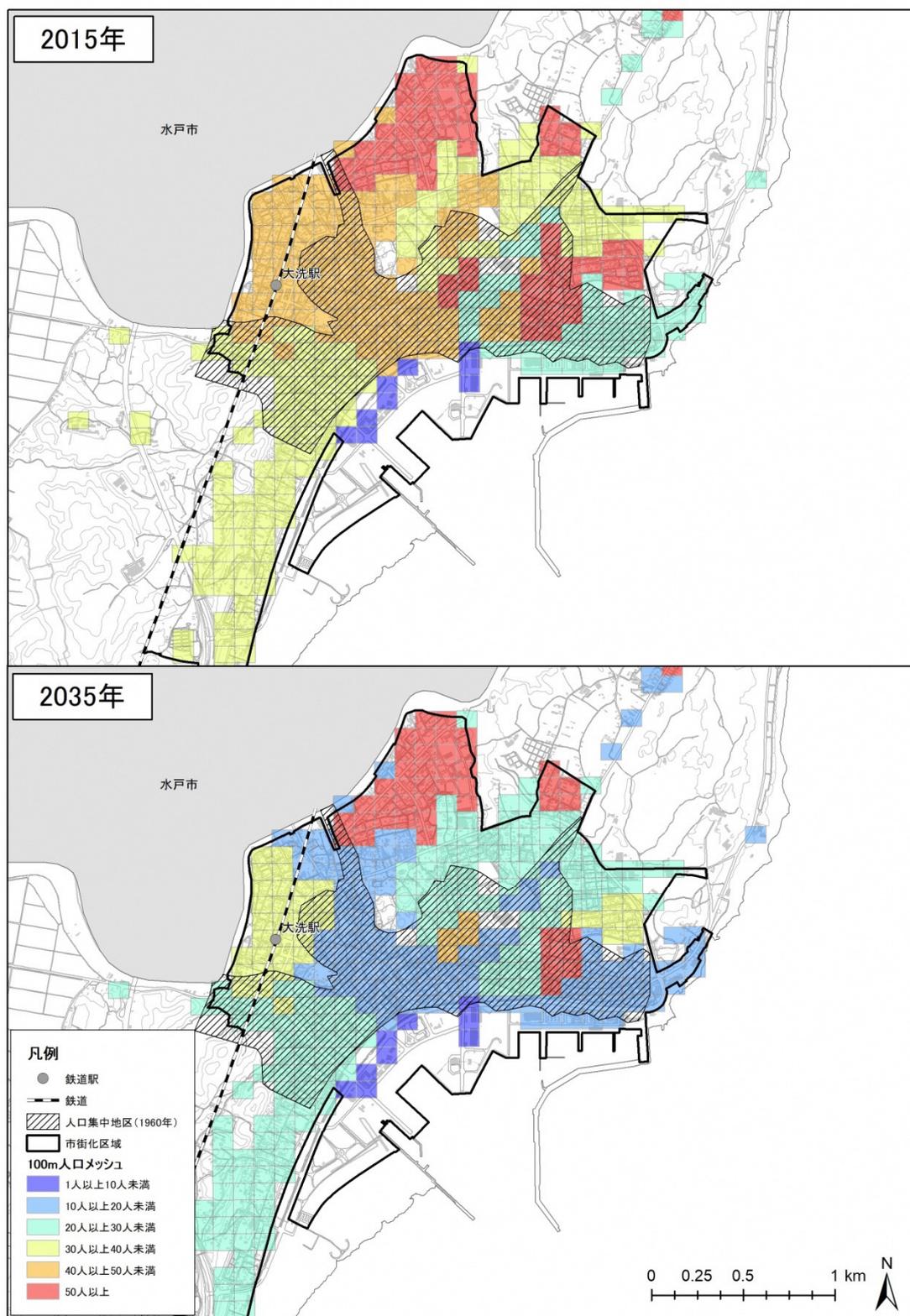
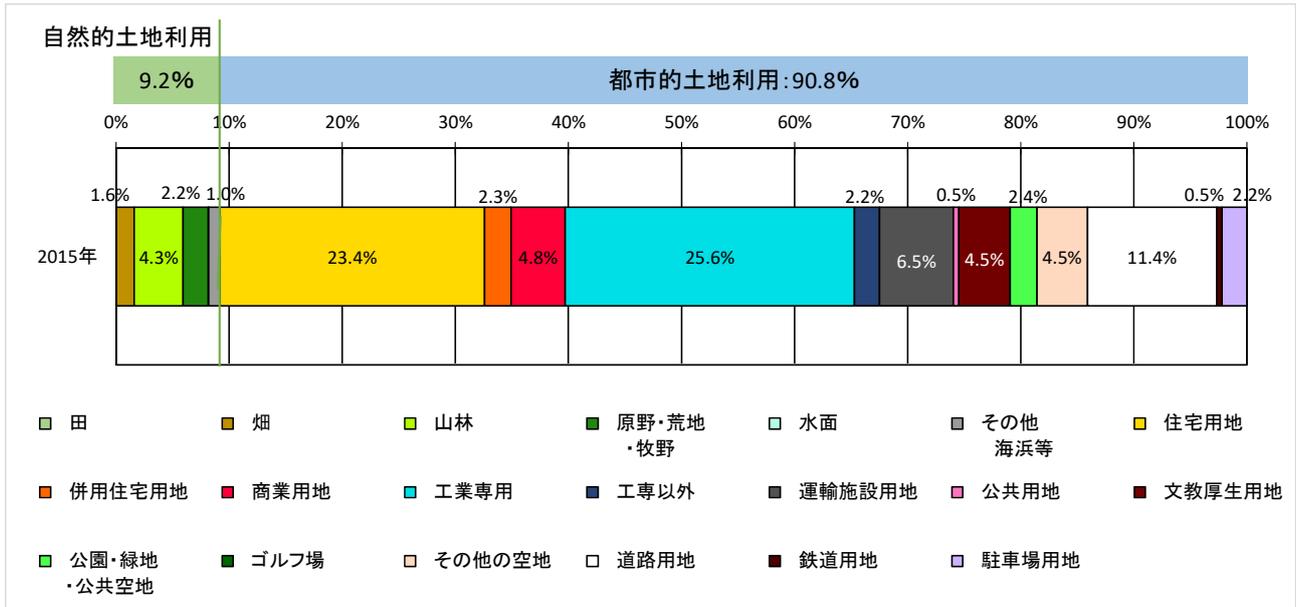


図2-8 メッシュ別人口の比較(2015(平成27)年、2035年)

## 2-2. 土地利用等の状況

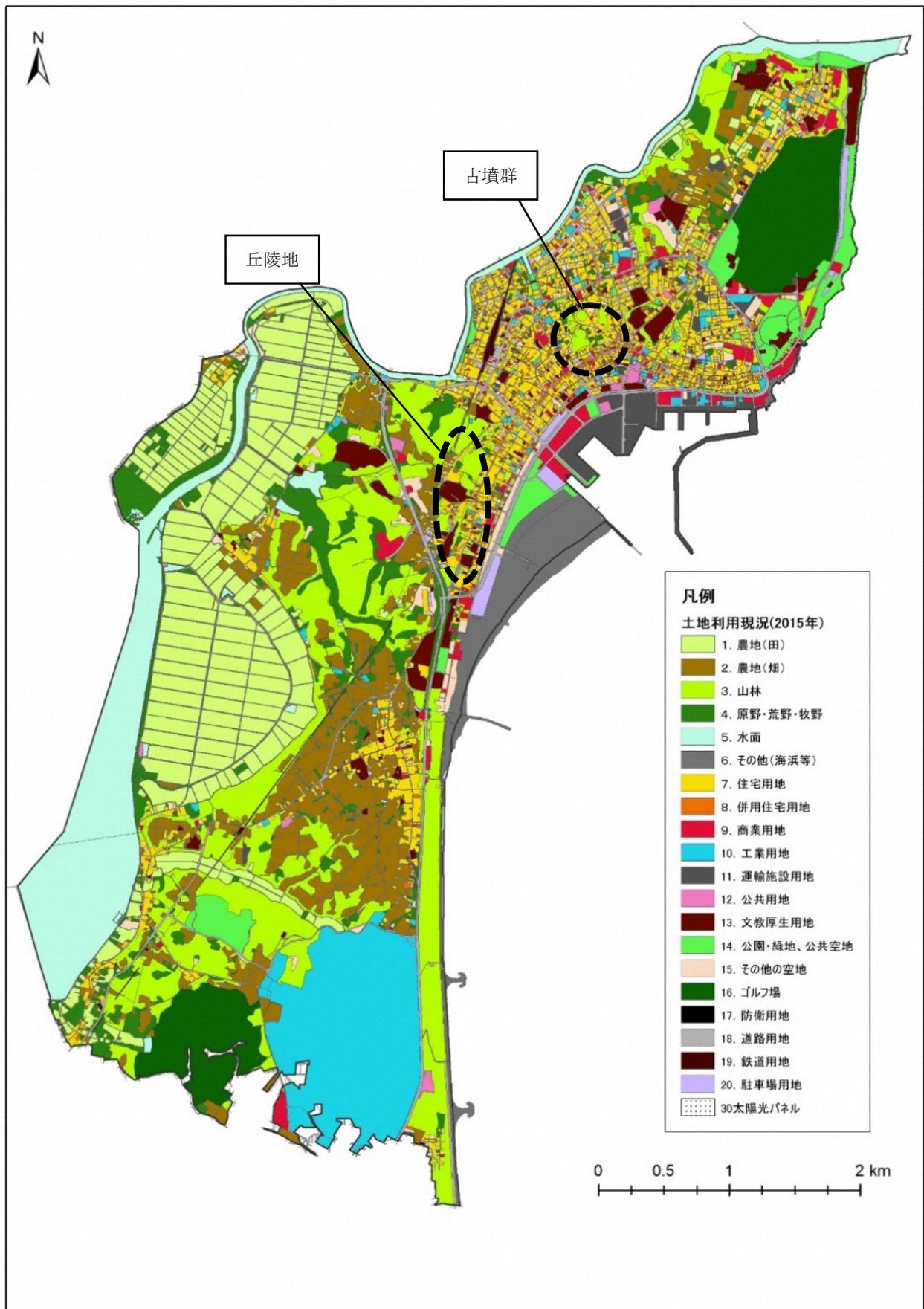
### (1) 土地利用現況

- 市街化区域内の土地利用としては、市街地開発事業を進めてきたこともあり、住宅や商業地といった都市的土地利用が90.8%を、田・畑といった自然的土地利用が9.2%を占めています。
- 一方で市街化区域内に古墳や高低差のある地形といった制約を受ける箇所があることから、低未利用地も存在しています。



出典：2015（平成27）年度都市計画基礎調査（大洗町）

図2-9 市街化区域内の土地利用現況

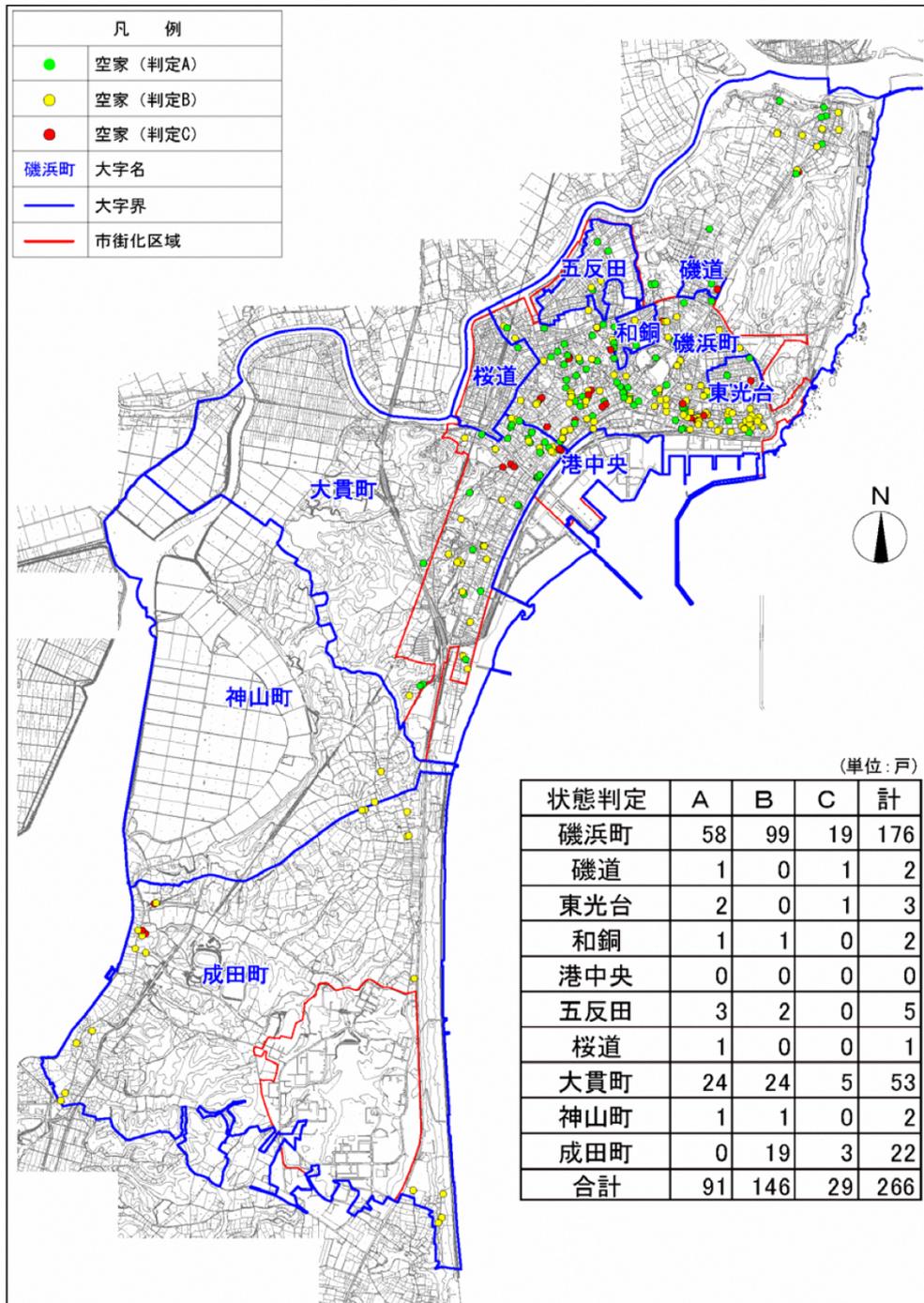


出典：2015（平成 27）年度都市計画基礎調査（大洗町）

図 2 - 1 0 土地利用現況図

## (2) 空き家の状況

○ 2015（平成 27）年度に空き家調査をした結果、町全体で 266 件の空き家があり、磯浜町と大貫町の市街化区域に分布しています。また、特に東光台地区南側の沿岸分を集積しています。



### 【大洗町空き家状態判定基準（2015（平成 27）年度）】

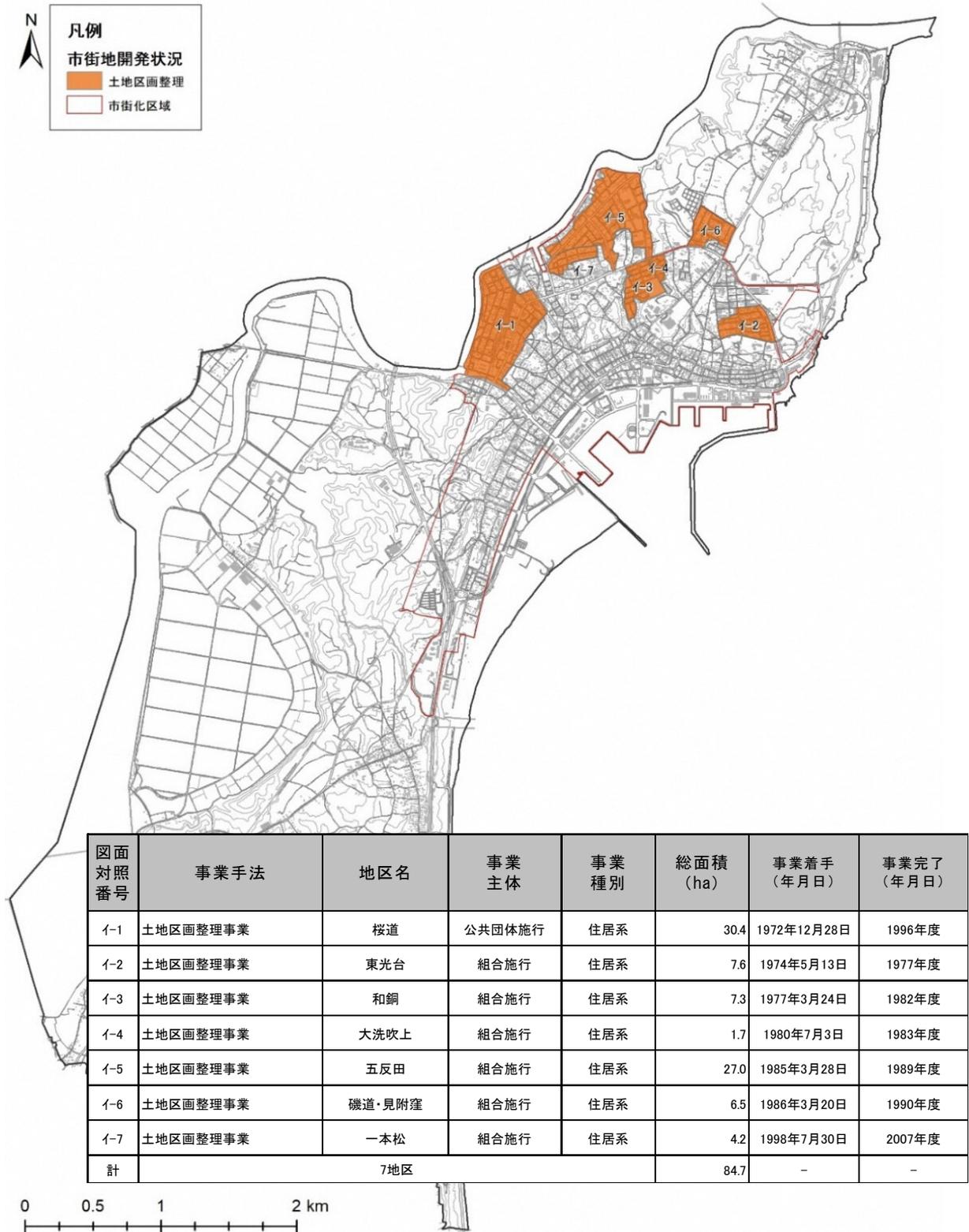
- A：管理状態良好、すぐに又は小規模改善により再利用可能
- B：当面の危険性はないが、判定のために詳細な調査が必要と思われる
- C：建物が危険な状態であるか、周辺環境への悪影響があり緊急度が高い

出典：大洗町空き家等対策計画

図 2 - 1 1 空き家分布図（2015（平成 27）年度調査）

### (3) 市街地開発事業（土地区画整理事業）の状況

- 土地区画整理事業が7地区、84.7haで実施され、2007（平成19）年度までに全ての事業が完了しています。
- 事業種別は全て住居系となっており、市街化区域の北部で整備されています。



出典：2015（平成27）年度都市計画基礎調査（大洗町）

図2-12 市街地開発状況

## 2-3. 都市交通の状況

### (1) 鉄道の利用状況

- 大洗駅の利用状況をみると、2011（平成 23）年は東日本大震災の影響で、運転を見合わせていた期間があり特異値となっており、2011（平成 23）年を除いた年平均利用者数は 80 万 4 千人程度となります。
- 2016（平成 28）年の利用者数は、本町への観光客増加の影響により、85 万 2 千人と過去 10 年間で最も利用されています。



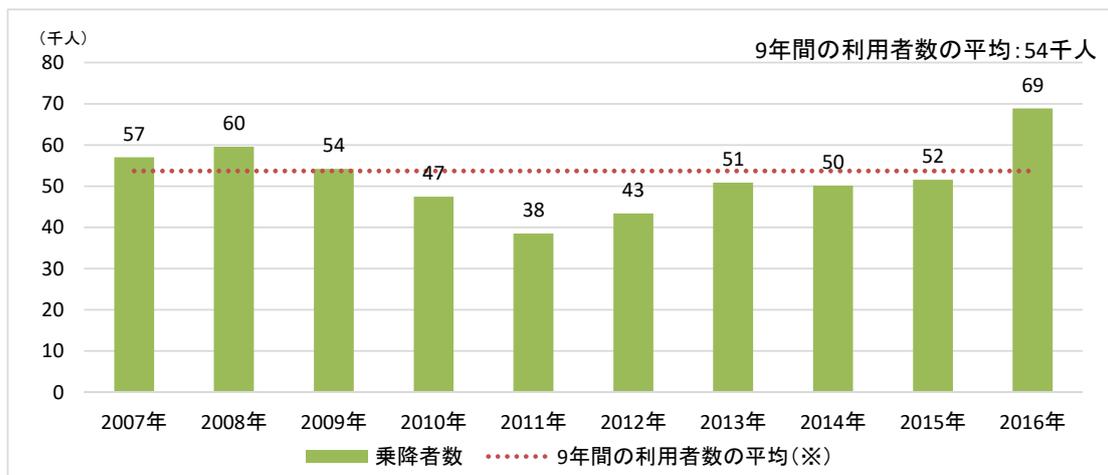
※平均は特異値である 2011（平成 23）年を除いた 9 年間で算出

出典：大洗町まちづくり推進課資料

図 2-13 大洗駅の利用者数の推移

### (2) バスの利用状況

- コミュニティバスの利用状況をみると、2011（平成 23）年は東日本大震災の影響により特異値となっており、2011（平成 23）年を除いた年平均利用者数は、5 万 4 千人程度となります。
- 2016（平成 28）年の利用者数は、観光客の増加やコミュニティバスを利用した南小・中学校へのスクールバス運行開始により利用者が増加し、6 万 9 千人と過去 10 年間で最も利用されています。



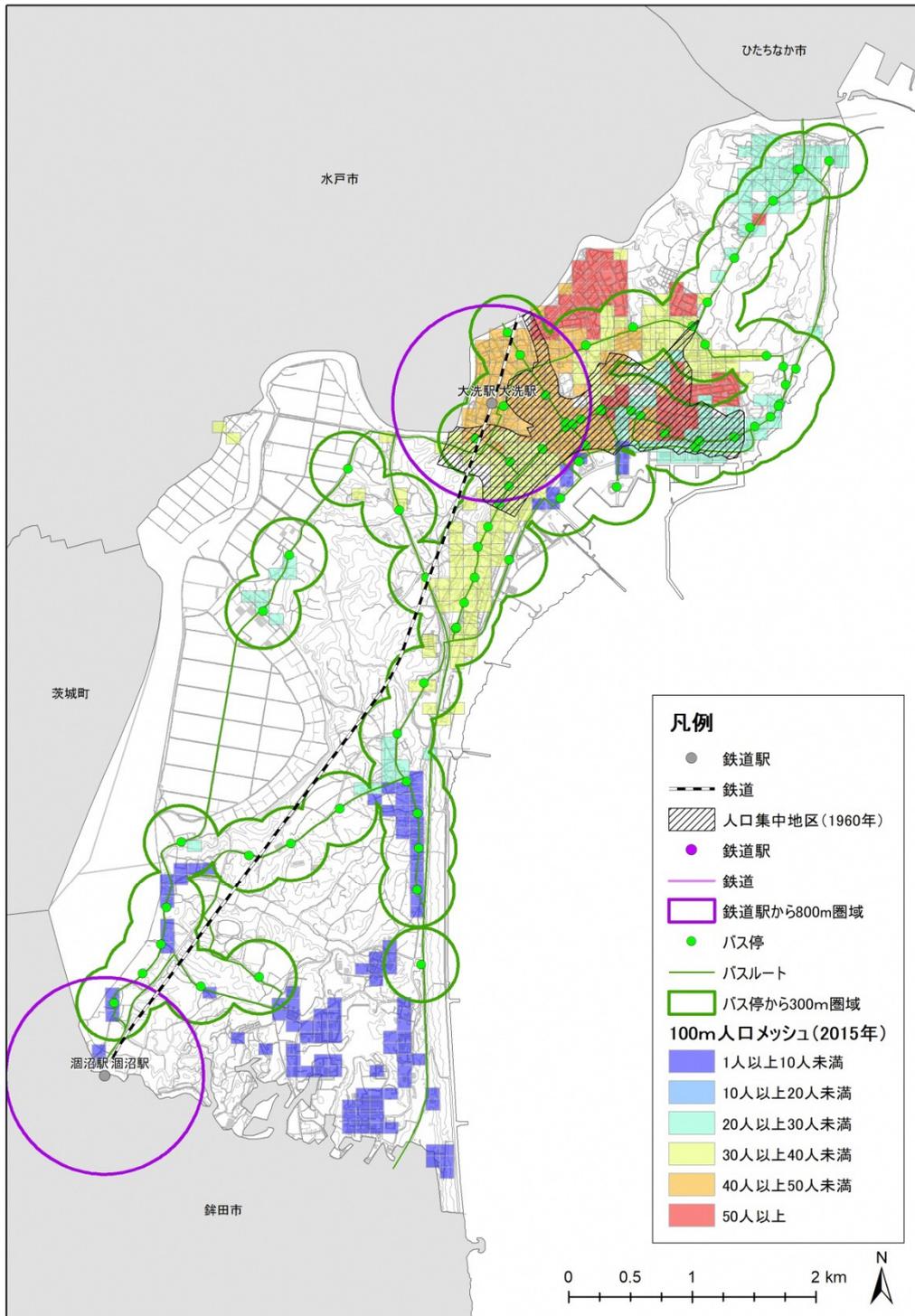
※平均は特異値である 2011（平成 23）年を除いた 9 年間で算出

出典：大洗町まちづくり推進課資料

図 2-14 コミュニティバスの利用者数の推移

### (3) 公共交通網及び徒歩圏カバー人口

- 公共交通の徒歩圏の設定の考え方は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」の考え方にに基づき鉄道を800m、バスを300mと設定しています。
- 公共交通の徒歩圏に居住する人口は13,926人であり、総人口に占める割合は82.5%と、概ね市街化区域をカバーしていますが、人口密度の高い市街化区域北側等をカバーできていない状況です。



出典：国土数値情報（国土交通省）、茨城交通路線図・コミュニティバス（海遊号・なっちゃん号）ルートマップ（バス）

図2-15 鉄道駅・バス停の配置と徒歩圏の状況

## 2-4. 都市機能の立地状況

### (1) 日常生活に必要な都市機能の立地状況

- 都市機能施設の分布状況をみると、全ての施設の多くは北側の市街化区域に分布しています。
- 都市機能施設の徒歩圏のカバー状況をみると、商業施設、子育て支援施設、医療施設、高齢者福祉施設は約9割の人口をカバーしており、徒歩圏に概ね立地しているため利便性が高いと言えます。
- 教育・文化施設のカバー率は55.9%と低くなっていますが、コミュニティバスを利用したスクールバスの運行等により補完されています。

表2-1 都市機能施設のカバー人口の状況

類型	対象とする施設 (2018(平成30)年3月調査時点)	カバー人口 (2015(平成27)年時点)	カバー率
商業施設	コンビニ、スーパーマーケット、 商店	13,910人	82.4%
教育・文化施設	小学校、中学校、その他教育施設	9,432人	55.9%
子育て支援施設	幼稚園、保育所、その他教育施設	1,709人(年少人口)	89.5%
医療施設	病院、診療所	15,106人	89.5%
高齢者福祉施設	介護・福祉施設	4,956人(高齢者人口) ※地域包括ケアシステムで想定されている 日常生活圏域(半径1km)の人口	96.3%
金融施設	銀行、JA、郵便局	12,298人	72.8%

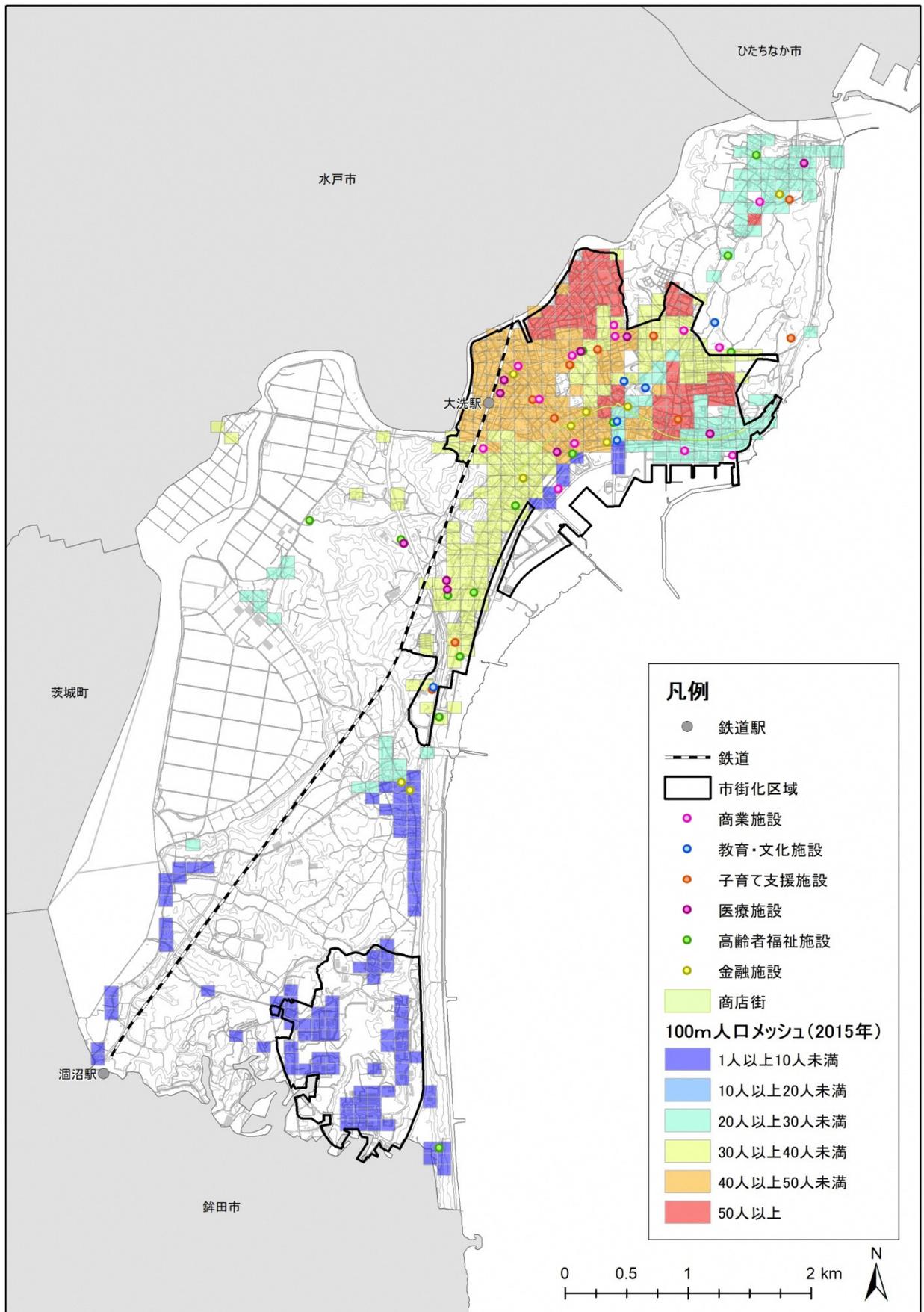


図 2 - 1 6 都市機能施設の立地と人口分布の状況

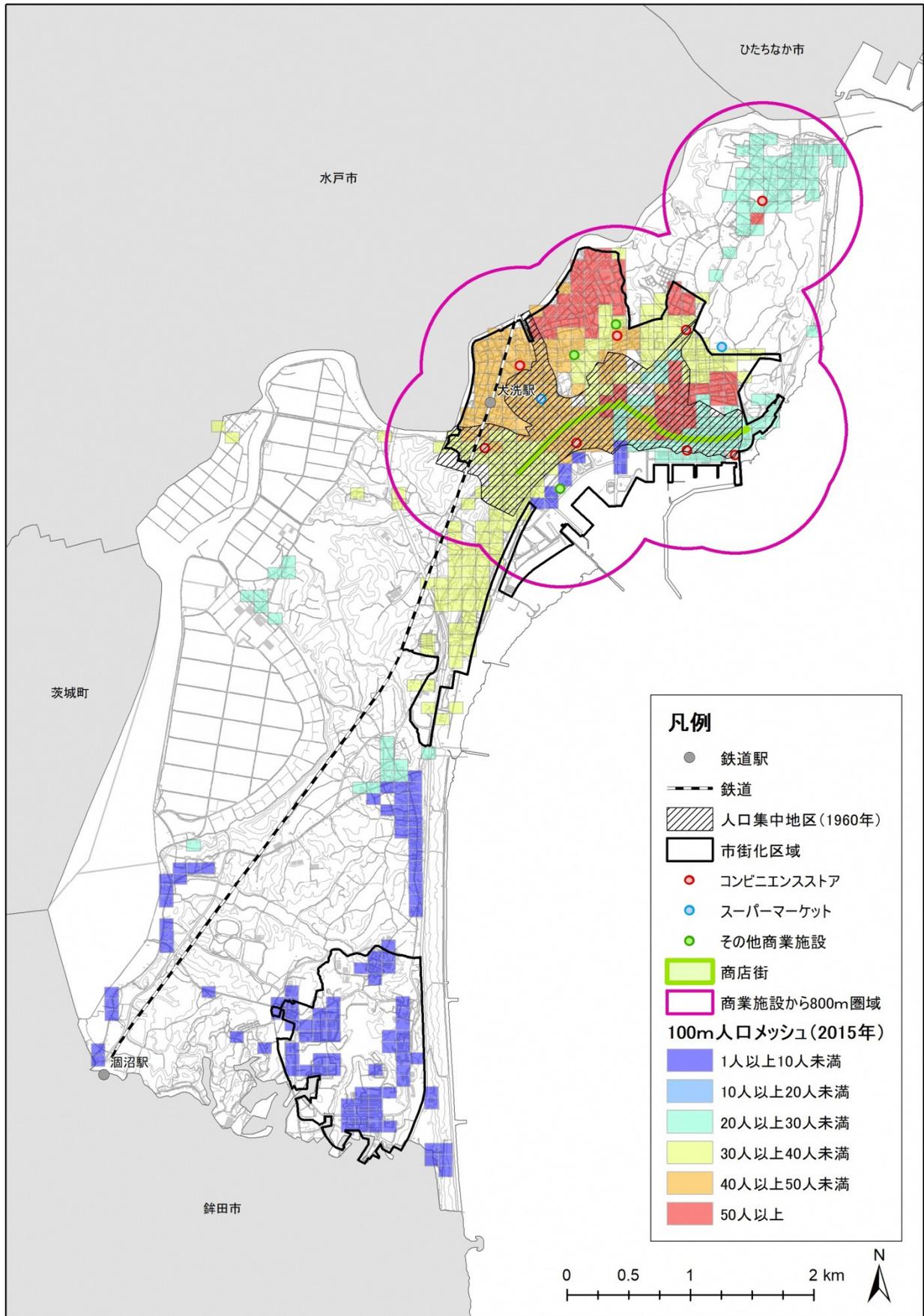


図 2-17 商業施設の徒歩圏と人口分布の状況

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

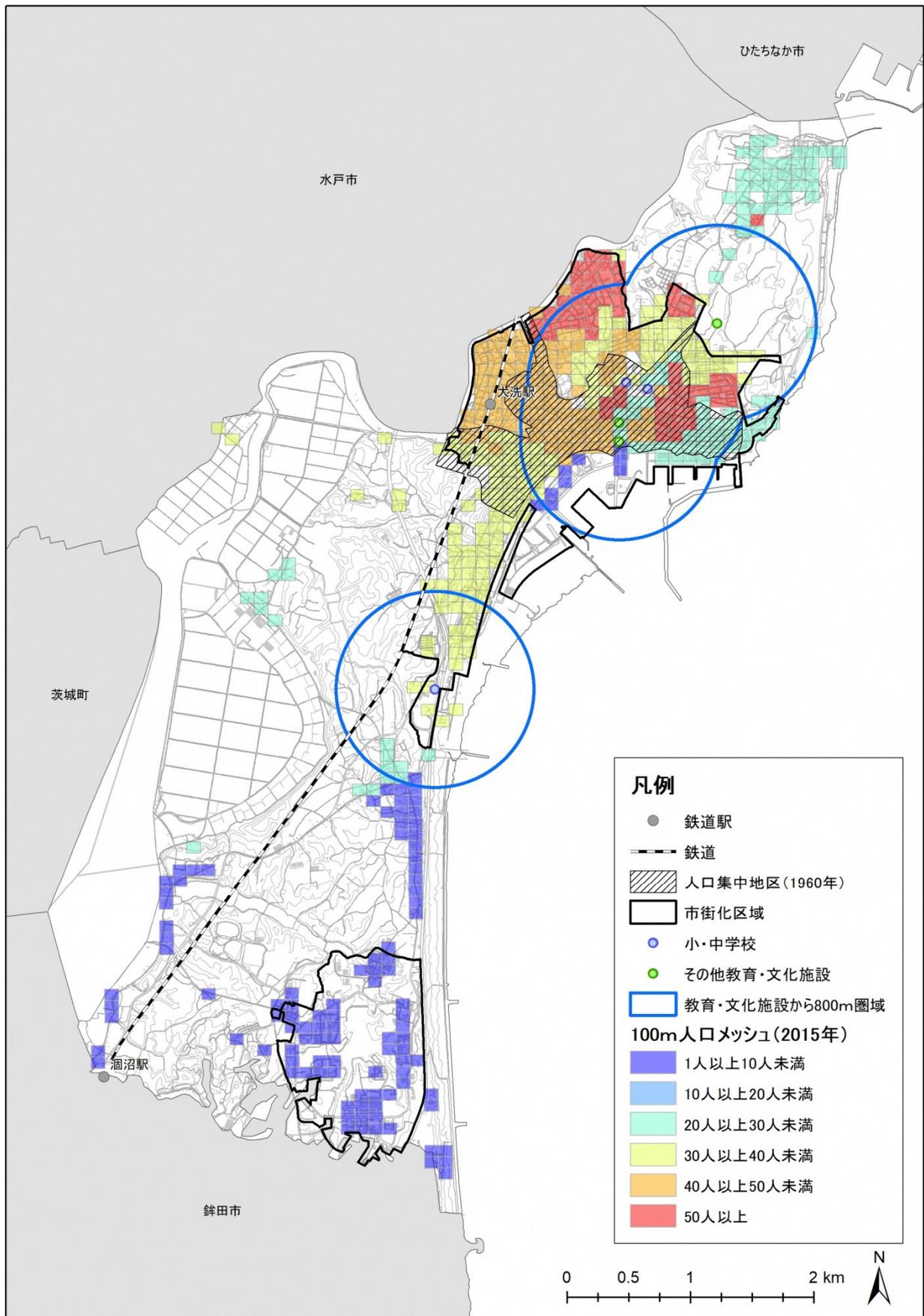


図2-18 教育・文化施設の徒歩圏と人口分布の状況

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

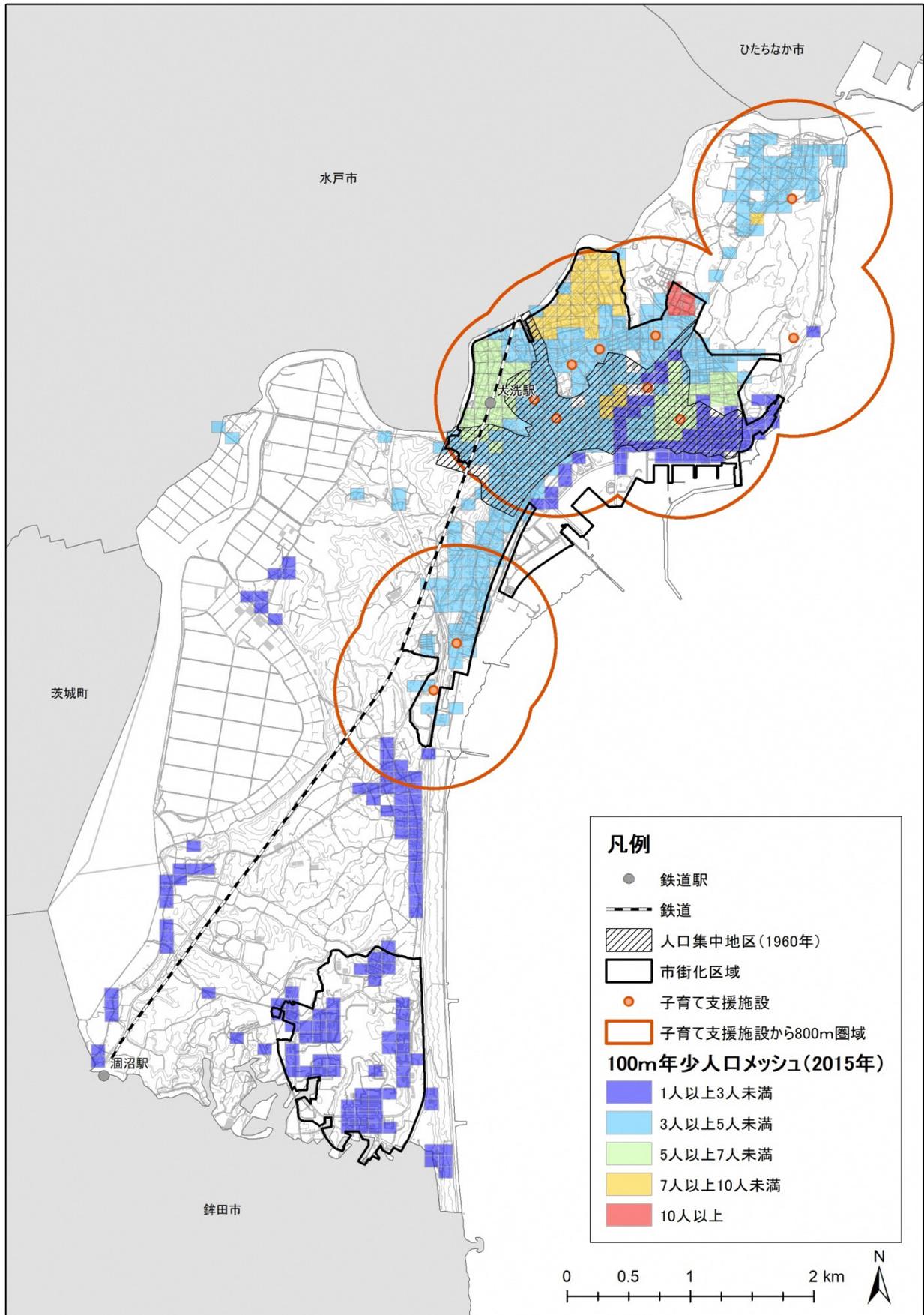


図2-19 子育て支援施設の徒歩圏と年少人口分布の状況

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

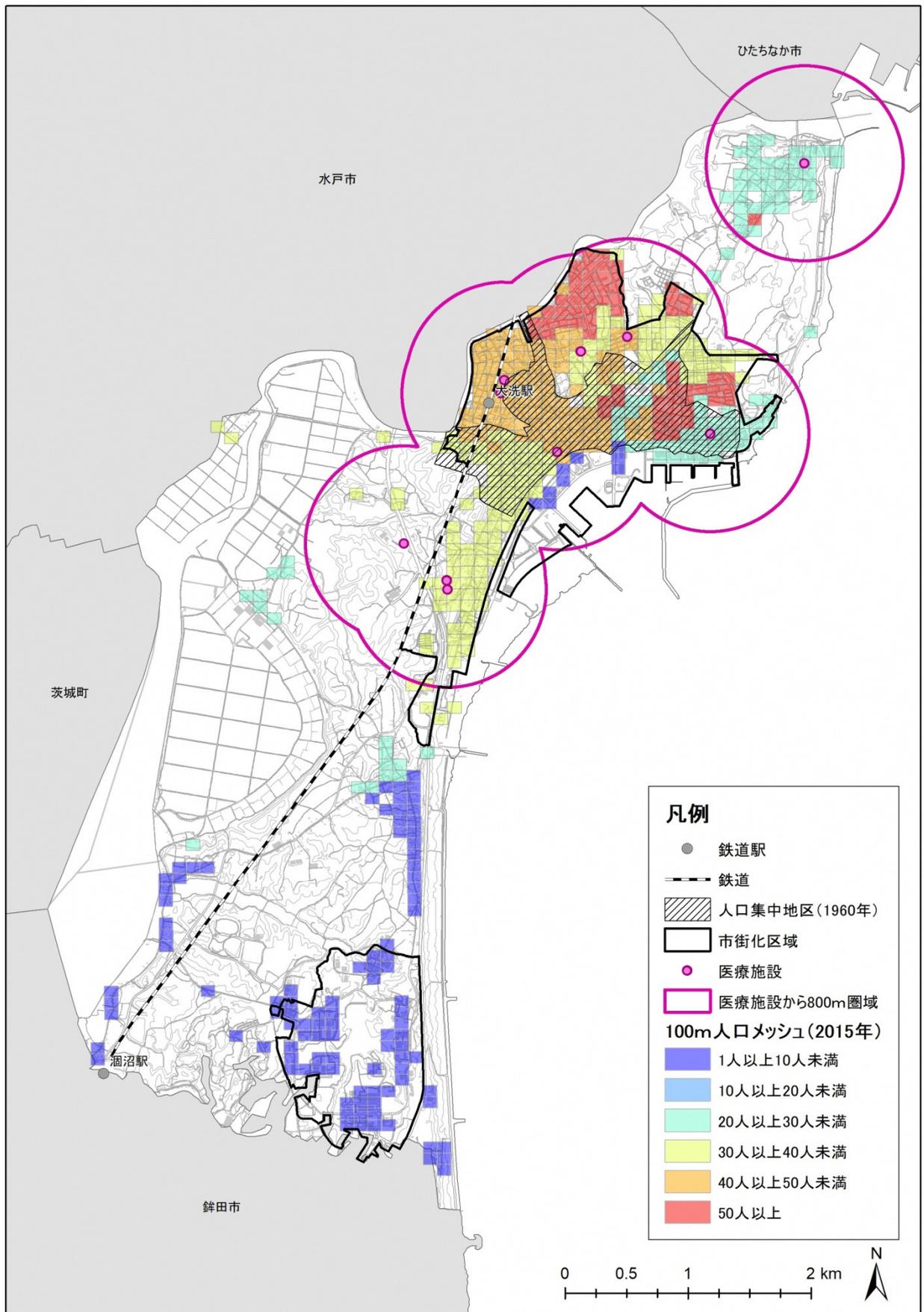


図 2-20 医療施設の徒歩圏と人口分布の状況

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

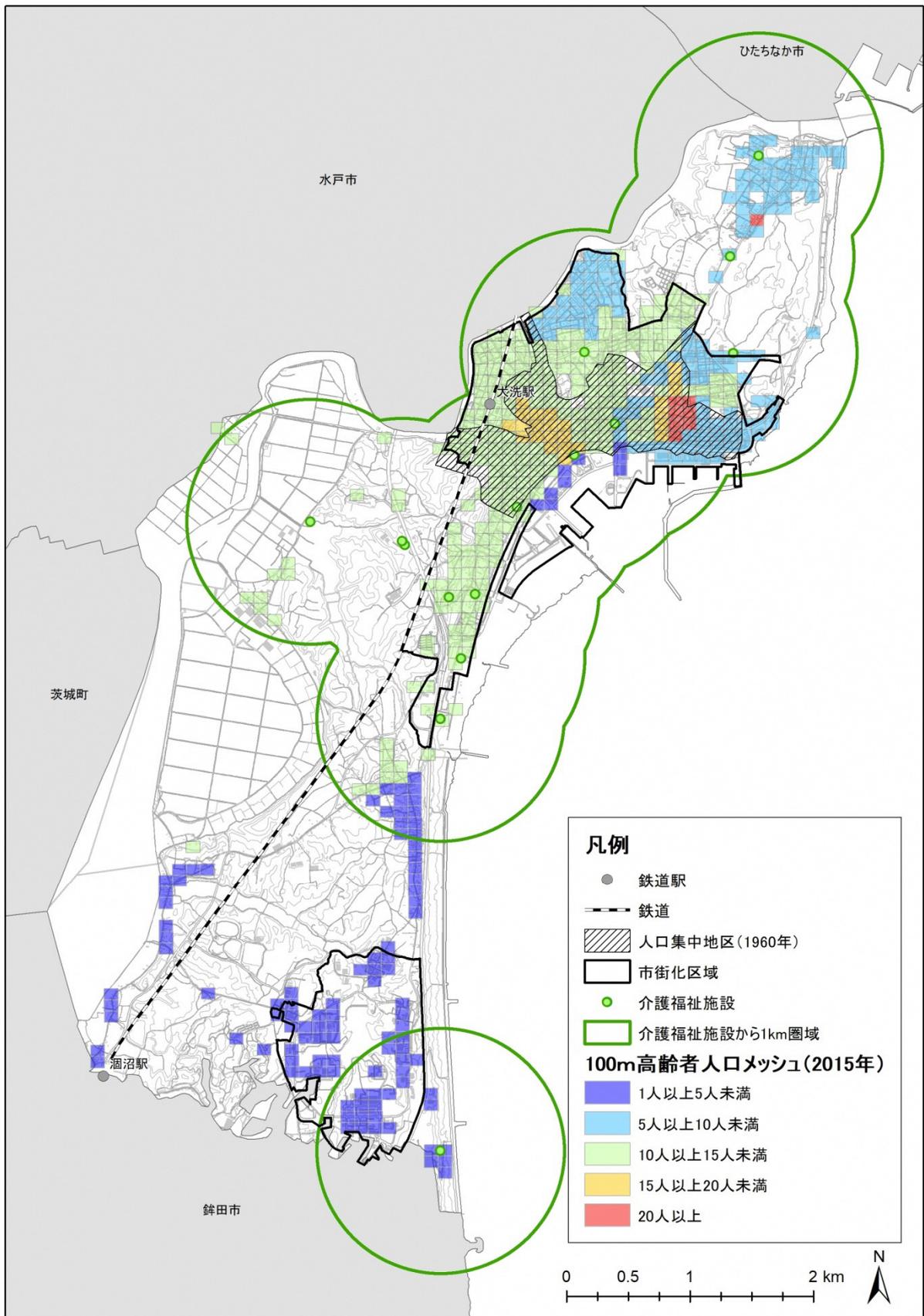


図2-21 介護・福祉施設のカバー圏域と高齢者人口分布の状況

※カバー圏域は、「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき、地域包括ケアシステムで想定されている日常生活圏域の1kmを採用

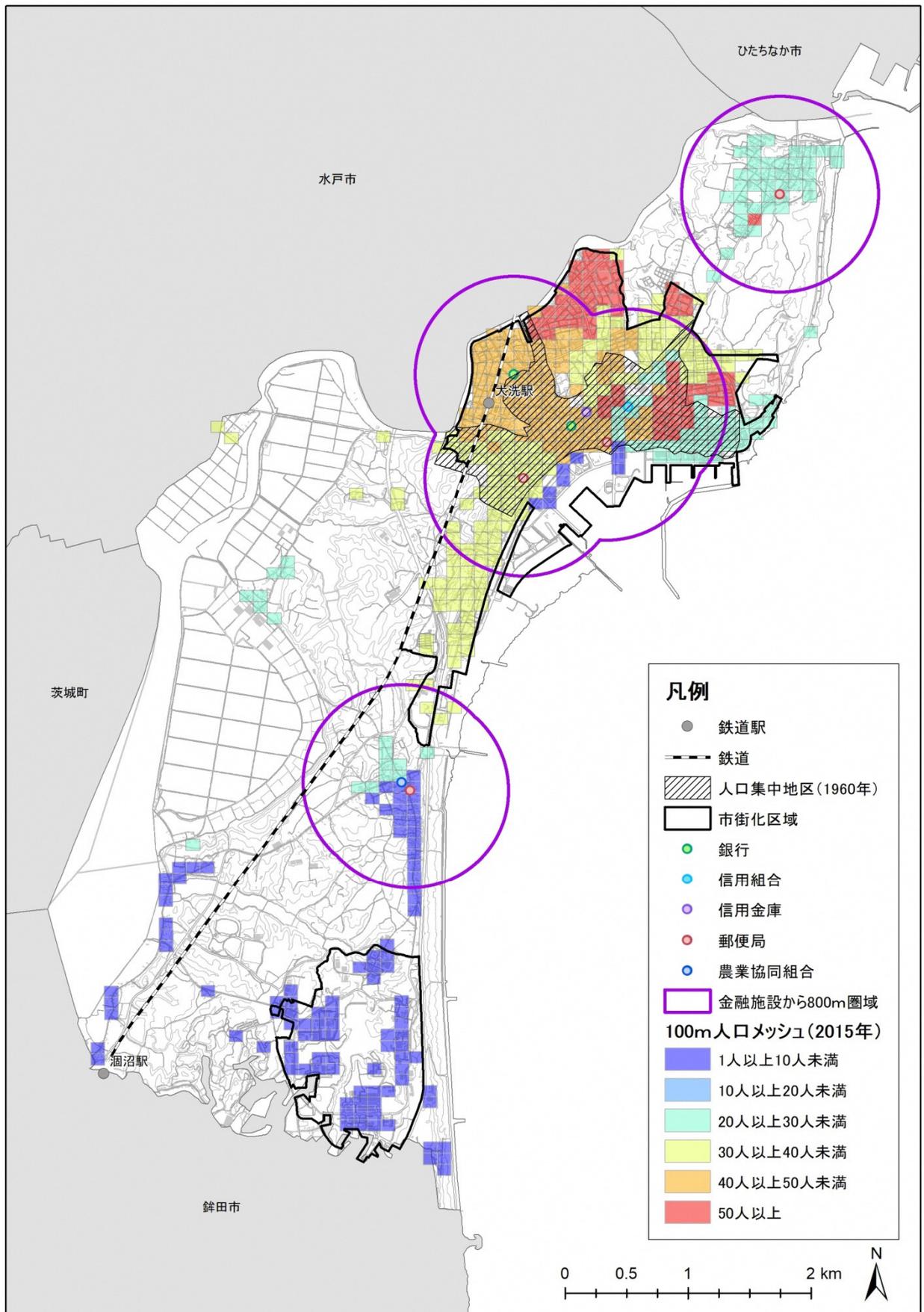


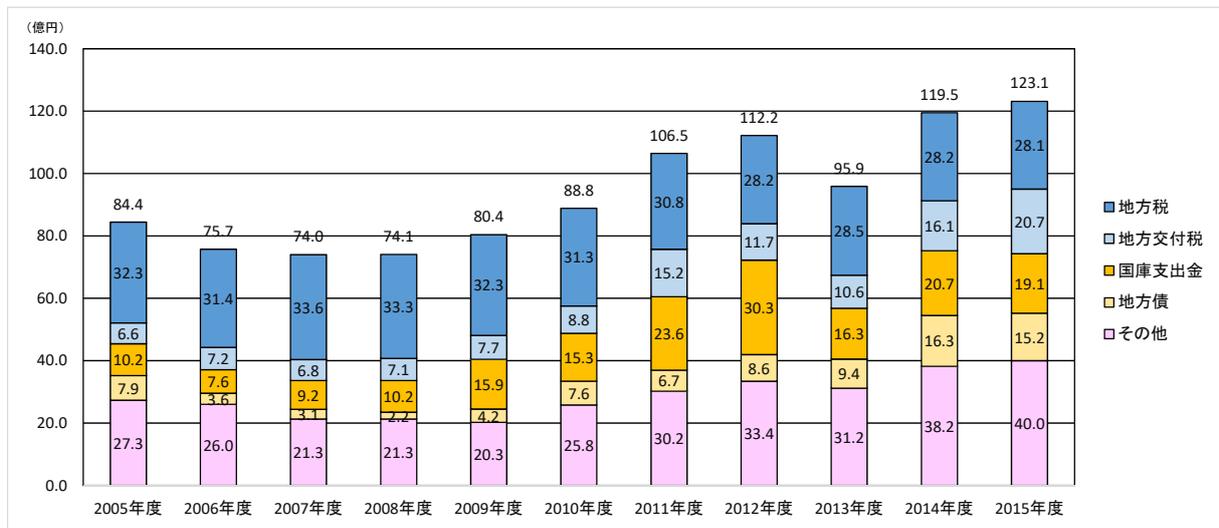
図 2-22 金融施設の徒歩圏と人口分布の状況

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

## 2-5. 財政状況

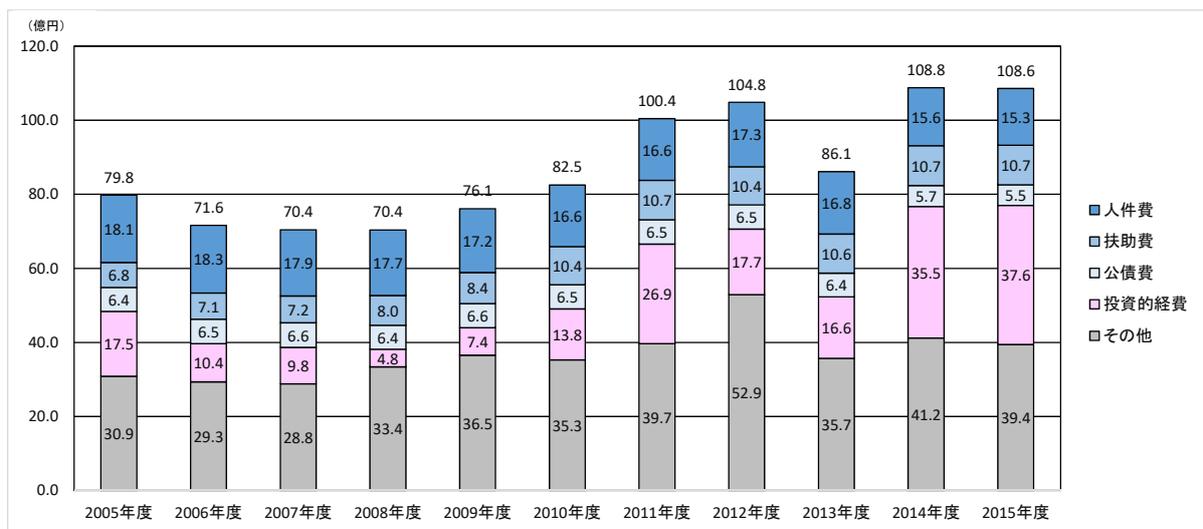
### (1) 歳入・歳出

- 歳入総額は、2005（平成17）年度から2010（平成22）年度までは80億円程度で推移していましたが、2011（平成23）年度以降は東日本大震災による復旧・復興事業による歳入が増加し、約90～120億円で推移しています。
- 歳入の内訳をみると、地方税はゆるやかに減少しており、今後も人口減少等が見込まれているなかで、大幅な伸びは期待できない状況です。
- 歳出の内訳をみると、扶助費が2005（平成17）年度から2015（平成27）年度にかけて約1.6倍に増加しており、今後も少子高齢化が見込まれているなかで、さらなる増加が見込まれます。



出典：2016（平成28）年度市町村別決算状況調（総務省）

図2-23 歳入の推移

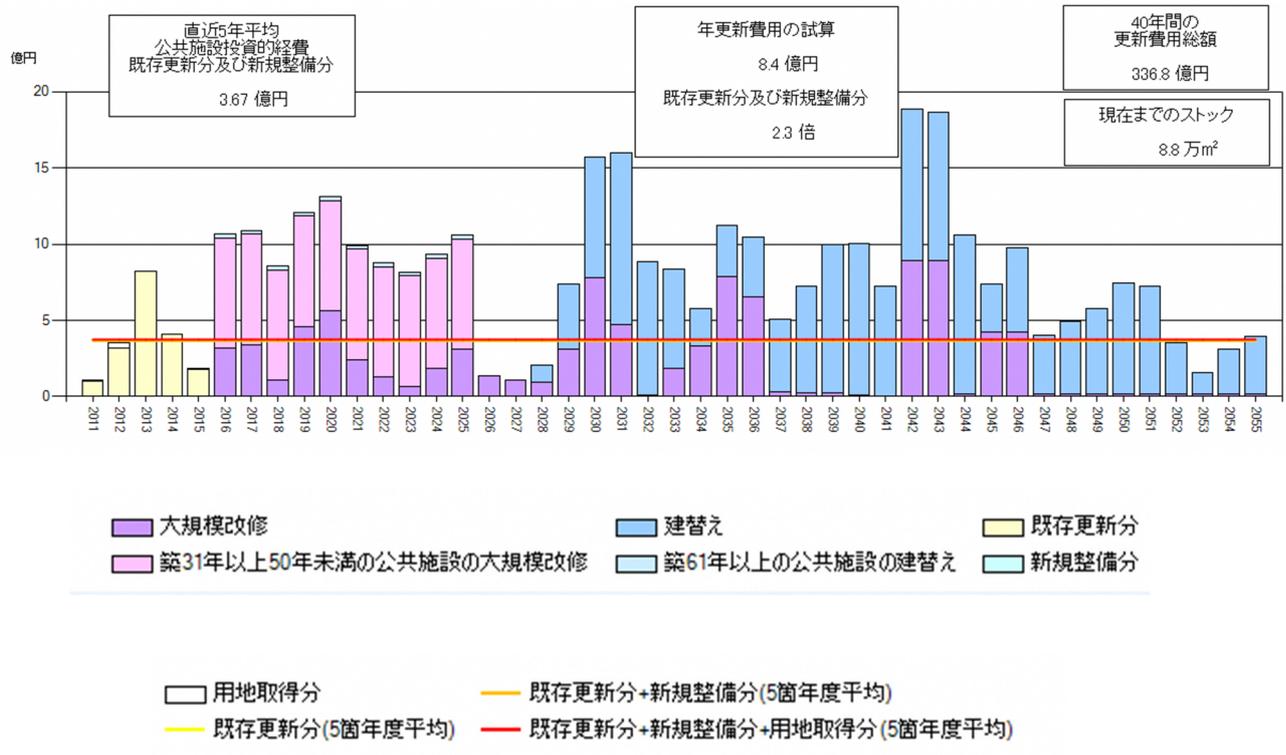


出典：2016（平成28）年度市町村別決算状況調（総務省）

図2-24 歳出の推移

## (2) 公共施設等の将来の更新等費用

- 公共施設等にかかる将来の更新等費用の試算結果をみると、40年間で336.8億円、1年あたり8.4億円の費用がかかると推計されます。



出典：大洗町公共施設等総合管理計画

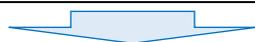
図2-25 更新等費用の試算結果

### 3 持続可能な都市づくりに向けた今後の課題

#### (1) 生活環境の観点

##### 【現状認識】

- 本町の総人口は減少傾向を示しており、特に近年、大きく減少しています。将来人口の推計において、人口減少の傾向は持続していく見通しとなっています。また、高齢化及び核家族化の進行により、高齢者の一人暮らし世帯の増加が懸念され、医療・福祉の需要が増加していくと想定されます。
- 土地区画整理事業が実施された五反田地区等への人口の集積が見られ、年齢層も比較的若い年代が居住しています。
- 主要な都市機能施設の多くは、既存商店街や町役場周辺区域（街なか）に立地しています。



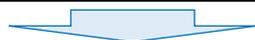
##### 【課題】

- 本町の中心となる既存商店街や町役場周辺区域（街なか）には、市街地形成の成り立ちから多くの都市機能が集積していますが、人口減少と高齢化の進行に伴って、都市機能の維持が困難になることや機能需要の変化が見込まれます。そのため、中心地としての役割が機能し続けるよう、街なかへの人口流入や新たな定住を促して人口密度を維持していくとともに、ニーズに応じた都市機能の配置が必要です。

#### (2) 居住環境の観点

##### 【現状認識】

- 既存商店街周辺区域を中心に空き家が増加している傾向にあり、老朽化による倒壊等の危険性や防犯性など、市街地の安全性の低下が危惧されます。
- 古墳や高低差のある地形条件などによって、市街地内においても土地利用の制約を受ける箇所があります。
- 東日本大震災では、沿岸部を中心に津波による甚大な被害を受けています。
- 市街化区域内においても、涸沼川の氾濫による浸水想定区域があり、一部 5.0m未満の浸水が想定されます。
- 涸沼川沿川の一部区域に災害危険区域（出水）が指定されています。
- 市街化区域内の丘陵地には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。



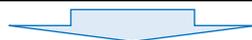
##### 【課題】

- 市街化区域内において、人口集積地の変動や土地利用の制約を受ける地区が存在するため、土地利用条件を踏まえて居住を適正に誘導し、均衡ある土地利用へ変えていく必要があります。
- 市街地内には、災害の危険性のある区域や安全性を確保すべき区域があります。これらの条件を踏まえ、適正な居住誘導や適切な対策を講じることで災害リスクの低減を図る必要があります。
- 既存商店街周辺区域においては、空き家、空き地などの遊休財産が介在しており、防災性や防犯性の低下が懸念されるため、適切な維持・管理が必要です。

### (3) 公共交通サービスの観点

#### 【現状認識】

- 本町の公共交通は、鉄道、路線バス及びコミュニティバスで運営されています。
- 市街化区域北側の人口密度が高いエリアの一部に、公共交通の徒歩圏利用の圏外エリアが見られます。
- 今後、高齢化が進展することを見据えると、より一層の公共交通を活用した都市機能の利用が見込まれます。
- 本町の財政状況は、将来の人口減少・少子高齢化の進行に伴う財政負担の増加により、将来の財源確保が厳しくなると予測されます。



#### 【課題】

- 本町全体及び市街化区域北側の一部に、公共交通不便地域が見られます。生活利便性の維持・向上を図るため、公共交通不便地域の解消に努めていく必要があります。
- 本町の公共交通のうち、コミュニティバスの運行は町営であり、財政負担が生じています。今後更なる高齢化に伴い、高齢者をはじめとする町民の貴重な移動手段となる公共交通サービスを維持するための財源の確保に努める必要があります。

## 4 立地適正化に関する都市づくりの方針

### 4-1. 将来都市像

都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標を「人が輝き まちが輝く 海が育む観光・交流のまち 大洗」と設定し、これを実現するための都市づくりの基本方針が定められています。

本計画における将来都市像は、都市計画マスタープランとの整合性を踏まえ、両計画で同様の将来都市像を共有することとします。

#### 【将来都市像】

**「人が輝き まちが輝く 海が育む観光・交流のまち 大洗」**

#### 【基本方針】

##### 海と緑を活かした観光・交流都市づくり

全国有数の海の観光地として、豊富な海の資源、また豊かな農地、自然環境を活かして、子供から高齢者、障害者までが観光、レジャー、体験を満喫できるよう、今ある魅力の強化、潜在的な魅力の再発見を行い、多様なニーズに対応した機能の充実・強化を図り、町民や訪れる人々が集い交流する都市づくりを進めます。

##### 全ての人が暮らしやすい 人にやさしい都市づくり

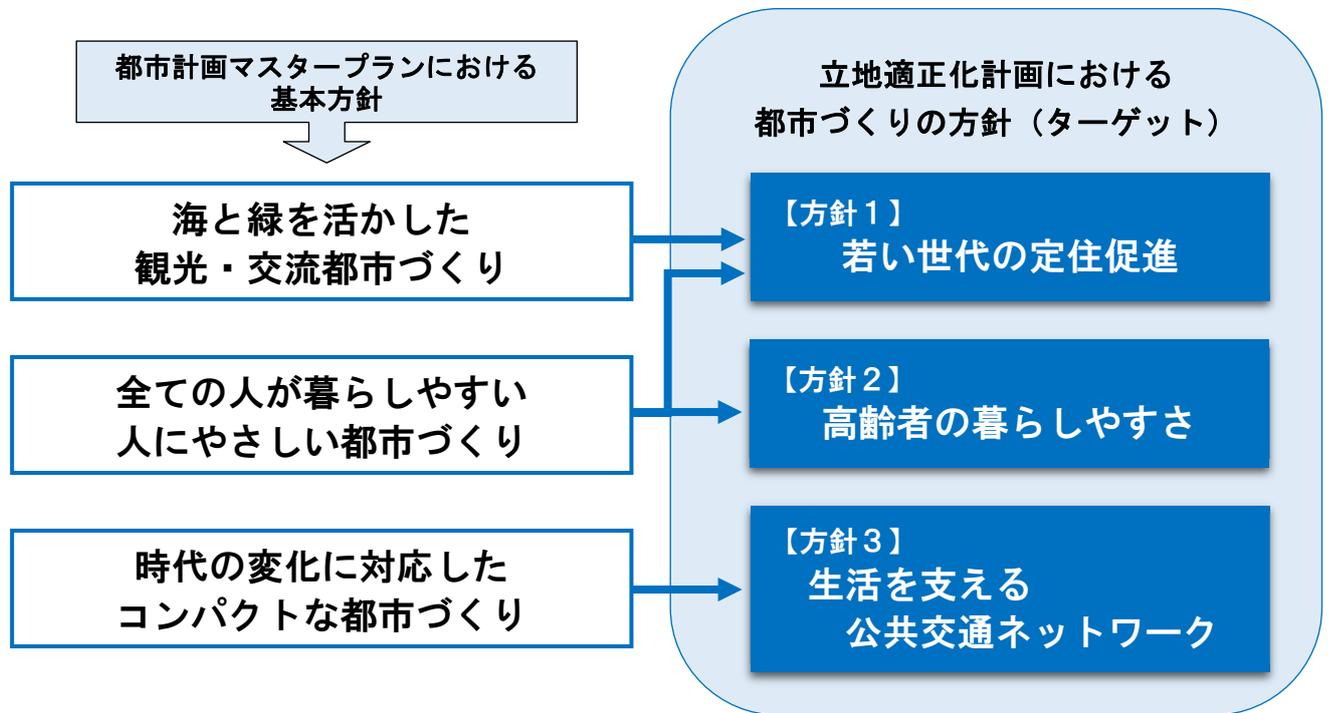
町民が暮らしやすく、来訪者が快適に過ごせる都市として、就業環境の整備、防犯性・防災性の高い安心・安全な居住空間の創出とともに、ユニバーサルデザインを基本とした人にやさしい都市環境の形成により、誰もが訪れ、住みたくくなるような都市づくりを進めます。

##### 時代の変化に対応した コンパクトな都市づくり

地域の活力を維持するとともに、人口減少・少子高齢化などの変化に柔軟に対応するために、店舗、病院、公共施設などの施設を徒歩あるいは公共交通等で移動できる範囲に集めるとともに、ネットワークとしての道路や公共交通の機能の充実を図り、コンパクトな都市づくりを進めます。

## 4-2. 都市づくりの方針

将来都市像を実現するため、本計画の都市づくりの方針を次のとおり定めます。



### <方針1：若い世代の定住促進に向けた取り組み>

キーワード：選ばれる居住地の形成、定住のための雇用の創出

- 医療、商業、子育て支援等の生活に必要な都市機能が集約した居住環境の形成に取り組みます。居住地の形成においては、土砂災害等の災害危険性の高い区域の居住を抑制するなどの規制誘導を適正に行い、将来に渡って誰もが安全で安心して暮らせる定住環境を維持します。
- 地域資源を活かした観光・サービス業などの産業振興の施策との連携を図り、地域の経済力の強化と雇用の場の創出を図ります。
- 都市機能の充実には、新たな施設整備だけでなく、低未利用地や空き家、公共施設等の既存ストックを有効活用した整備にも取り組みます。

### <方針2：高齢者の暮らしやすさの向上に向けた取り組み>

キーワード：暮らしのための都市機能の充実、まちなか居住への誘導

- 誰もが安心して歩いて暮らし続けられるよう、医療、福祉等の都市機能の充実や、高齢者にとって快適で魅力ある居住地環境の形成に取り組みます。

### <方針3：生活を支える公共交通ネットワークの充実に向けた取り組み>

キーワード：公共交通間の連携、公共交通のより一層の利用促進

- 誰もが過度に自家用車に頼ることなく、生活に必要な都市機能が利用できるよう、各種公共交通機関の連携による交通結節機能の強化や公共交通が不便な地域の解消に取り組みます。併せて、公共交通機関が将来に渡って維持され続けるよう、利用の促進にも取り組みます。

## 4-3. 将来都市構造

---

都市計画マスタープランにおける将来都市構造を踏まえ、本計画が目指す将来都市構造を次のとおり定めます。

### (1) 基本ゾーニング

#### ① 居住誘導ゾーン

- 若い世代の定住を促進していくための居住地や高齢者が暮らしやすい居住地を提供していく「居住誘導ゾーン」を市街化区域内に定めます。

#### ② 環境保全ゾーン

- 良好な自然環境を保全していくため、田園集落や緑地（農地、山林等）などを、「環境保全ゾーン」として位置付け、地域地区(市街化調整区域)に基づく開発等の規制を継続します。

### (2) 都市拠点

#### ① 中心生活拠点

- 若い世代の定住や高齢者の暮らしに必要となる都市機能を集約する都市拠点として、本町の玄関口となる大洗駅周辺、都市計画道路駅前海岸線沿道、町役場周辺及び本町の中心部に形成される商店街を、「中心生活拠点」として位置付けます。

#### ② 集落生活拠点

- 各地の既存集落における生活や地域コミュニティに必要な機能の集約を図った「集落生活拠点」を各集落居住地に位置付けます。地域実情を踏まえ、必要に応じて地区計画の導入による自然と調和した適正な土地利用の規制誘導を検討します。

・祝町地区    ・夏海地区    ・松川地区    ・神山地区    ・大貫台地区

### (3) 公共交通ネットワーク軸

- 各拠点を繋ぐ公共交通ネットワーク軸として、鉄道・バス交通を位置付け、地域間の連携を図ります。

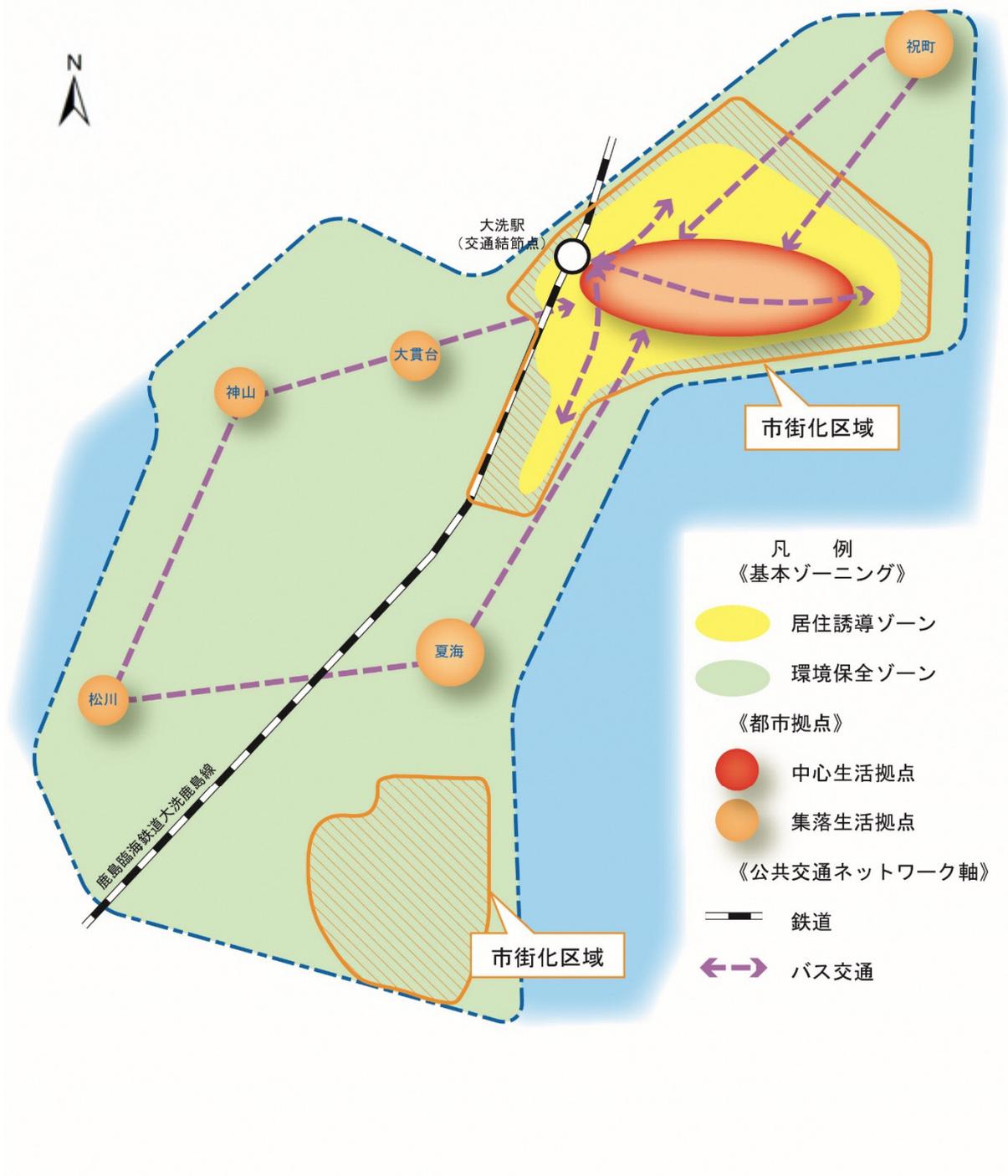


図4-1 将来都市構造図

## 5 都市機能誘導区域

### 5-1. 都市機能誘導区域の設定方針

#### (1) 都市機能誘導区域の設定の考え方

- 都市機能誘導区域は、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めます。

##### <都市機能誘導区域の設定の考え方>

###### ①基本的な考え方

都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものである。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

###### ②都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

###### ③留意すべき事項

- 1) 都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- 2) 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めることとされている。
- 3) 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる。ただし、都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合等には、居住誘導区域を設定しないことも考えられる。

参考：国土交通省都市計画運用指針（第12版（2023（令和5年）7月11日一部改正）

## 5-2. 都市機能誘導区域の設定

- 都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、以下のフローにて都市機能誘導区域を設定します。
- 市街化区域内から①都市機能の誘導が考えられる区域を抽出します。
- ②区域の抽出結果から、区域毎の目標設定を行い、現状を確認し、詳細な区域を設定します。

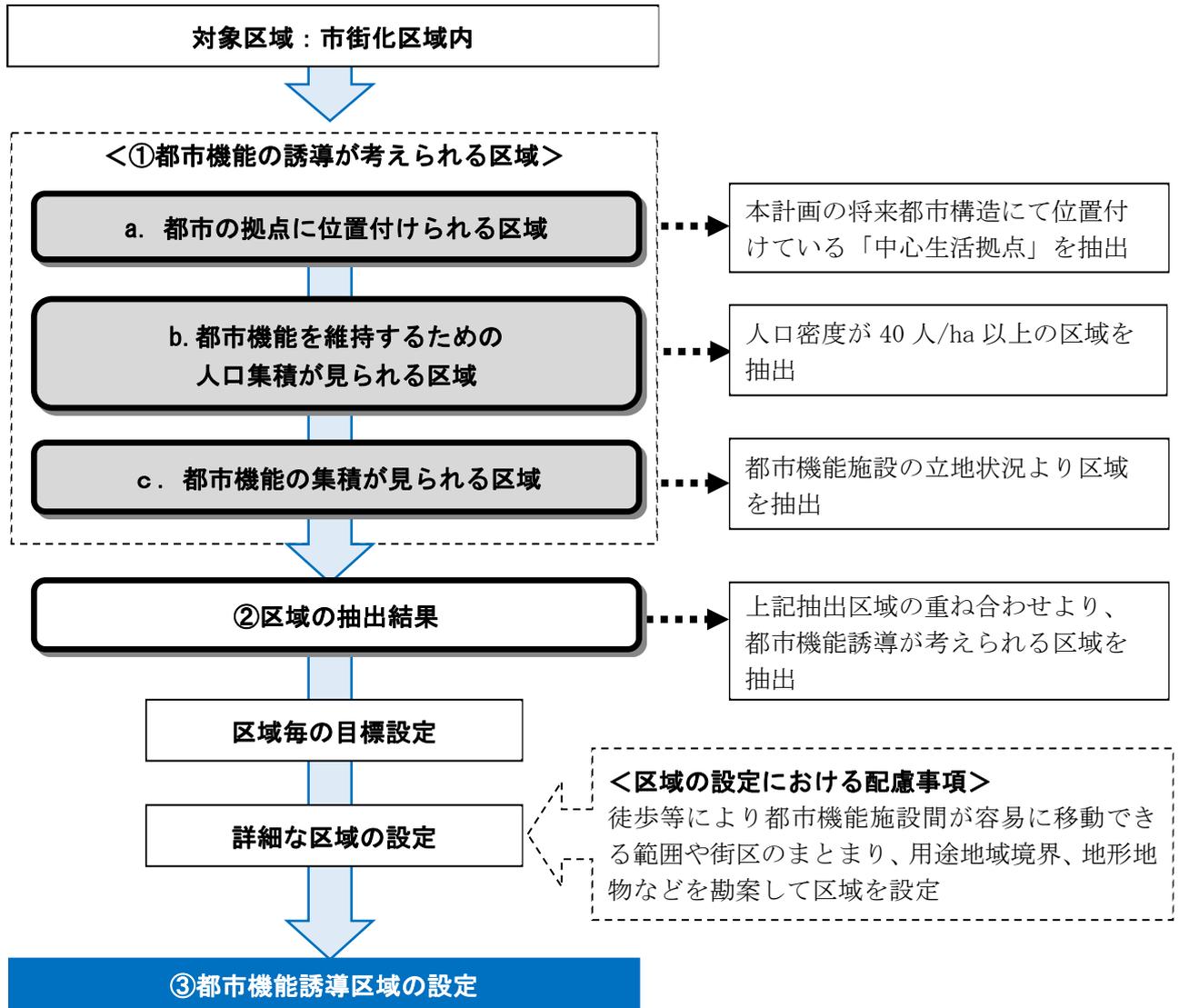


図 5-1 都市機能誘導区域の設定の検討フロー

## ① 都市機能の誘導が考えられる区域

### a. 都市の拠点に位置付けられる区域

- 本計画で目指す将来都市構造に位置付けた「中心生活拠点」を「都市の拠点に位置付けられる区域」として抽出します。
- また、都市の拠点に位置付けられる区域内においては、鉄道又はバス交通でのアクセスが可能となっており、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域となります。

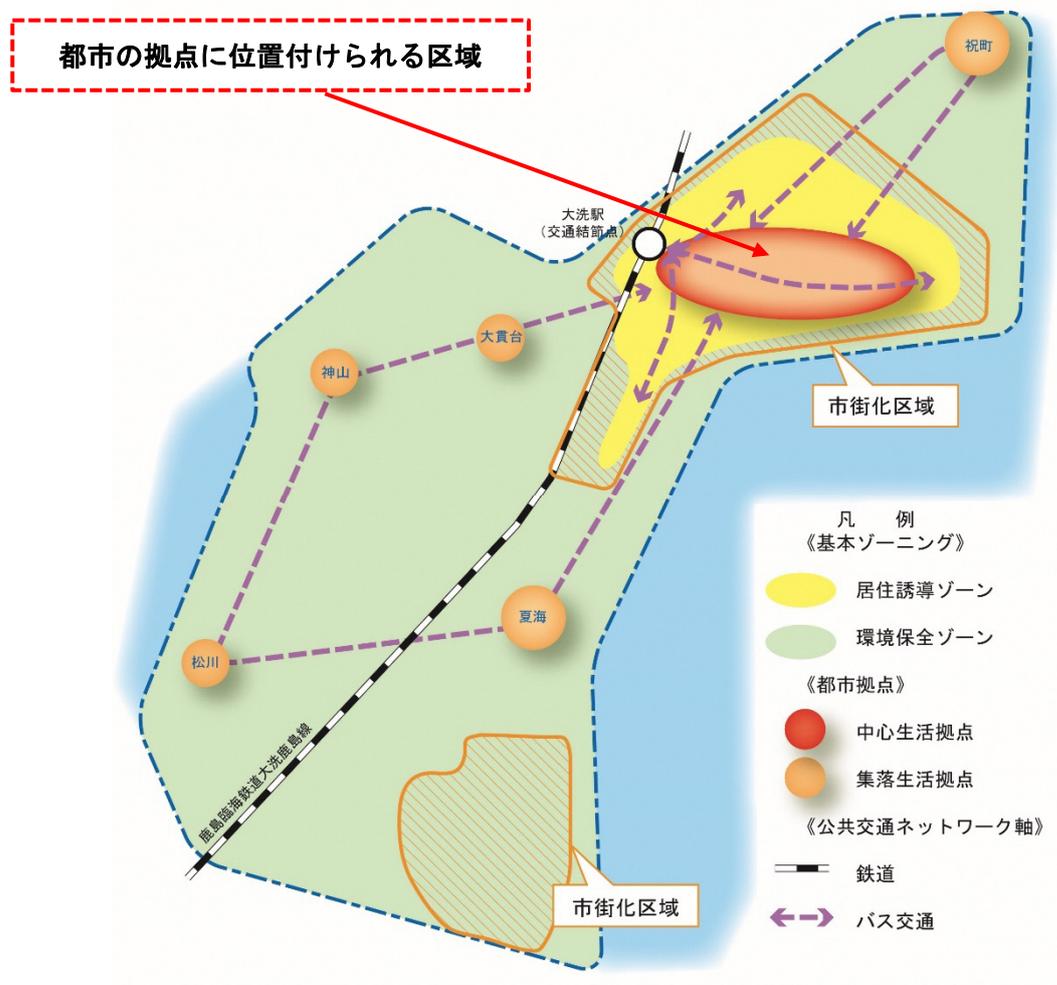


図 5 - 2 立地適正化計画における将来都市構造図

## b. 都市機能を維持するための人口集積が見られる区域

- 大洗駅周辺、既存商店街・町役場周辺、五反田地区周辺においては、人口密度が40人/ha以上となっていることから、都市機能を維持するための人口集積が見られる区域として抽出します。

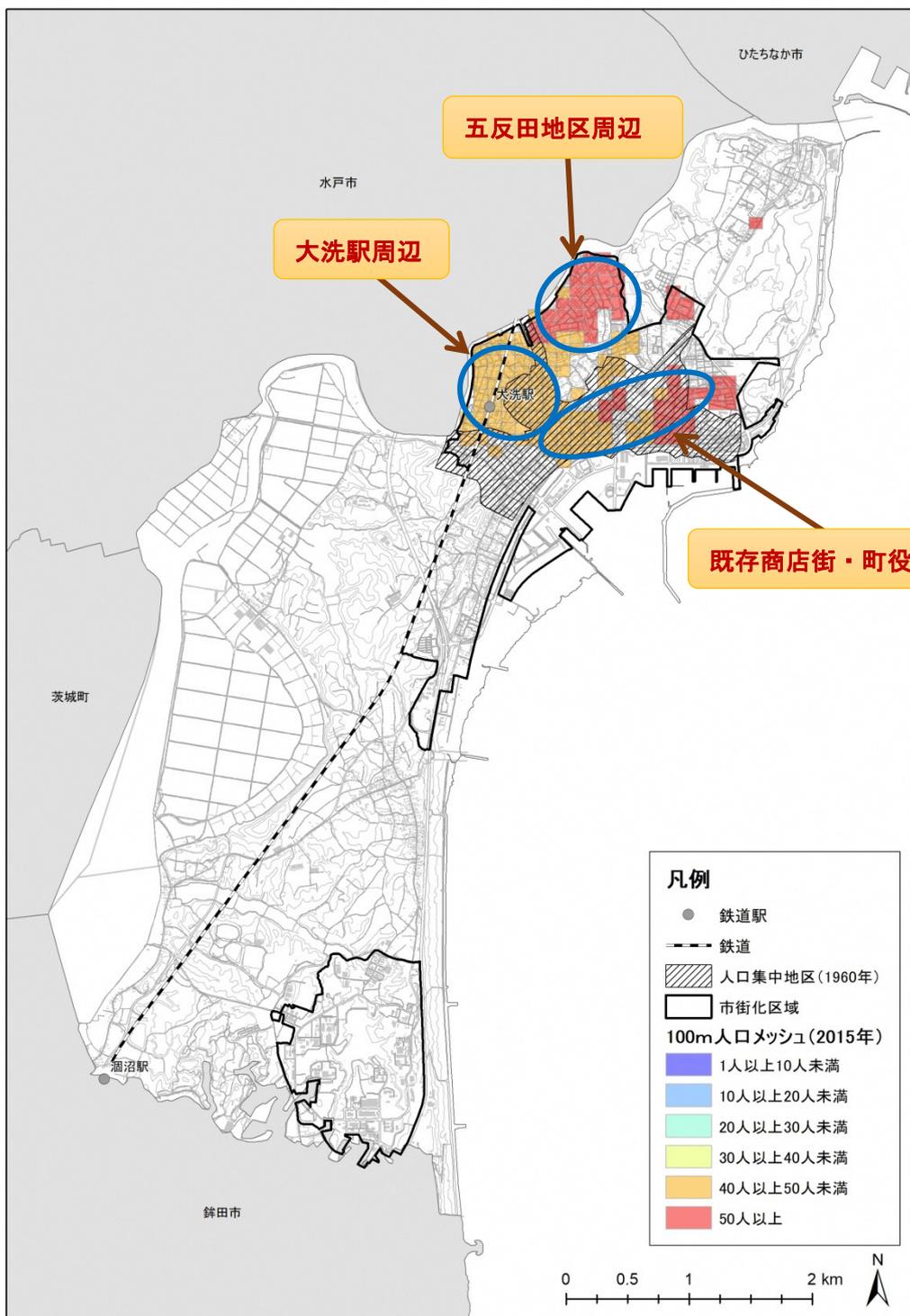


図5-3 メッシュ別人口(2015(平成27)年)の状況

### c. 都市機能の集積が見られる区域

- 都市機能が集積している区域として、大洗駅周辺、既存商店街・町役場周辺、五反田地区沿道周辺のエリアを抽出します。



図 5 - 4 都市機能の立地状況 (2018 (平成30) 年3月調査時点)

## ② 区域の抽出結果

- 設定フローに基づき、都市機能の誘導が考えられる区域を整理したところ、「大洗駅周辺」「既存商店街・町役場周辺」「五反田地区沿道周辺」が対象区域として抽出されました。

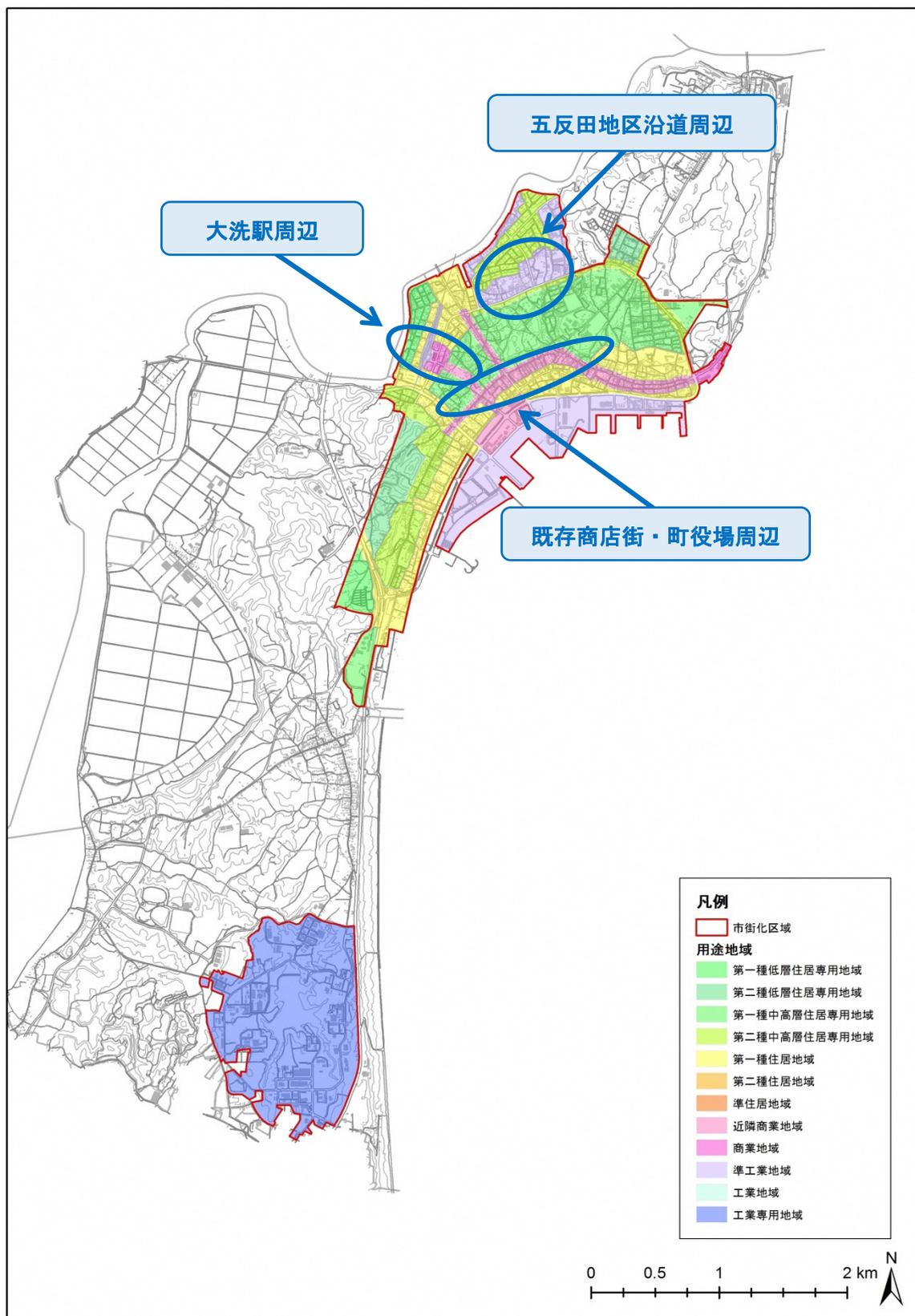


図5-5 都市機能の誘導が考えられる区域の抽出結果

<参考：災害の危険性がある区域>

- 本町の災害の危険性がある区域は下図のとおりです。
- 津波及び河川氾濫による浸水被害に対しては、大洗町復興まちづくり計画に基づき、様々な防災対策を講じていることを考慮の上、区域を設定します。

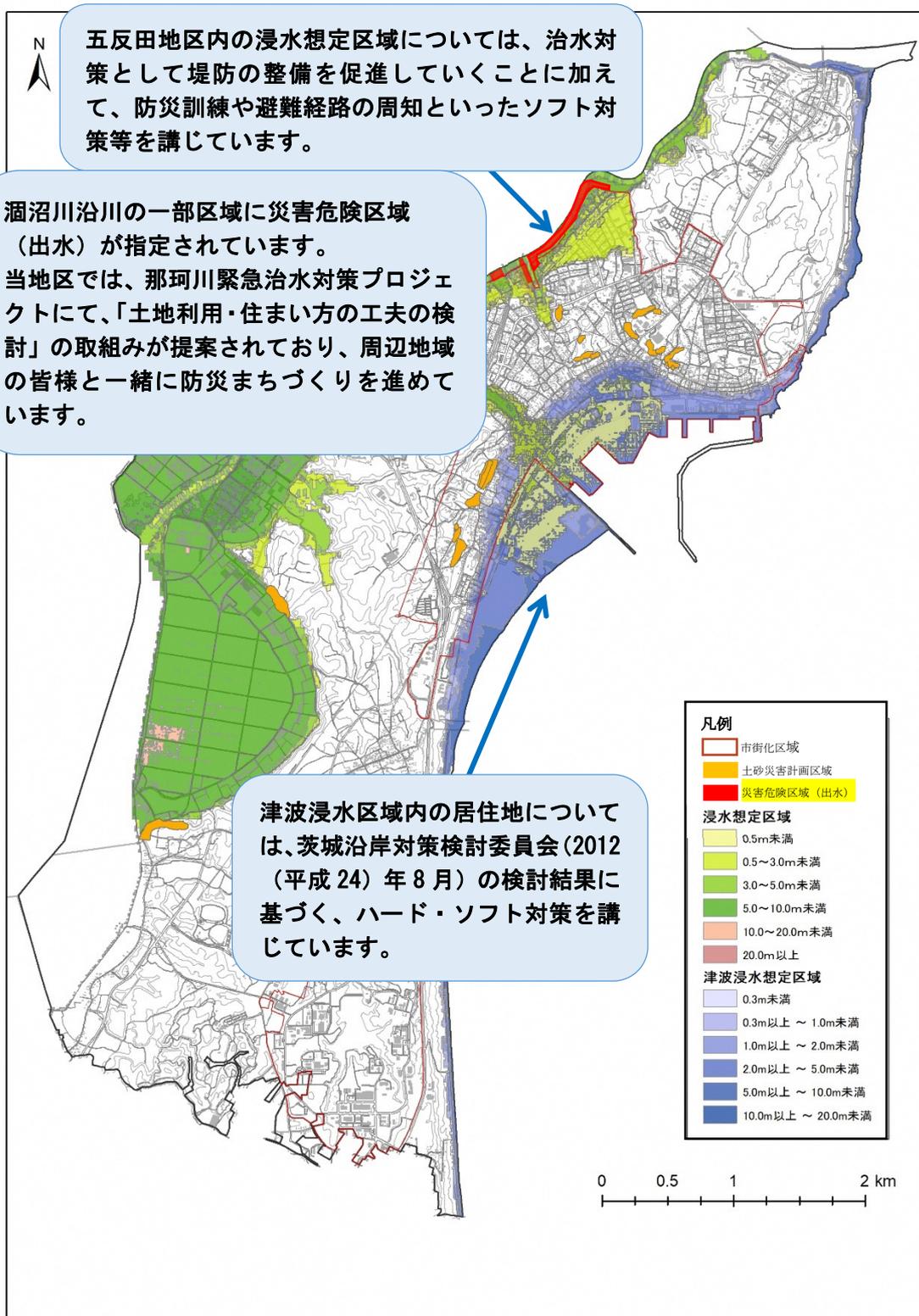


図5-6 災害の危険性がある区域

### ③ 都市機能誘導区域の設定

- 抽出された区域毎に、どのような都市機能を誘導していくべきか、当該区域の位置付けと目指す目標を設定します。
- また、徒歩等により都市機能施設間が容易に移動できる範囲、街区のまとまり、用途地域境界、地形地物などを勘案して、詳細な区域を設定します。

#### (大洗駅周辺区域)

##### <区域目標>

- 新たな雇用の場や来訪者向けの集客施設を誘導する区域とします。
- 雇用の場や子育て支援施設等の働く方々の定住促進に繋がる機能の維持・誘導を目指します。

##### <区域の設定における配慮事項>

- 駅からの徒歩圏（半径 800m）に含まれている、駅周辺及び駅前から港湾地区を繋ぐ都市計画道路駅前海岸線沿道を位置付けます。
- 区域の設定は、来訪者向けの集客施設や、新たな雇用の場と定住を創出する機能を誘導するため、「商業地域」「近隣商業地域」を基本とします。

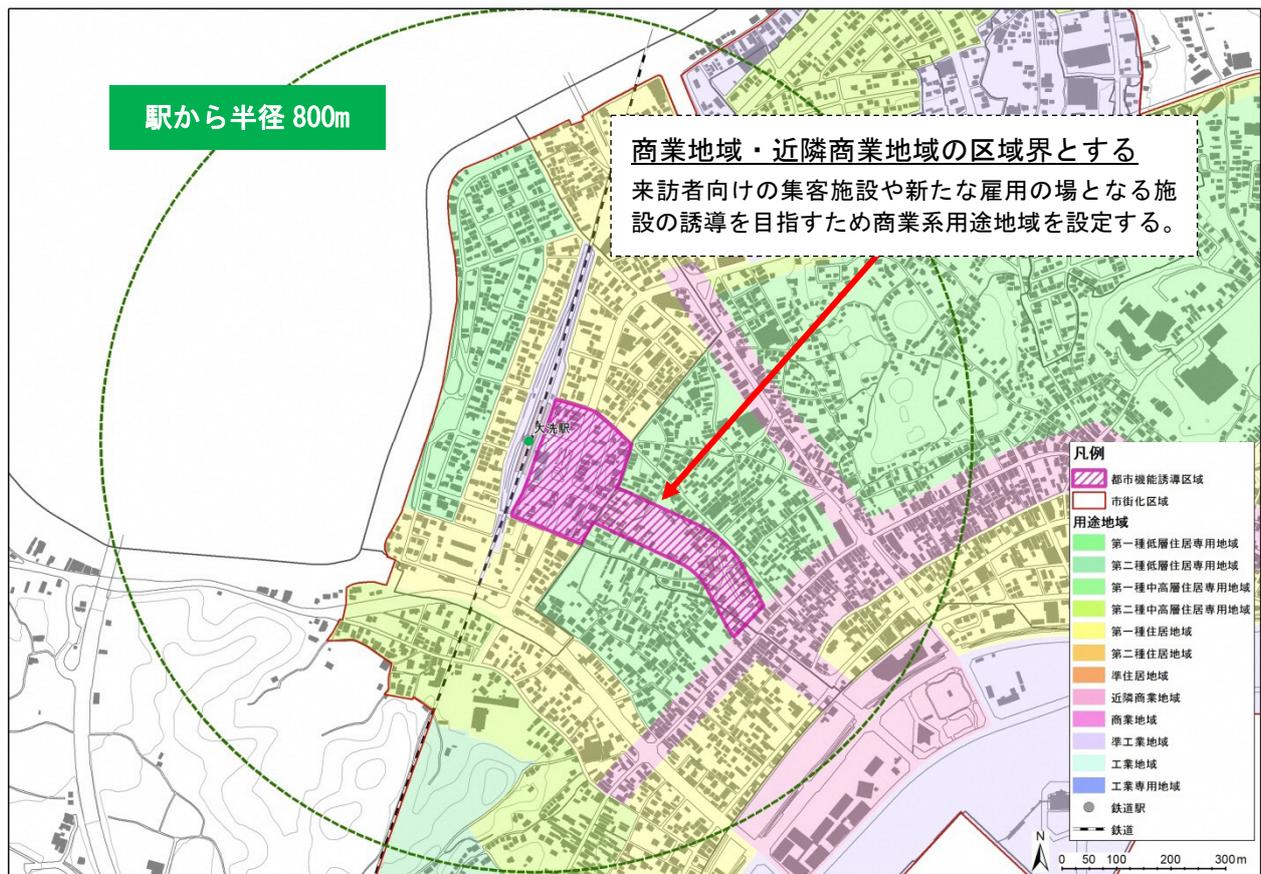


図 5 - 6 大洗駅周辺の都市機能誘導区域

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成 26）年 8 月）」に基づき設定

## (既存商店街・町役場周辺区域)

### <区域目標>

- 本町の中心拠点として形成し続ける区域とします。
- 生活に必要な商業施設や金融機関、高齢者や子どもたちをはじめとする多世代の町民の生活を支援する機能、町民同士の交流を促進する機能等、中心拠点にふさわしい様々な機能の維持・誘導を目指します。

### <区域の設定における配慮事項>

- 本町の中心地である既存商店街・町役場周辺を位置付けます。
- 中心拠点としての都市機能の誘導を図るため、「近隣商業地域」の区域を基本とし、将来都市構造に位置付けた「中心生活拠点」のエリアとの整合性を考慮します。
- 徒歩でのアクセスを考慮し、駅からの徒歩圏（半径 800m）及び行政機能を担う町役場を中心とした高齢者徒歩圏（半径 500m）に含まれる区域を範囲とします。区域の設定には、商業系土地利用の集積状況も併せて考慮します。
- 都市機能を維持し続けるため、駅からの徒歩圏（半径 800m）に含まれ、近隣商業地域が指定されている水戸市からのアクセス道路である、都市計画道路若見屋平戸線沿道も区域として位置付けます。

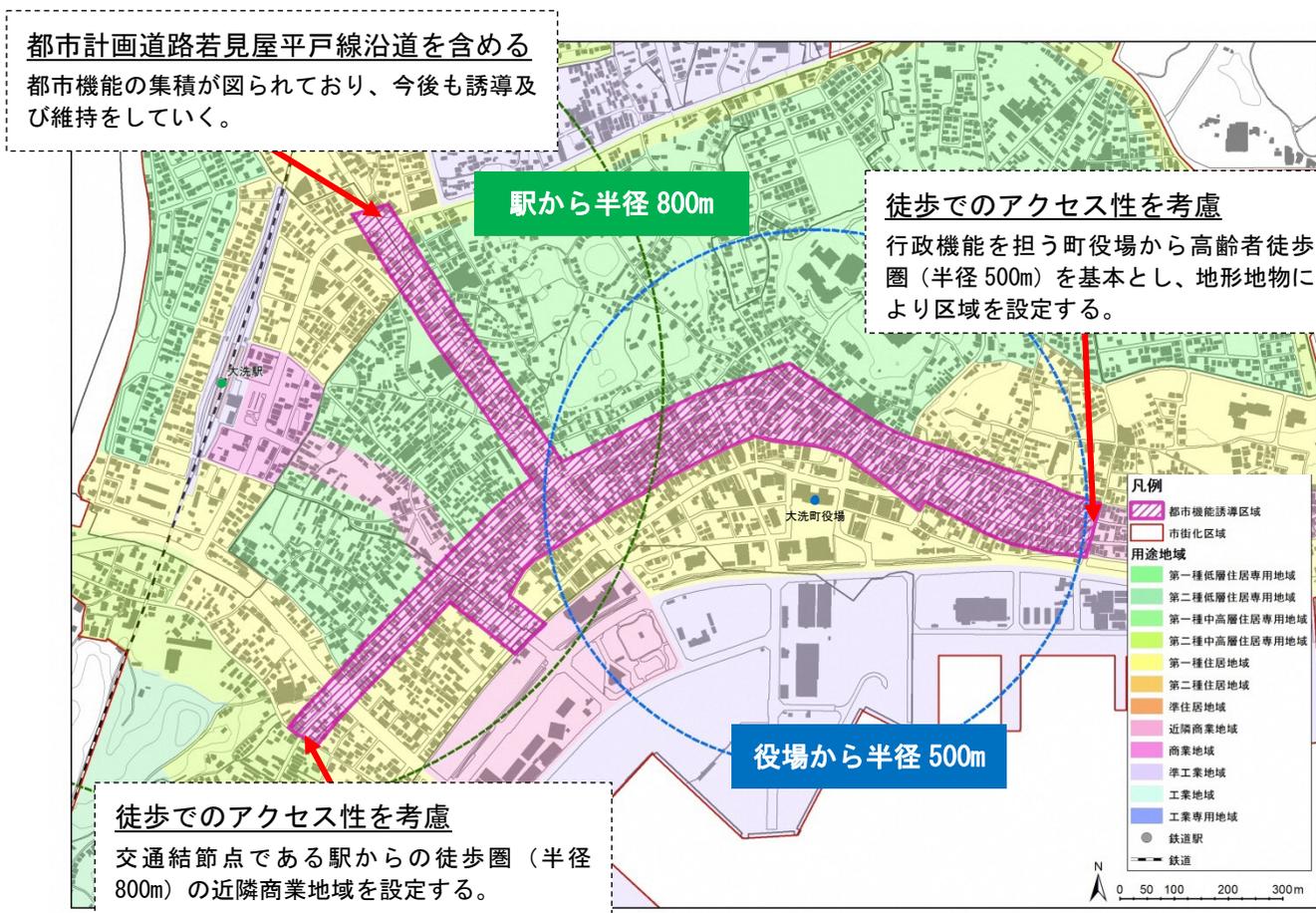


図5-7 既存商店街・町役場周辺の都市機能誘導区域

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

## (五反田地区沿道周辺区域)

### <区域目標>

- 住宅地の生活の拠点を形成し、中心拠点の機能を補完する区域とします。
- 高齢者や子育て世代の生活を支援する機能や医療機能の維持・誘導を目指します。

### <区域の設定における配慮事項>

- 居住人口の集積が見られるとともに、将来においても人口増加が見込まれている五反田地区のうち、既存の沿道サービス施設等が立地する幹線道路沿道を位置付けます。
- 都市機能誘導区域は、地域住民の生活利便性の維持・向上に資する施設の誘導を図るため、「準工業地域」「第二種中高層住居専用地域」の区域を基本に、南側は用途地域界と整合を図り、北側は既存の施設等を含んだ範囲とします。
- 本区域は区域内の居住者を主に対象としているため、将来も徒歩で生活が完結できるよう、住宅地の中心部から概ね高齢者徒歩圏（半径 500m）に含まれる区域を範囲とします。なお、既存の土地利用や都市機能の集積状況等を勘案して区域を設定します。

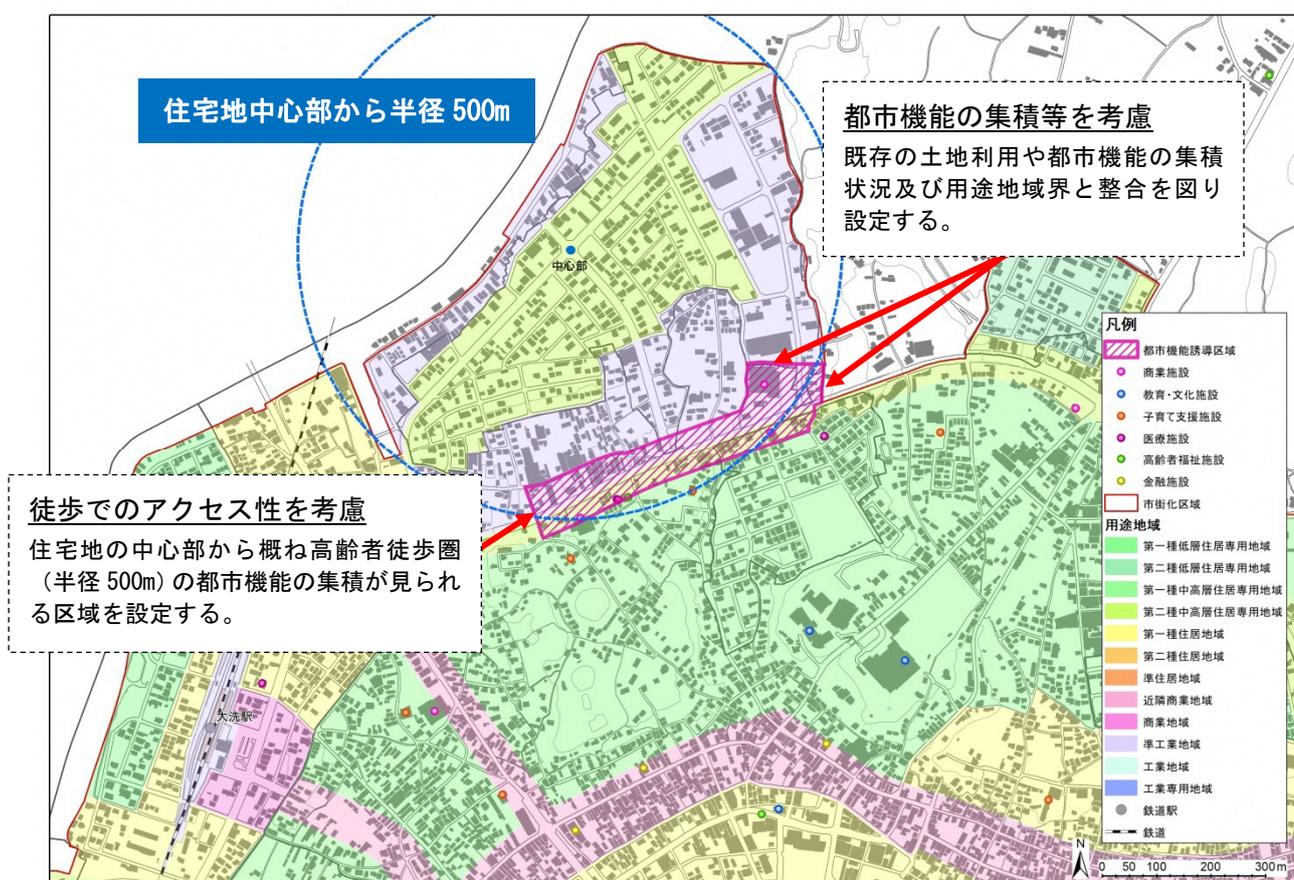


図 5-8 五反田地区沿道周辺の都市機能誘導区域

※徒歩圏は「都市構造の評価に関するハンドブック（2014（平成26）年8月）」に基づき設定

(都市機能誘導区域のまとめ)

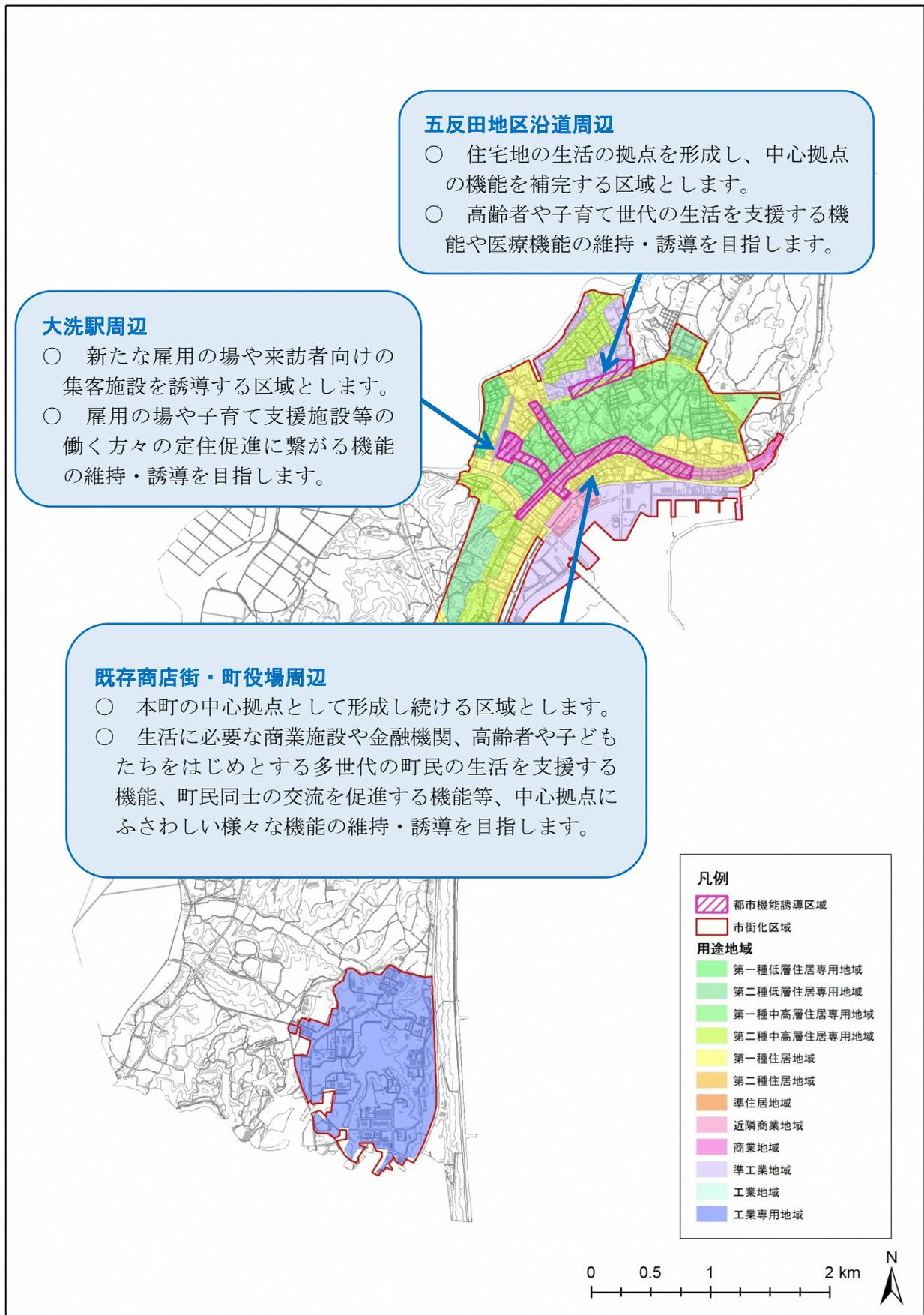


図5-9 都市機能誘導区域

## 5-3. 誘導施設

### (1) 誘導がふさわしい都市機能の整理

- 誘導施設とは、生活利便性の向上を図るために維持・誘導を目指していく施設のことであり、都市機能誘導区域毎に定めるものです。一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

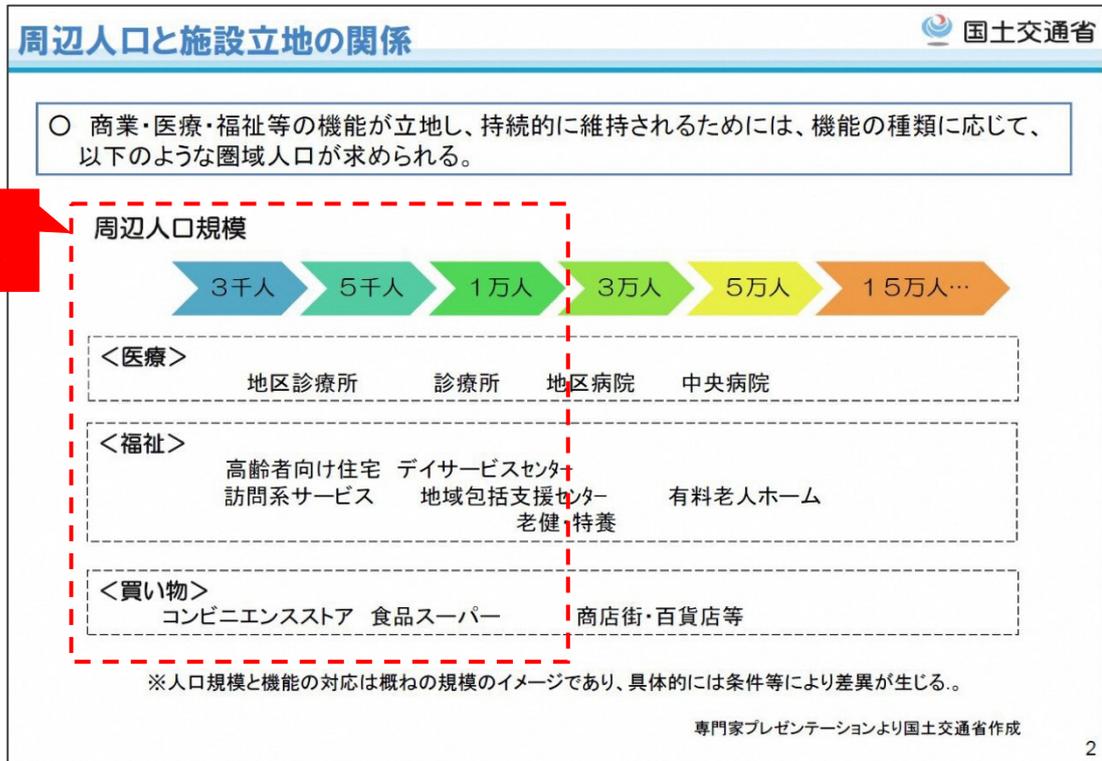
#### <誘導施設の考え方>

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

参考：国土交通省都市計画運用指針（第12版（2023（令和5年）7月11日一部改正）

- また、都市機能の立地と生活圏人口の規模の関係について、目安として下図の整理があり、これに留意しながら設定することとします。



出典：まちづくりに関する施策と各種支援制度について（国土交通省資料）

図5-10 周辺人口と施設立地の関係

- 都市づくりの方針に基づき、本町において誘導していくことがふさわしい都市機能を次のとおり整理します。

都市づくりの方針		誘導がふさわしい機能分類						
		行政	介護 福祉	子育て 支援	商業	医療	金融	教育 文化
1. 若い世代の 定住促進	医療、商業、子育て支援等の生活に必要となる都市機能が集約した居住環境の形成に取り組む			●		●		
	地域資源を活かした観光・サービス業などの産業振興の施策との連携を図り、地域の経済力の強化と雇用の場を創出する				●		●	
2. 高齢者の 暮らしやすさ	医療、福祉等の都市機能の充実に取り組む		●			●		
3. 生活を支える 公共交通 ネットワーク	各種公共交通機関の連携による交通結節機能の強化や公共交通が不便な地域の解消に取り組む	-	-	-	-	-	-	-
	公共交通機関が将来に渡って維持され続けるよう、利用の促進にも取り組む	-	-	-	-	-	-	-

●：誘導していくことがふさわしい都市機能

## (2) 都市機能誘導の考え方と誘導施設の設定

### <基本的な考え方>

- 都市機能誘導区域毎の役割を整理し、それらを踏まえて誘導がふさわしい施設を設定します。

都市機能誘導区域毎の役割と誘導施設の考え方	
大洗駅周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな雇用の場や来訪者等向けの施設を誘導する区域とします。</li> <li>○ 集客施設等の雇用の場や、子育て支援施設等のそこで働く方々の定住促進に必要な機能の維持・誘導を目指します。</li> </ul>
既存商店街・町役場周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町の中心拠点として形成し続ける区域とします。</li> <li>○ 生活に必要な商業施設や金融機関、高齢者や子どもたちをはじめとする多世代の町民の生活を支援する機能、町民同士の交流を促進する機能等、中心拠点にふさわしい様々な機能の維持・誘導を目指します。</li> </ul>
五反田地区沿道周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅地の生活の拠点を形成し、中心拠点の機能を補完する区域とします。</li> <li>○ 高齢者や子育て世代の生活を支援する機能や医療機能の維持・誘導を目指します。</li> </ul>

## ① 大洗駅周辺区域

### <誘導施設の考え方>

- 集客施設等の雇用の場や、子育て支援施設等のそこで働く方々の定住促進に必要となる機能の維持・誘導を目指します。



### <誘導施設>

都市づくりの方針		誘導施設の設定（大洗駅周辺）			区域内の 立地の有無 (2018（平成30）年 3月末時点)
		機能 分類	施設	定義	
1. 若い世代の 定住促進	医療、商業、子 育て支援等の生 活に必要な都 市機能が集約 した居住環境の 形成に取り組む	子育て 支援	保育施設	保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園	なし
				保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に定める保育所等	なし
			学童保育	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、公共又は民間が設置する学童保育施設	なし
			託児施設	児童福祉法に基づく届出が必要とされる認可外保育施設	なし
	医療	診療所 (小児科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち、診療科目に小児科を有するもの	なし	
	地域資源を活 かした観光・サー ビス業などの産 業振興の施策と の連携を図り、地 域の経済力の強 化と雇用の場を 創出する	商業	集客施設	主に来訪者の利用に供されることを目的とした、飲食・物販・体験機能のいずれかを備えた施設	あり

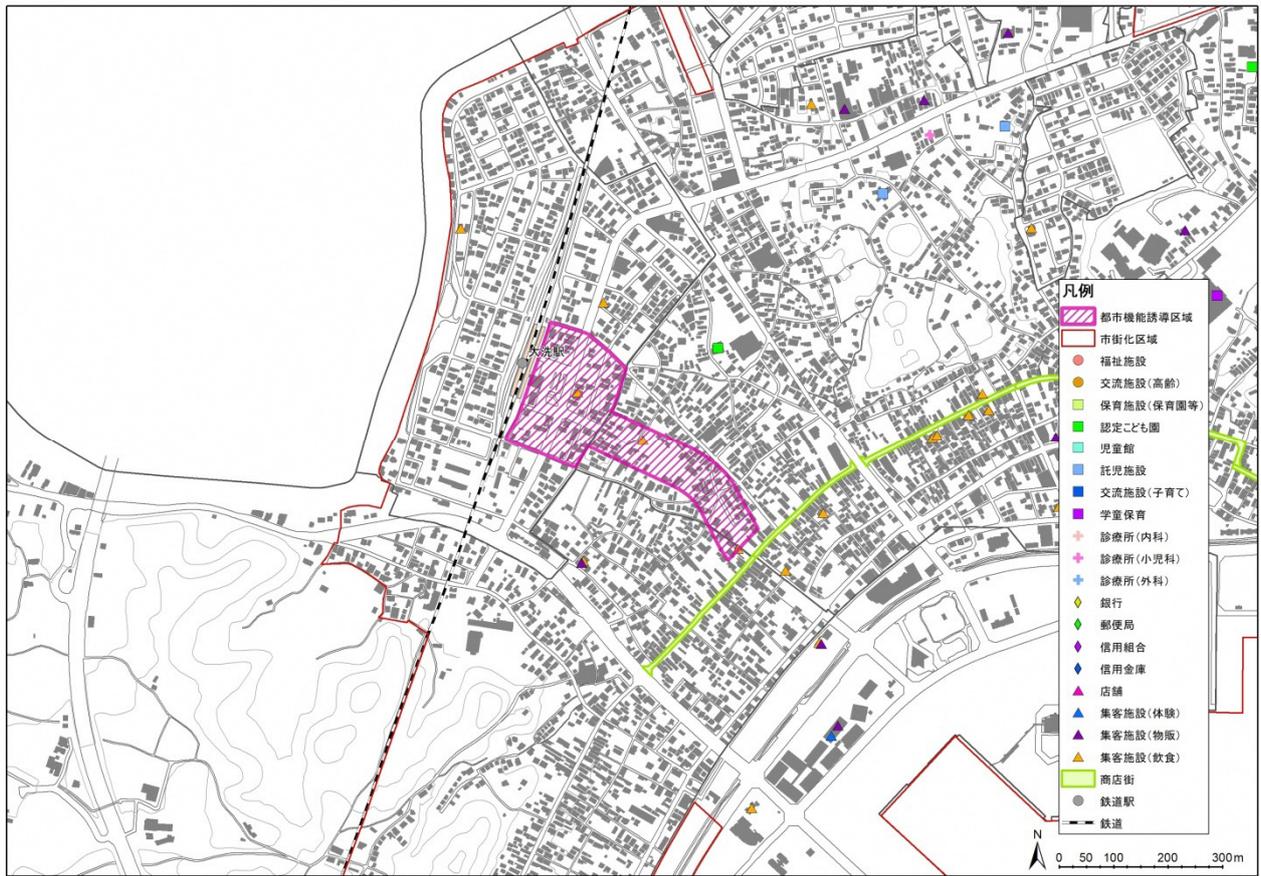


図 5 - 1 1 誘導施設の立地状況 (大洗駅周辺)

## ② 既存商店街・町役場周辺区域

### <誘導施設の設定方針>

- 本町の中心拠点として、生活に必要な商業施設や金融機関、高齢者や子どもたちをはじめとする多世代の町民の生活を支援する機能、町民同士の交流を促進する機能等、中心拠点にふさわしい様々な機能の維持・誘導を目指します。



### <誘導施設>

都市づくりの方針		誘導施設の設定（既存商店街・町役場周辺）			区域内の 立地の有無 (2018（平成30）年 3月末時点)
		機能 分類	施設	定義	
1. 若い世代の 定住促進	医療、商業、子育て支援等の生活に必要となる都市機能が集約した居住環境の形成に取り組む	子育て 支援	児童館	児童福祉法第40条に定める児童厚生施設	なし
			交流施設 (子育て)	託児スペースや同世代・多世代が交流する空間を有した施設	あり
		医療	診療所 (小児科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち、診療科目に小児科を有するもの	なし
	地域資源を活かした観光・サービス業などの産業振興の施策との連携を図り、地域の経済力の強化と雇用の場を創出する	商業	店舗	店舗面積が250㎡以上1,000㎡未満の生鮮食品及び日用品を扱う店舗	あり
			集客施設	主に来訪者の利用に供されることを目的とした、飲食・物販・体験機能のいずれかを備えた施設	あり
		金融	銀行	銀行法第4条に基づく免許・許可・登録等を受けている業者の窓口を有する店舗	あり
信用金庫 信用組合	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び労働金庫連合会		あり		

都市づくりの方針		誘導施設の設定（既存商店街・町役場周辺）			区域内の 立地の有無 (2018（平成30）年 3月末時点)
		機能 分類	施設	定義	
2. 高齢者の 暮らしやすさ	医療、福祉等 の都市機能の充 実に取り組む	介護 福祉	福祉施設	老人福祉法・介護保険法に定める施設、事業の用に供する施設のうち、通所・訪問サービスが提供されるもの	なし
			交流施設 (高齢)	同世代・多世代との交流する空間を有した施設	なし
		医療	診療所 (内科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち、診療科目に内科を有するもの	なし
			診療所 (外科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち、診療科目に外科を有するもの	なし

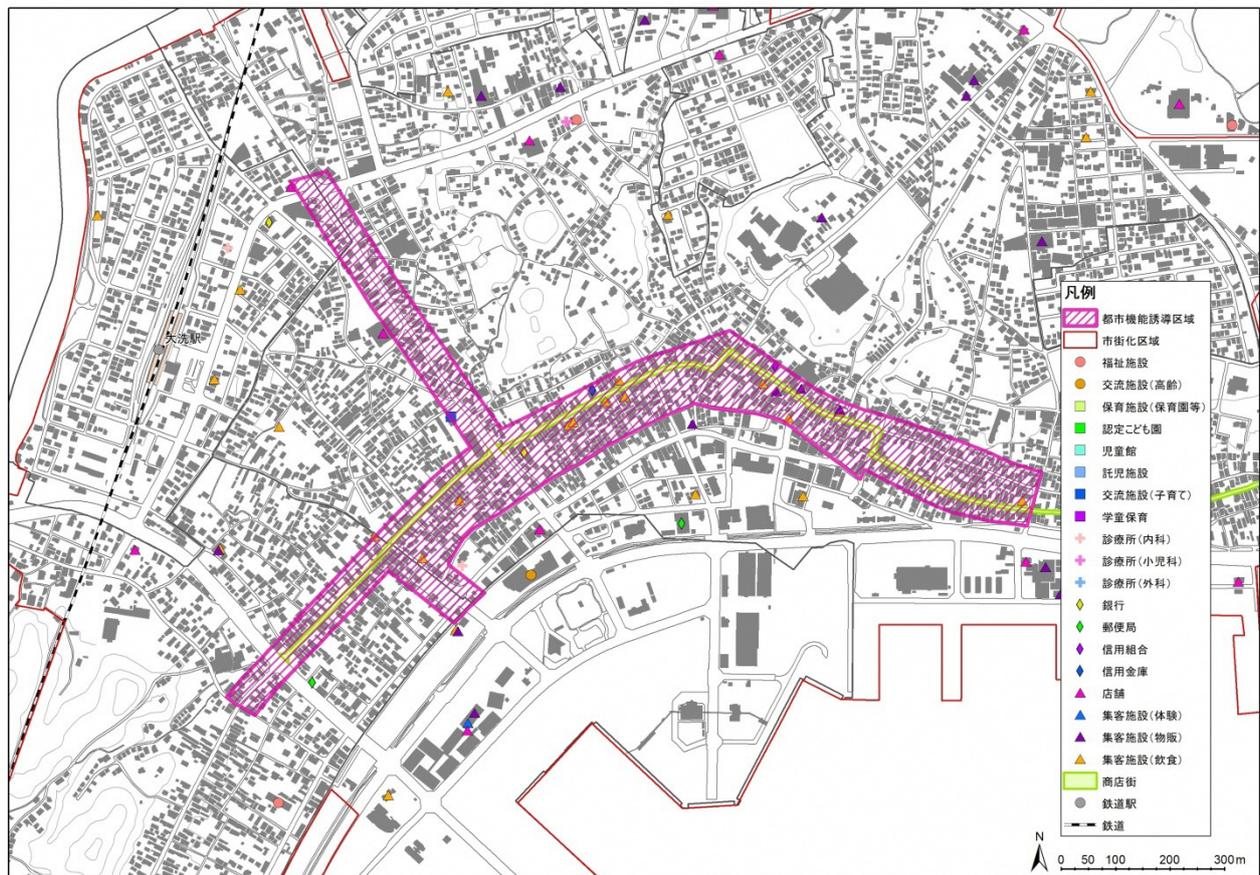


図5-12 誘導施設の立地状況（既存商店街・町役場周辺）

### ③ 五反田地区沿道周辺区域

#### <誘導施設の設定方針>

- 住宅地の生活拠点として、高齢者や子育て世代の生活を支援する機能や医療機能の維持・誘導を目指します。



#### <誘導施設>

都市づくりの方針		誘導施設の設定（五反田地区沿道周辺）			区域内の 立地の有無 (2018（平成30）年 3月末時点)
		機能 分類	施設	定義	
1. 若い世代の 定住促進	医療、商業、 子育て支援等 の生活に必要 となる都市機 能が集約した 居住環境の形 成に取り組む	子育て 支援	保育施設	保育等の総合的な提供の推 進に関する法律第2条第6項 に定める認定こども園	なし
				保育等の総合的な提供の推 進に関する法律第2条第5項 に定める保育所等	なし
			託児施設	児童福祉法に基づく届出が 必要とされる認可外保育施 設	なし
		医療	診療所 (小児科)	医療法第1条の5に定める 診療所のうち、診療科目に小 児科を有するもの	あり
2. 高齢者の 暮らしやすさ	医療、福祉等 の都市機能の 充実に取り組 む	介護 福祉	福祉施設	老人福祉法・介護保険法に定 める施設、事業の用に供する 施設のうち、通所・訪問サー ビスが提供されるもの	あり
		医療	診療所 (内科)	医療法第1条の5に定める 診療所のうち、診療科目に内 科を有するもの	あり
			診療所 (外科)	医療法第1条の5に定める 診療所のうち、診療科目に外 科を有するもの	なし

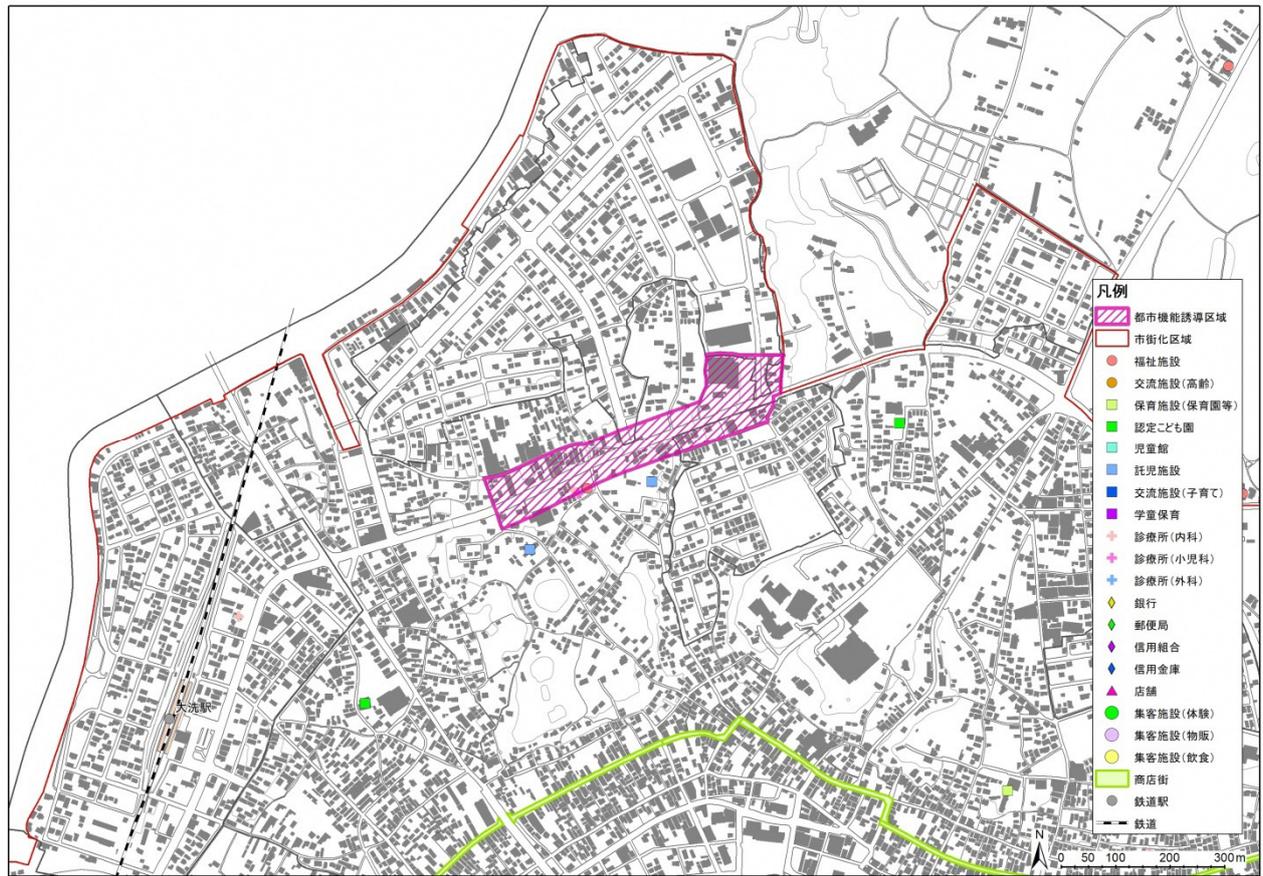


図 5 - 1 3 誘導施設の立地状況 (五反田地区沿道周辺)

表5-1 都市づくりの方針と都市機能誘導区域及び誘導施設の関係

都市づくりの方針	機能分類	施設	定義	都市機能誘導区域						
				大洗駅周辺		都市機能誘導区域 既存商店街・町役場周辺		五反田地区沿道周辺		
				該当	施設立地の有無 (2018(平成30)年 3月末時点)	該当	施設立地の有無 (2018(平成30)年 3月末時点)	該当	施設立地の有無 (2018(平成30)年 3月末時点)	
1. 若い世代の定住促進	医療、商業、子育て支援等の生活に必要な都市機能が集約した居住環境の形成に取り組む	保育施設	保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に定める保育所等	●	なし	●	なし	●	なし	
				●	なし	●	なし	●	なし	
		子育て支援	児童館	児童福祉法第40条に定める児童厚生施設	●	なし	●	なし	●	なし
			学童保育	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、公共または民間が設置する学童保育施設	●	なし				
		医療	託児施設	児童福祉法に基づき届出が必要とされる認可外保育施設	●	なし	●	なし	●	なし
			交流施設(子育て)	託児スペース及び同世代・多世代が交流する空間を有した施設			●	あり		
			診療所(小児科)	診療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に小児科を有するもの	●	なし	●		●	あり
			集客施設	主に来訪者の利用に供されることを目的とした施設 た、飲食・物販・体験機能のいずれかを備えた施設	●	あり	●	あり		
		商業	店舗	店舗面積が250㎡以上1,000㎡未満の生鮮食品及び日用品を扱う店舗	●	あり	●	あり		
			銀行	銀行法第4条に基づき免許・許可・登録等を受けている業者の窓口を有する店舗	●	あり	●	あり		
信用金庫 信用組合	信用金庫法第4条に基づき免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び労働金庫連合会		●	あり	●	あり				
介護福祉	福祉施設	老人福祉法・介護保険法に定める施設、事業の用に供する施設のうち、通所・訪問サービスが提供されるもの			●	なし	●	あり		
	交流施設(高齢)	同世代・多世代との交流を目的とした施設			●	なし	●			
医療	診療所(内科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に内科を有するもの			●	なし	●	あり		
	診療所(外科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に外科を有するもの			●	なし	●	なし		
2. 高齢者の暮らしやすさ	医療、福祉等の都市機能の充実に取り組む					●	なし	●	なし	
						●	なし	●	なし	

## 6 居住誘導区域

### 6-1. 居住誘導区域の設定方針

#### (1) 居住誘導区域の設定の考え方

- 居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、各種施設や地域コミュニティの持続性が確保されるよう区域を定めます。

#### <居住誘導区域の設定の考え方>

##### ①基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

##### ②居住誘導区域の設定

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ア. 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ. 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ. 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

##### ③留意すべき事項

居住誘導区域が将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきことは言うまでもない。例えば、今後、人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではなく、また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない。なお、人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表をしている将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきである。

また、都市機能誘導区域へ誘導することが求められる医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ居住誘導区域を定めることが望ましい。

一方で、居住誘導区域の設定に当たっては、市町村の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい。なお、市街地の周辺の農地のうち、田園住居地域内のまとまりのある農地や生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

参考：国土交通省都市計画運用指針（第12版（2023（令和5年）7月11日一部改正）

#### ④居住誘導区域に含まない区域

##### <居住誘導区域に含まないこととされている区域>

- ア 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- エ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
- オ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域(同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)
- カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)
- キ 土砂災害特別警戒区域
- ク 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

##### <原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域>

- ア 津波災害特別計画区域
- イ 災害危険区域(居住誘導区域に含まないこととされている区域:イに掲げる区域を除く。)

##### <区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に考慮して、適切でない場合は、原則として含まないとすべきである区域>

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- イ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- ウ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項4号に規定する浸水想定区域
- エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

**<慎重に判断を行うことが望ましい区域>**

- ア 法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

参考：国土交通省都市計画運用指針（第12版（2023（令和5年）7月11日一部改正）

## 6-2. 居住誘導区域の設定

- 居住誘導区域の考え方を踏まえ、以下のフローにて居住誘導区域を設定します。
- 市街化区域内を100mメッシュにて分割し、①居住の誘導が考えられる区域から、②居住誘導区域に含まない区域を除き、居住誘導区域の条件を満たすメッシュを抽出します。
- 抽出された区域について、現況を確認し、詳細な区域を設定します。

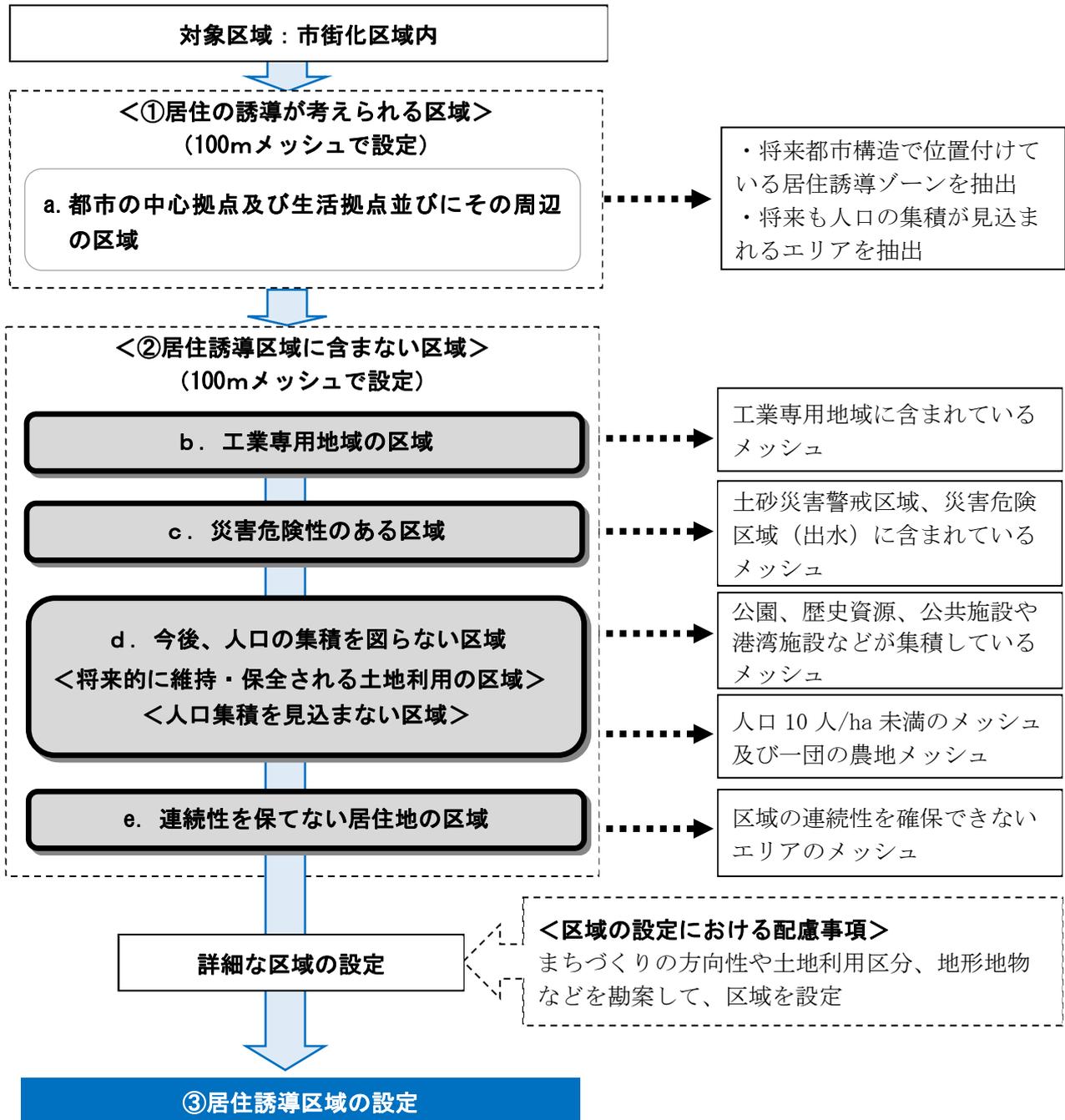


図6-1 居住誘導区域の設定の検討フロー

## ① 居住の誘導が考えられる区域

### a. 都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域

- 本計画で目指す将来都市構造に位置付けた「居住誘導ゾーン」を「居住の誘導が考えられる区域」として抽出します。加えて、将来人口推計において、人口増加が見込まれるエリアについても、「居住の誘導が考えられる区域」として抽出します。
- また、居住誘導ゾーンにおいては、鉄道又はバス交通でのアクセスが可能となっており、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域となります。

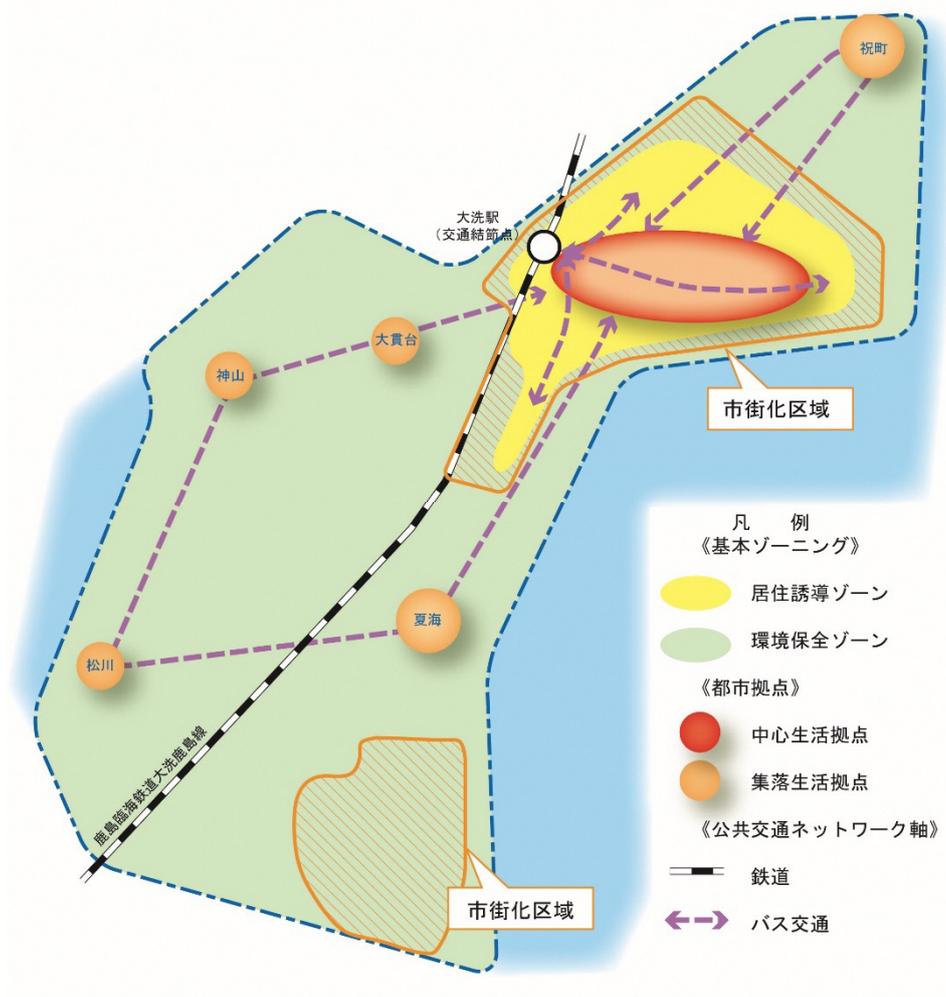


図6-2 将来都市構造図

## 将来的に人口増加が見込まれるエリア

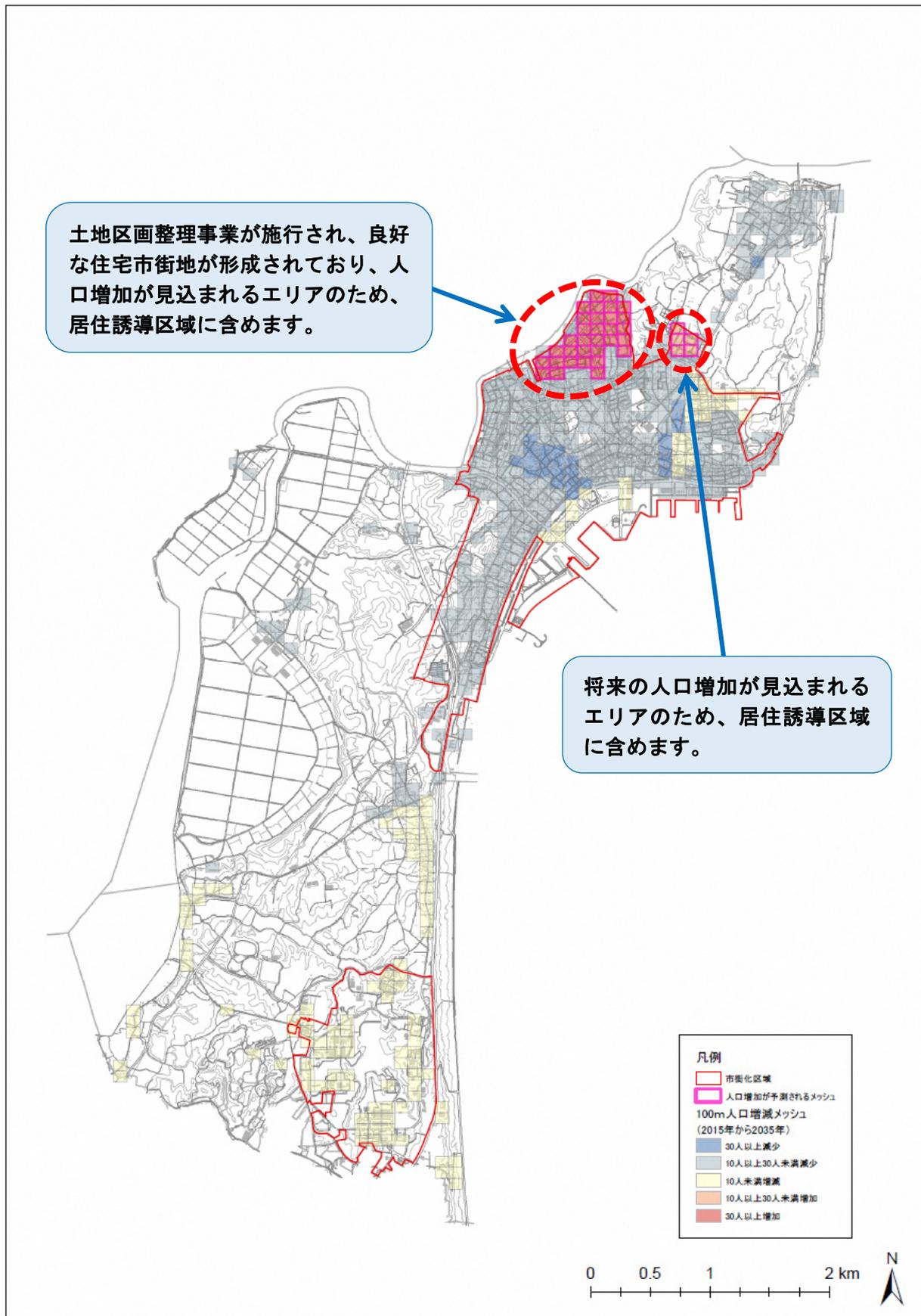


図 6 - 3 将来的に人口増加が見込まれるエリア

## ② 居住誘導区域に含まない区域

### b. 工業専用地域の区域

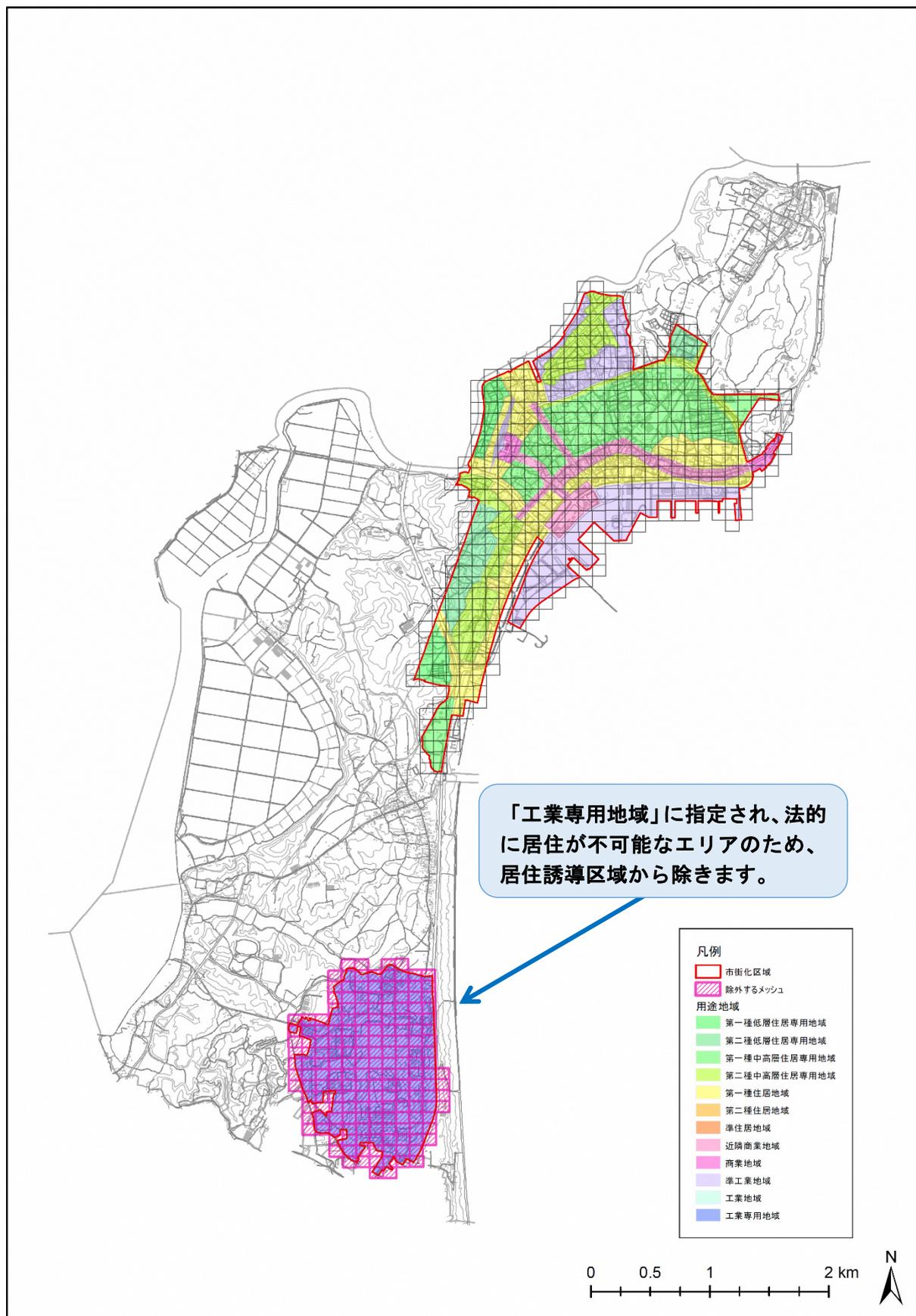


図6-4 工業系土地利用

### c. 災害危険性のある区域

土地区画整理事業により都市基盤施設が整った良好な住宅地となっていることや、五反田地区内の浸水想定区域については、治水対策として堤防の整備を促進していくことに加えて、防災訓練や避難経路の周知といったソフト対策等を講じていることから、居住誘導区域に含めることとします。

災害危険区域（出水）に指定されている区域を除きます。

当地区では、那珂川緊急治水対策プロジェクトにて、「土地利用・住まい方の工夫の検討」の取組みが提案されており、周辺地域の皆様と一緒に防災まちづくりを進めています。

土砂災害警戒区域に指定されているため、居住誘導区域から除きます。

津波浸水区域内の居住地については、茨城沿岸対策検討委員会（2012（平成24）年8月）の検討結果に基づく、ハード・ソフト対策を講じているため、居住誘導区域に含めることとします。

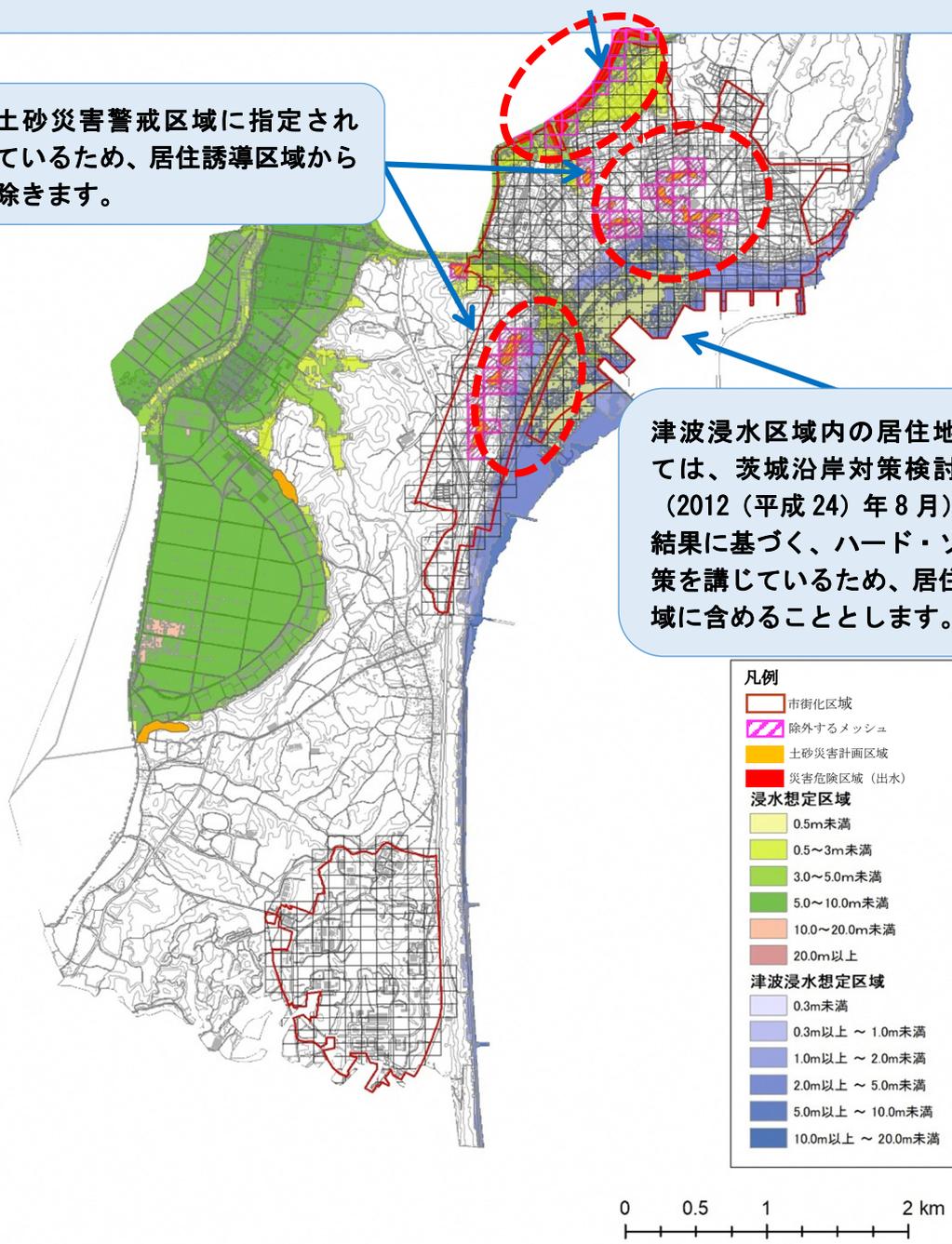


図6-5 災害危険性のある区域

d. 今後、人口の集積を図らない区域

<将来的に維持・保全される土地利用の区域>

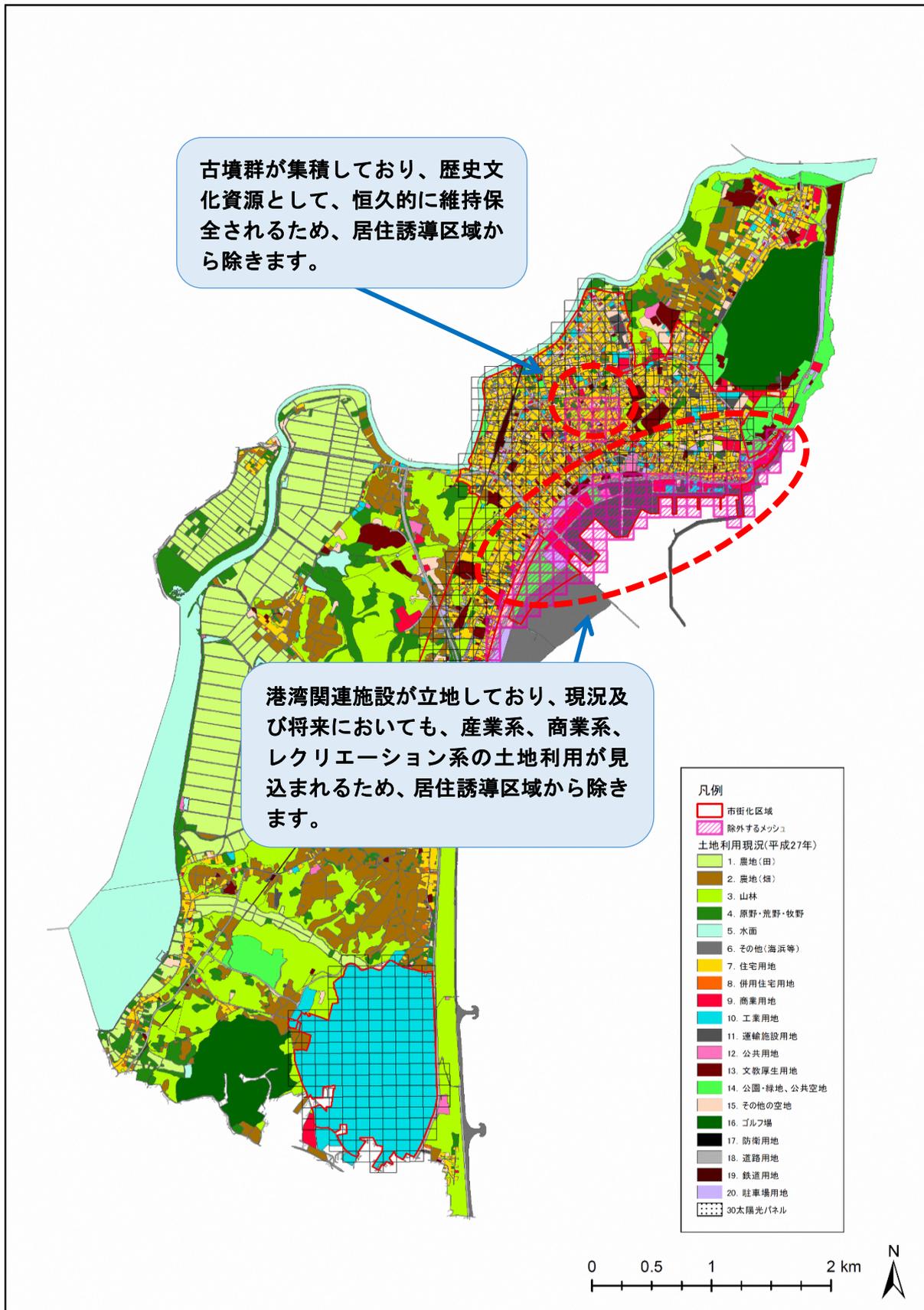


図6-6 将来的に維持・保全される公的な土地利用

<人口集積を見込まない区域>

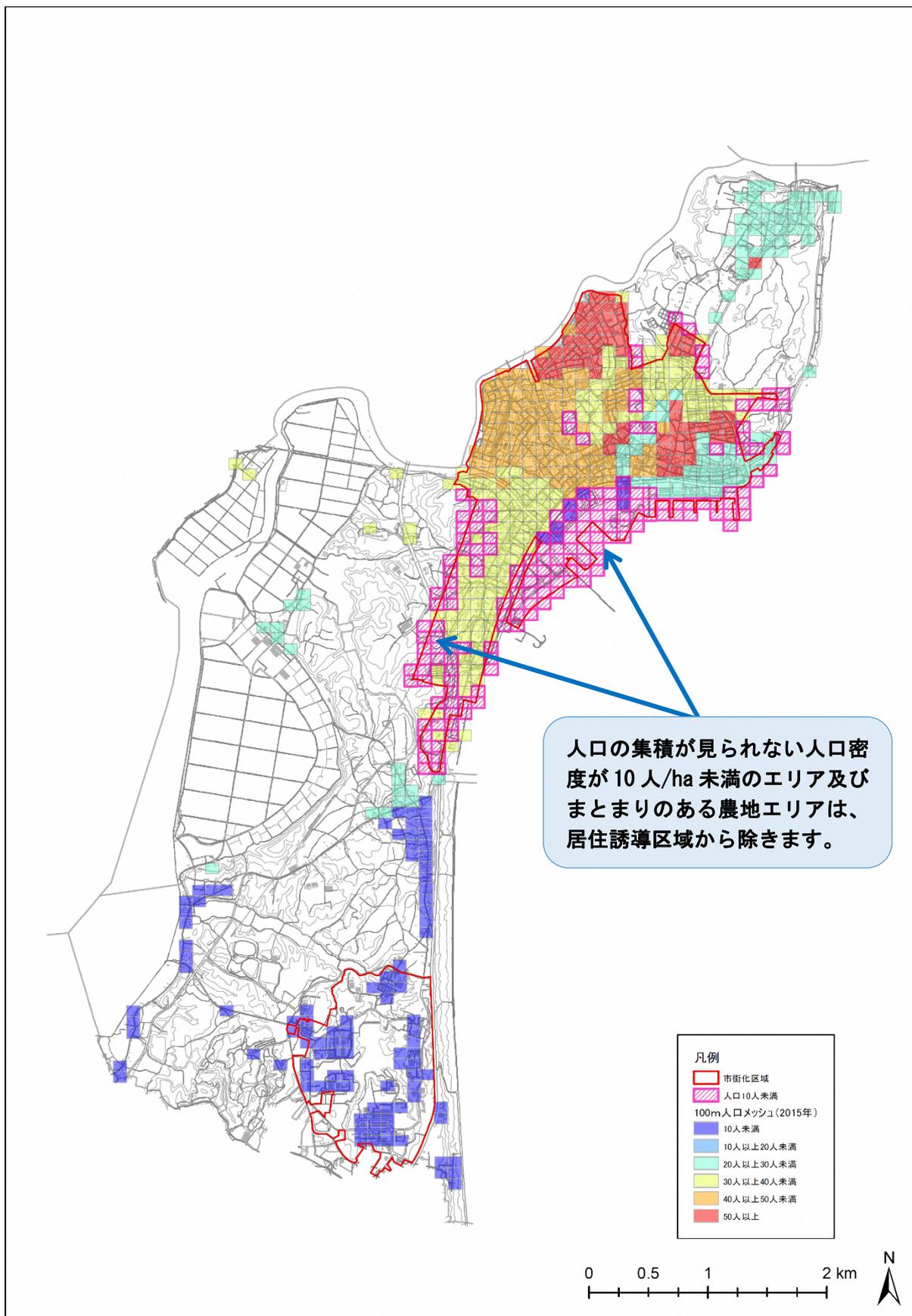


図6-7 人口の集積を見込まない区域

e. 居住地の連続性が保てない区域

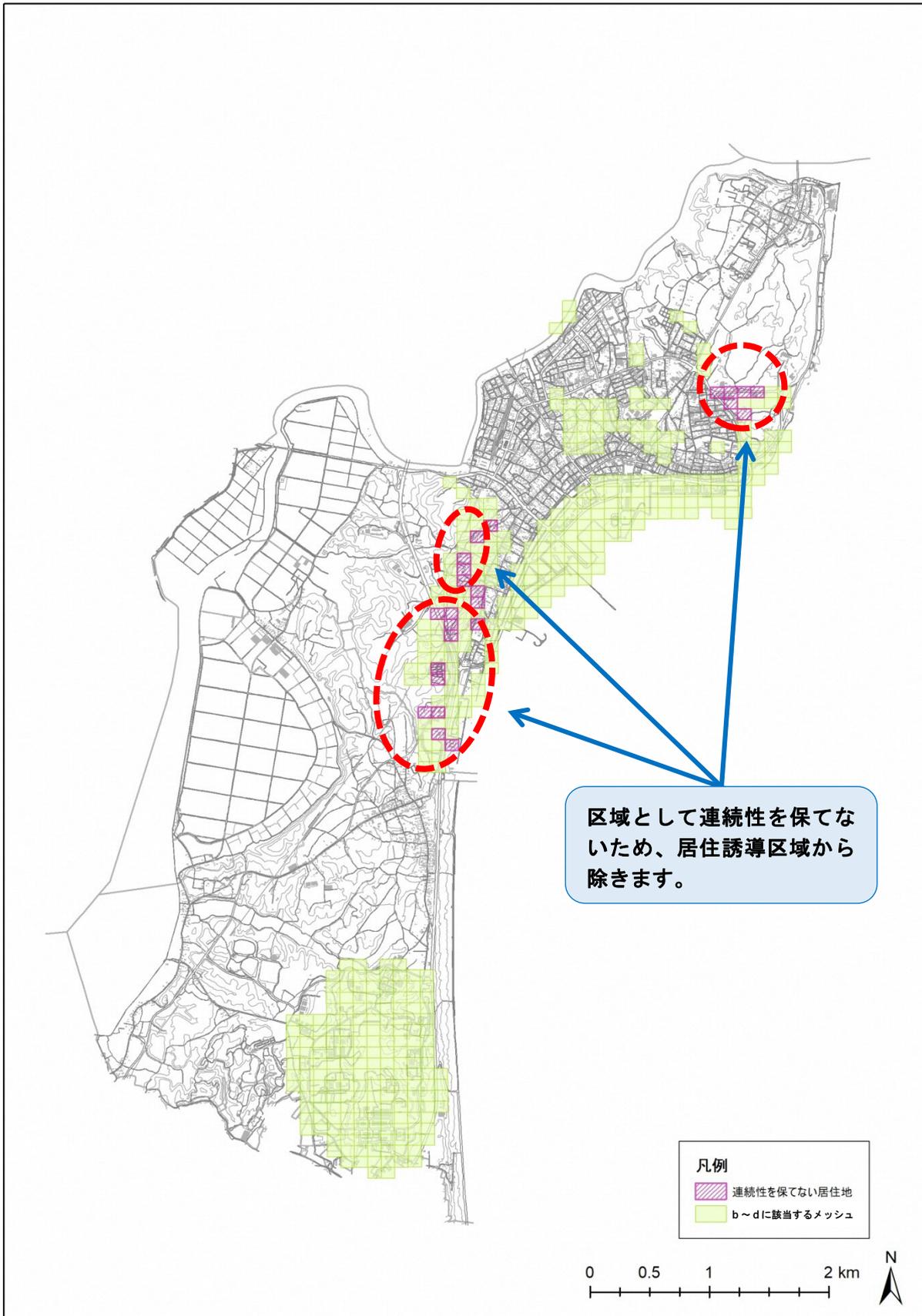


図6-8 連続性を保てない居住地の区域

### ③ 居住誘導区域の設定

- これまでの整理により抽出された区域について、土地利用や地形地物などの現況を踏まえ、居住誘導区域を下図のとおり設定します。
- なお、土砂災害警戒区域及び災害危険区域（出水）に指定されている区域は居住誘導区域から除きます。

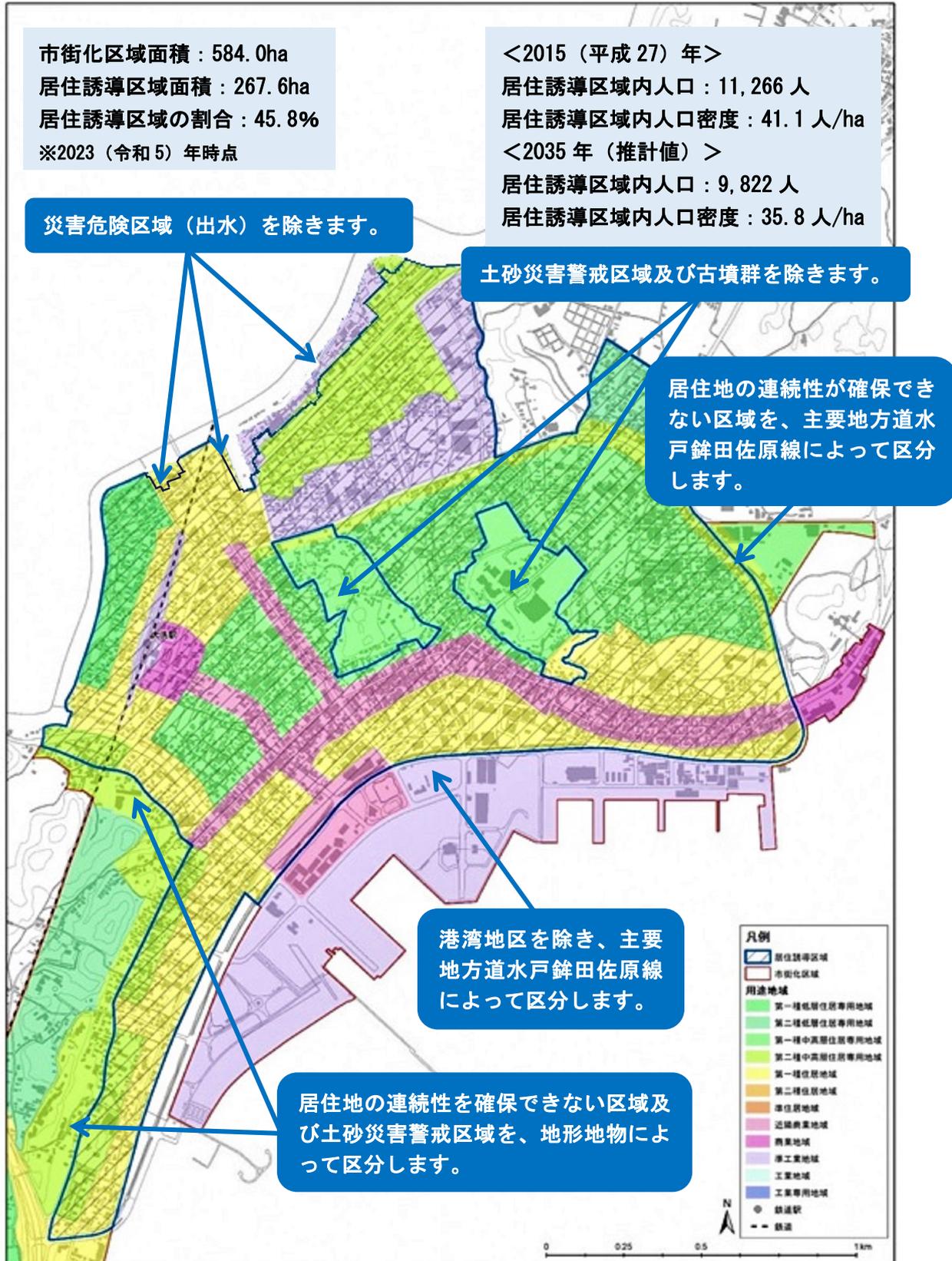


図6-9 居住誘導区域

## 7 誘導施策

### 7-1. 都市機能誘導区域及び居住誘導区域のまとめ

第5章及び第6章で設定した都市機能誘導区域及び居住誘導区域は下図のとおりです。

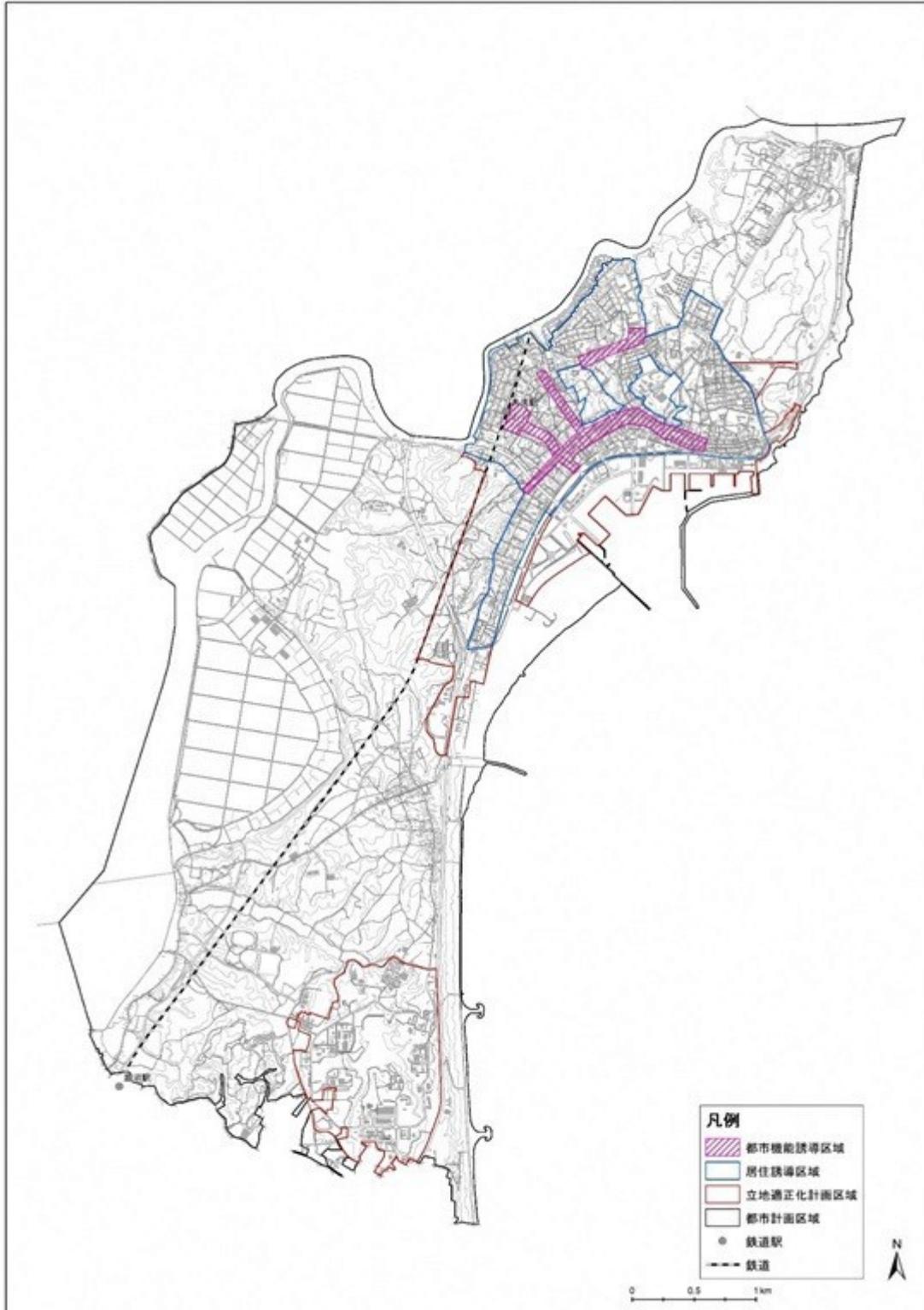


図7-1 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

## 7-2. 誘導施策

都市づくりの方針を基に、都市機能や居住を誘導するための主な施策を以下に整理します。

なお、令和7年度に施策・事業の実施状況を検証し、その結果を踏まえて一部見直しを行いました。

### 方針1：若い世代の定住促進に向けた取り組み

- 医療、商業、子育て支援等の生活に必要な都市機能が集約した居住環境の形成に取り組みます。居住地の形成においては、土砂災害等の災害危険性の高い区域の居住を抑制するなどの規制誘導を適正に行い、将来に渡って誰もが安全で安心して暮らせる定住環境を維持します。
- 地域資源を活かした観光・サービス業などの産業振興の施策との連携を図り、地域の経済力の強化と雇用の場の創出を図ります。
- 都市機能の充実には、新たな施設整備だけでなく、低未利用地や空き家、公共施設等の既存ストックを有効活用した整備にも取り組みます。

#### 1-1. 既成市街地の改善

- ① 居住誘導区域における着実な届出制度の運用と民間事業者等への情報共有  
本計画の内容や届出制度をホームページや広報誌等での周知、開発相談があった民間事業者等へ適用条件を考慮した国の補助制度等を案内 等
- ② 市街地内の空き家の未然防止と有効活用した利便性の高い住宅地の確保  
空き家バンクを活用した空き家流通の促進、空き家を活用した新たな住宅取得に対する補助の検討、空家等対策計画に基づく施策の展開 等
- ③ 都市計画手法等を活用した災害危険性の高い区域での居住抑制と適切な居住誘導  
町民ニーズを踏まえた地区計画・特定用途制限地域等の都市計画の変更や新たな指定の検討 等

#### 1-2. 地域産業の振興と雇用の場の創出

- ① 都市機能誘導区域における着実な届出制度の運用と民間事業者等への情報共有  
本計画の内容や届出制度をホームページや広報誌等での周知、開発相談があった民間事業者等へ適用条件を考慮した国の補助制度等を案内 等
- ② 市街地内の空き家・空き店舗等の未利用スペースを活用した都市機能施設の誘導  
未利用スペースを活用した都市機能立地に対する補助の検討及び既存制度の活用、民間事業者への未利用スペースの案内、空家等対策計画に基づく施策の展開 等
- ③ 利用者ニーズを踏まえた、民間事業者等との連携による大洗駅周辺の適切な整備  
利用者ニーズや交通結節点としての機能、将来の財政負担を踏まえた駅周辺整備、整備に際しては民間事業者との積極的な協働を検討 等

#### 1-3. 子育て支援の充実

- ① 都市機能誘導区域における着実な届出制度の運用と民間事業者等への情報共有  
⇒1-2-①と同様
- ② 市街地内の空き家・空き店舗等の未利用スペースを活用した機能の誘導  
⇒1-2-②と同様
- ③ 公共施設の再編・再配置等による子育て支援機能の拡充  
利用需要変化等により生じた空きスペース等を活用した機能の拡充 等

## 方針 2 : 高齢者の暮らしやすさの向上に向けた取り組み

○ 誰もが安心して歩いて暮らし続けられるよう、医療、福祉等の都市機能の充実や、高齢者にとって快適で魅力ある居住地環境の形成に取り組みます。

### 2-1. 高齢・福祉等施設の充実

- 都市機能誘導区域における着実な届出制度の運用と民間事業者等への情報共有  
⇒1-2-①と同様
- 市街地内の空き家・空き店舗等の未利用スペースを活用した都市機能施設の誘導  
⇒1-2-②と同様
- 公共施設の再編・再配置等による高齢者福祉機能等の拡充  
⇒1-2-③と同様

### 2-2. 中心拠点の改善

- 安心・安全に歩ける歩行空間の整備や施設のバリアフリー化等の実施  
既存商店街周辺において、利用状況を踏まえた歩行空間及び立地施設のバリアフリー化（段差解消等）の実施 等

### 2-3. 高齢者世帯の居住誘導

- 居住誘導区域における着実な届出制度の運用と民間事業者等への情報共有  
⇒1-1-①と同様

## 方針 3 : 生活を支える公共交通ネットワークの充実に向けた取り組み

○ 生活に必要な都市機能が利用できるよう、各種公共交通機関の連携による交通結節機能の強化や公共交通が不便な地域の解消に取り組みます。併せて、公共交通機関が将来に渡って維持され続けるよう、利用の促進にも取り組みます。

### 3-1. 公共交通の利便性の向上

- 公共交通（路線バス、電車）の利用状況に応じた運行本数に関わる要請  
公共交通事業者へ対する運行本数維持等の要請、コミュニティバスの運行本数の見直し、新たな公共交通サービスの検討 等
- 公共交通に関する案内情報の充実と使い勝手に配慮した公共交通結節点の改良  
駅・バス停での情報案内の仕組みの構築、来訪者向けの情報案内板の整備 等
- 利用者ニーズを踏まえた、民間事業者等との連携による大洗駅周辺の適切な整備  
⇒1-2-③と同様

### 3-2. 中心拠点と集落地の連携強化

- 町民のより一層の公共交通利用促進に向けた情報提供等の実施  
公共交通に関する情報の充実、自家用車から公共交通への転換を促す取り組みの実施 等
- 地域公共交通計画の検討  
将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築を目指すため「地域公共交通計画」の評価・アップデートを検討

## 7-3. 届出制度

### (1) 都市機能誘導区域外における開発行為などの届出

- 都市機能誘導区域毎に定めた誘導施設について、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向等を把握するため、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに町への届出が義務付けられます。

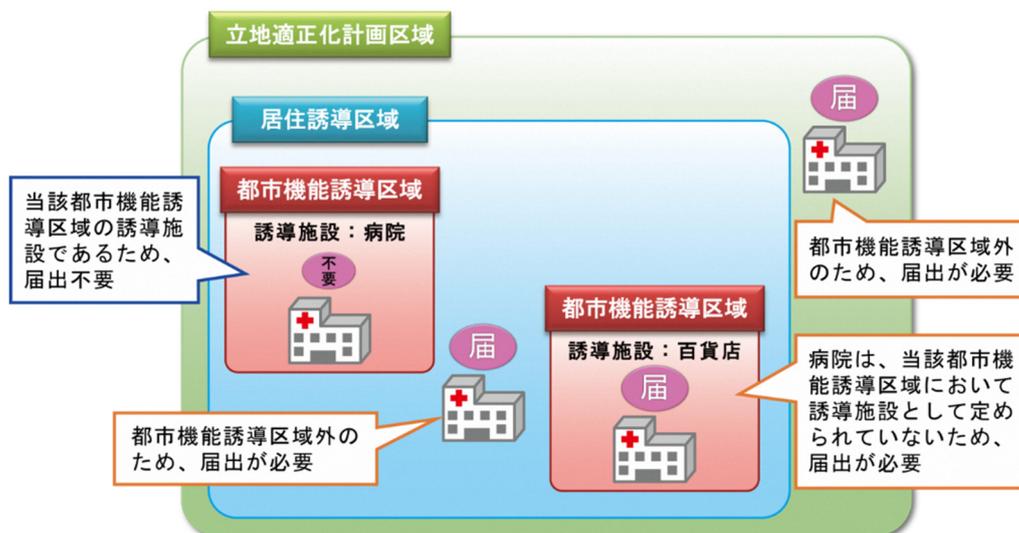
届出の内容が、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合には、勧告などの必要な措置を行うことがあります。（都市再生特別措置法第108条）

#### 開発行為

- ①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

#### 建築行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



出典：立地適正化計画の説明会資料(2015（平成27）年6月1日時点版・国土交通省)に一部加筆

図7-2 都市機能誘導区域及び誘導施設に関わる届出対象のイメージ

### (2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止又は廃止の届出

- 都市機能誘導区域内において、都市機能誘導区域毎に定めた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、30日前までに町への届出が義務付けられます。

届出の内容が、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止する誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると認められる場合には、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告を行うことがあります。（都市再生特別措置法第108条の2）

表 7-1 誘導施設一覧

機能分類	施設	定義	都市機能誘導区域 ＜●：該当する誘導区域＞		
			大洗駅 周辺	既存商店 街・ 町役場周辺	五反田 地区沿道 周辺
介護 福祉	福祉施設	老人福祉法・介護保険法に定める施設、事業の用に供する施設のうち、通所・訪問サービスの提供を主目的とするもの		●	●
	交流施設 (高齢)	同世代・多世代との交流を目的とした施設		●	
子育て 支援	保育施設	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園	●		●
		就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に定める保育所等	●		●
	学童保育	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、公共又は民間が設置する学童保育施設	●		
	児童館	児童福祉法第40条に定める児童厚生施設		●	
	託児施設	児童福祉法に基づく届出が必要とされる認可外保育施設	●		●
	交流施設 (子育て)	託児スペース及び同世代・多世代が交流する空間を有した施設		●	
商業	集客施設	主に来訪者の利用に供されることを目的とした、飲食・物販・体験機能のいずれかを備えた施設	●	●	
	店舗	店舗面積が250㎡以上1,000㎡未満の生鮮食品及び日用品を扱う店舗		●	
医療	診療所 (内科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に内科を有するもの		●	●
	診療所 (外科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に外科を有するもの		●	●
	診療所 (小児科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に小児科を有するもの	●	●	●
金融	銀行	銀行法第4条に基づく免許・許可・登録等を受けている業者の窓口を有する店舗		●	
	信用金庫 信用組合	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び労働金庫連合会		●	

### (3) 居住誘導区域外における開発行為などの届出制度

○ 居住誘導区域外における住宅開発の動向等を把握するため、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに町への届出が義務付けられます。

届出の内容が、居住誘導区域内への住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合には、勧告などの必要な措置を行うことがあります。（都市再生特別措置法第88条）

#### 開発行為

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

①の例示

3戸の開発行為

届



②の例示

800㎡  
2戸の開発行為

不要



#### 建築行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①②の例示

3戸の建築行為

届



②の例示

1戸の建築行為

不要



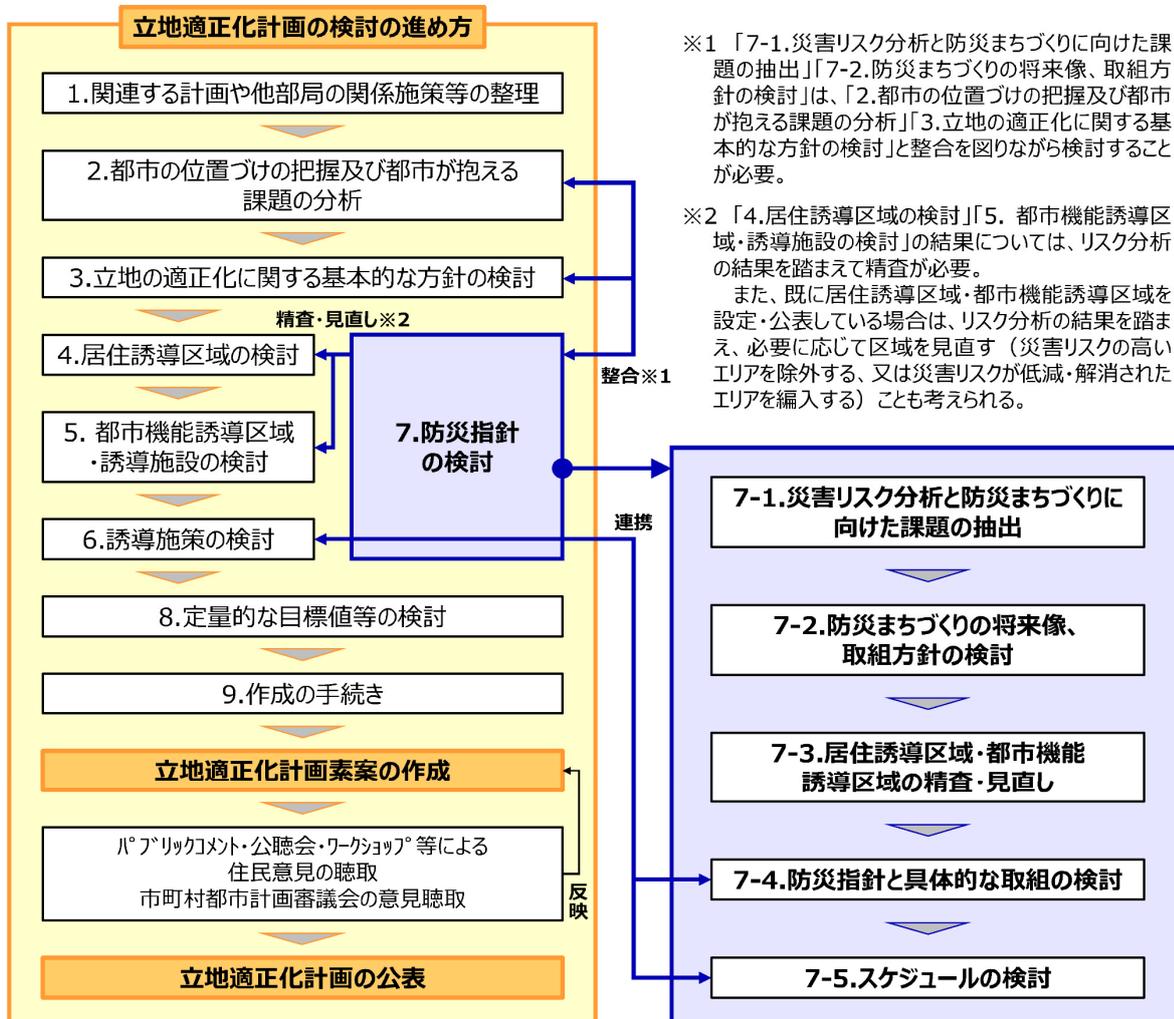
出典：立地適正化計画の説明会資料(2015（平成27）年6月1日時点版・国土交通省）に一部加筆

図7-3 居住誘導区域外に関わる届出対象のイメージ

## 8 防災指針

### 8-1. 防災指針とは

- 防災指針は、近年の自然災害の頻発化・激甚化を受けて、居住や都市機能の誘導を図る上で、災害リスクを踏まえたまちづくりを進めるため、立地適正化計画に定めることとされています。
- 大洗町においては、2011（平成23）年3月の東日本大震災による津波、2019（令和元）年10月の令和元年東日本台風（台風19号）による浸水などの被害が生じています。
- このような自然災害の災害リスクに対し、本町においても防災指針を策定し、第6次大洗町総合計画や大洗町都市計画マスタープラン、大洗町地域防災計画をはじめとした防災関連の計画と連携し、対策を進めていきます。



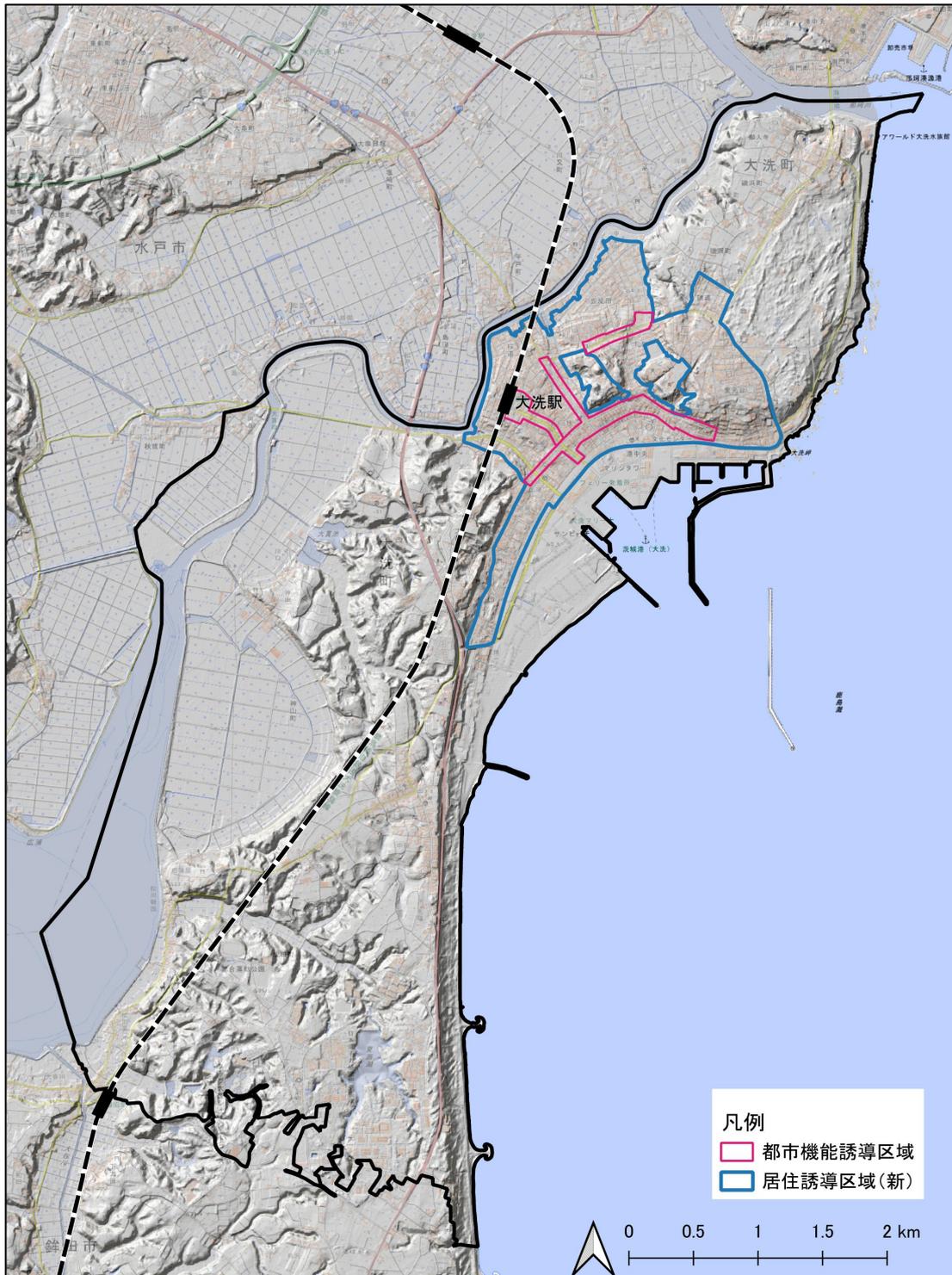
出典：立地適正化計画の手引き（国土交通省）

図8-1 防災指針の検討プロセス

## 8-2. 地域特性

### (1) 地形

- 本町は東西2.5km、南北9.0kmの細長い形をしています。
- 市街地は大洗駅東側の、概ね海岸に沿う低地部に形成され、北側には新町、祝町、東光台、南側には大貫町、成田町などから成る丘陵地を有しています。

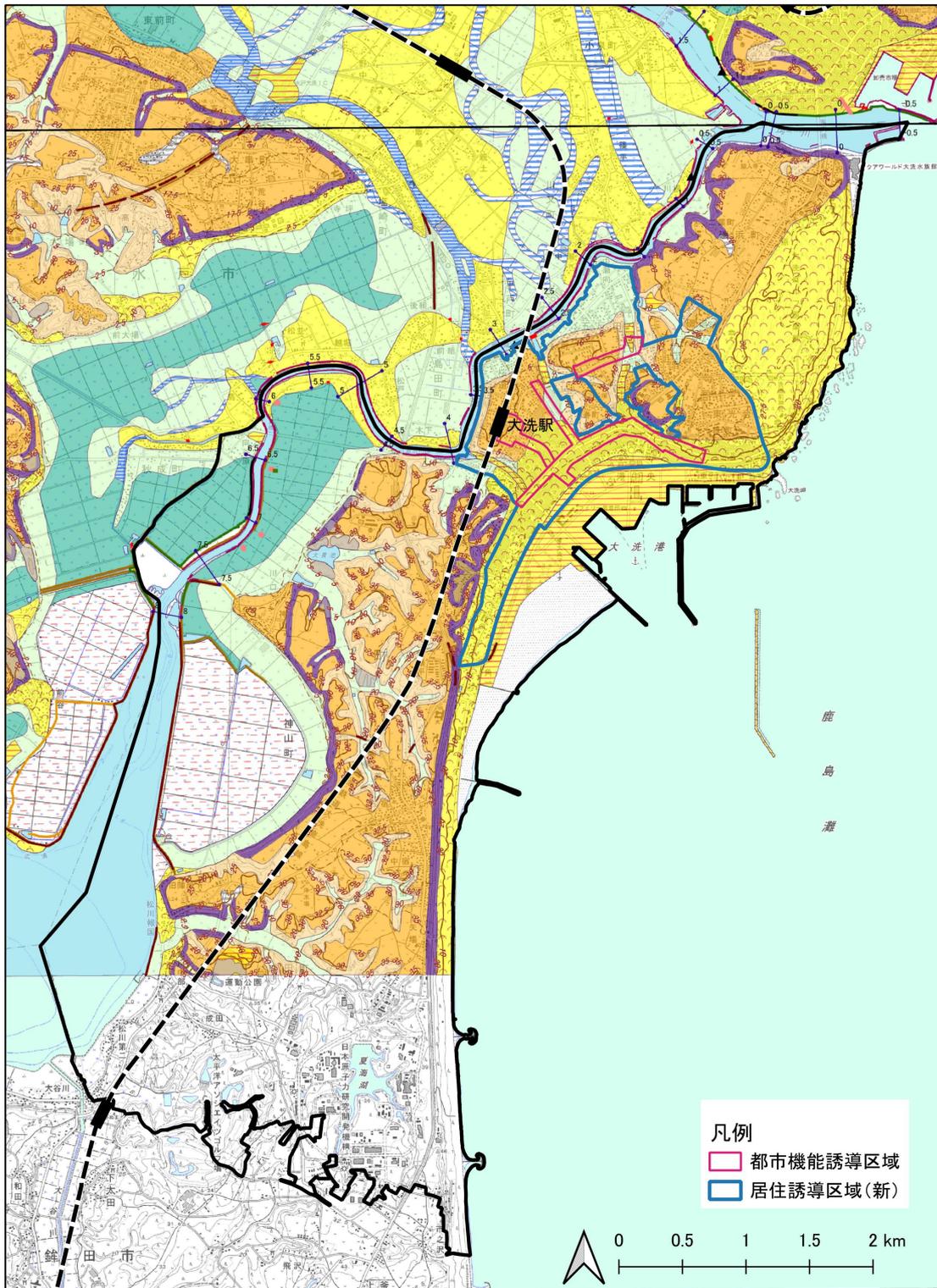


出典：国土地理院「陰影起伏図」を一部加工

図8-2 陰影起伏図

## (2) 治水地形分類

- 海岸沿いには砂州・砂丘及び盛土地・埋立地が広がり、その西側には段丘面や崖（段丘崖）が広がっています。澗沼川沿いには浸水が発生しやすい氾濫平野が広がっています。
- 居住誘導区域は、澗沼川から海側にかけて東西に、氾濫平野、山地、段丘面、砂州・砂丘と高低差のある地形となっています。



出典：国土地理院「治水地形分類図」を一部加工

図8-3 治水地形分類図

### (3) 過去の災害履歴

#### ① 津波の被害

- 本町では、2011（平成 23）年の東日本大震災において最大で 4.0m の津波を観測しました。これにより、港内のふ頭が全て浸水したほか、背後の大洗町の市街地についても、町域の約 1 割に相当する 2.0 km<sup>2</sup>が浸水しました。被害は死者 1 名、軽傷 6 名の他、住宅の被害は全壊 14 件、半壊 259 件、一部損壊 1,307 件を記録しました。
- また、1960（昭和 35）年にはチリ地震に伴い 2.0m の津波が襲来しています。
- さらに、2024（令和 6）年 8 月 8 日夕方には日向灘を震源とする地震が発生し、本町では被害がなかったものの、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。本町においては、最大震度 4、最大津波高 4.0m が予測されています。加えて、2025（令和 7）年 12 月 8 日には青森県東方沖を震源とする地震が発生し、翌 9 日には気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。

表 8-1 大洗町における過去の津波被害

発生年月	名称	被害規模
1960（昭和 35）年 5 月	チリ地震津波	津波高 2.0m
2011（平成 23）年 3 月	東日本大震災	最大津波高 4.0m、浸水面積 2.0 km <sup>2</sup>

出典：茨城県「消防防災データ集 令和 6 年」／  
 国土交通省「茨城港大洗港区における東日本大震災の復旧・復興方針」／  
 大洗町地域防災計画／  
 都市建設課



出典：大洗町 HP「東日本大震災の被害状況」

図 8-4 東日本大震災による被害状況

## ② 風水害の被害

- 本町においては、これまでに複数回の風水害被害を受けています。
- 特に、涸沼川を起因とする浸水被害の発生が多く、これは本川である那珂川の増水に伴う支川の涸沼川におけるバックウォーター現象によるものです。
- 近年の代表的な被害としては、2019（令和元）年10月の令和元年東日本台風（台風19号）による浸水被害が挙げられ、堀割・五反田周辺地区において大きな被害を受けました。
- 本町では、これまでの被害状況等を踏まえ、2023（令和5）年12月には、大洗町河川出水災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、堀割・五反田周辺地区災害危険区域の指定を行うとともに、2024（令和6）年6月には堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業計画の国土交通大臣同意を受け、防災まちづくりに係る事業が進められています。

表8-2 大洗町における過去の風水害被害

発生年月	名称	被害規模（一部）
1977(昭和52)年9月	台風（集中豪雨）	がけ崩れ・家屋損壊・床上浸水・護岸決壊
1979(昭和54)年5月	強風（竜巻）	住家全壊・船舶損壊・非住家損壊
1979(昭和54)年9月	集中豪雨（豪雨）	住家半壊・床上浸水・道路決壊・冠水
1981(昭和56)年10月	台風24号（豪雨）	床上浸水・道路決壊・がけ崩れ・河川損壊
1986(昭和61)年8月	台風10号（豪雨）	住家一部損壊・床上浸水・冠水・がけ崩れ
1998(平成10)年8月	集中豪雨（豪雨）	床下浸水・冠水・擁壁崩壊・道路冠水
1999(平成11)年10月	集中豪雨（豪雨）	床上浸水・床下浸水
2002(平成14)年10月	台風21号（台風）	家屋半壊・電気関係被害・倒木・漁船被害
2013(平成25)年10月	台風26号（台風）	住家全壊・一部損壊・床上浸水
2016(平成28)年8月	台風9号（台風）	非住家一部損壊・電気関係被害・倒木
2019(令和元)年9月	台風15号（台風）	住家一部損壊・電気関係被害・倒木
2019(令和元)年10月	令和元年東日本台風	住家一部損壊・床上浸水・床下浸水・冠水

### ③ 土砂災害の被害

- 本町においては、これまでに複数回のがけ崩れの被害を受けています。

表 8 - 3 大洗町における過去の土砂災害被害

発生年月	名称	被害規模（一部）
1977(昭和 52)年 9 月	台風（集中豪雨）	がけ崩れ 3 ヲ所
1979(昭和 54)年 9 月	集中豪雨（豪雨）	がけ崩れ 2 ヲ所
1981(昭和 56)年 10 月	台風 24 号（豪雨）	がけ崩れ 4 ヲ所
1986(昭和 61)年 8 月	台風 10 号（豪雨）	がけ崩れ 2 ヲ所
2002(平成 14)年 10 月	台風 21 号（台風）	がけ崩れ 1 ヲ所
2023(令和 5)年 6 月	台風 2 号（豪雨）	がけ崩れ 4 ヲ所 （大貫町・神山町・成田町・成田郷周辺） 法面地割れ 1 ヲ所 （磯浜町） 法面崩れ 2 ヲ所 （神山町・大貫町）
2025(令和 7)年 6 月	強風・降雨	がけ崩れ 1 ヲ所 （神山町）

### ④ 高潮の被害

- 本町においては、これまでに高潮の被害を受けています。

表 8 - 4 大洗町における過去の高潮被害

発生年月	名称	被害規模（一部）
2014(平成 26)年 4 月	南岸低気圧	床上浸水（旅館 1 階部分に浸水）

<参考：堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業について>

## 防災集団移転促進事業（茨城県大洗町堀割・五反田周辺地区）

- 茨城県大洗町堀割・五反田周辺地区は、1級河川湊沼川の氾濫により過去に度々浸水被害が発生した地域（昭和61年、平成10年、平成23年、令和元年など）、令和元年東日本台風（台風19号）の大雨によって湊沼川の水位が上昇し、越水・溢水被害が発生
- 令和2年1月「那珂川流域治水対策プロジェクト」において、“土地利用・住まい方の工夫”を位置付け
- 令和5年12月27日大洗町河川出水災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、災害危険区域を指定
- 令和6年6月28日堀割・五反田周辺地区防災集団移転促進事業計画の国土交通大臣同意（移転対象戸数72戸）
- 過去最大規模の令和元年台風相当の雨量が今後発生した場合でも、河川氾濫からの安全・安心な居住を確保するため、事前防災としては全国初となる空き地・空き家など既存ストックを活用した差し込み型の集団移転を推進

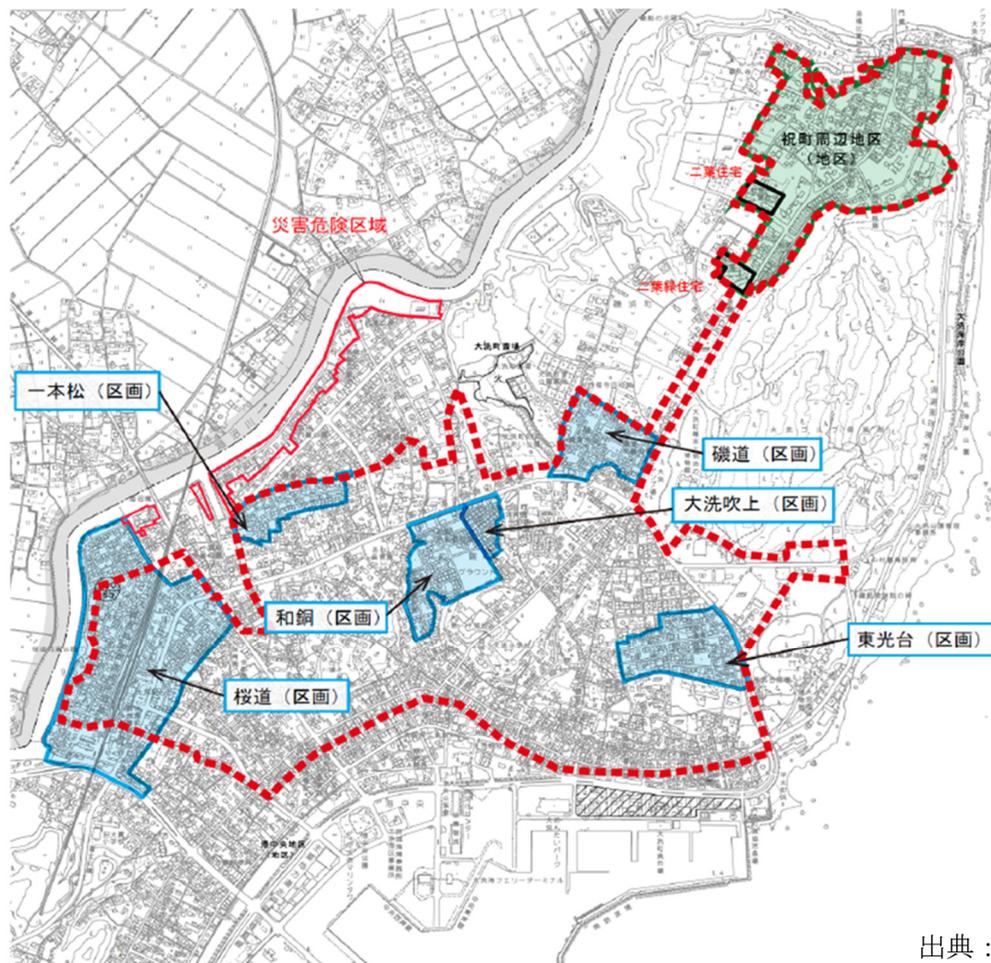
### ○位置図



### ○令和元年東日本台風浸水状況



### ○災害危険区域と移転先住宅団地



出典：都市建設課

### 8-3. 災害リスクの分析

#### (1) 対象とする災害リスク

- 居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の災害リスク分析を行うにあたり、発生する可能性がある災害ハザードデータを収集整理します。
- 本町の防災指針で対象とする災害リスクは、地域特性や過去の災害履歴、国土交通省が示す防災指針の手引きを踏まえて以下のとおり設定します。

表8-5 対象とする災害リスク

災害種別	No.	ハザード情報
① 洪水（外水）	1	洪水浸水想定区域（想定最大規模） 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食） 〈対象河川〉 潤沼川、那珂川
	2	洪水浸水継続時間（想定最大規模* <sup>1</sup> ） 〈対象河川〉 潤沼川、那珂川
② 津波	1	津波浸水想定区域（最大浸水深）
③ 土砂災害	1	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
④ 液状化	1	液状化想定区域

※雨水出水（内水）ハザードマップは令和8年度以降策定予定。

※高潮は県が浸水想定区域を検討中であり、令和8年頃公表予定。

#### (2) 分析項目

- 災害種別ごとのハザード情報と、都市の情報とを重ね合わせることで災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域を抽出します。

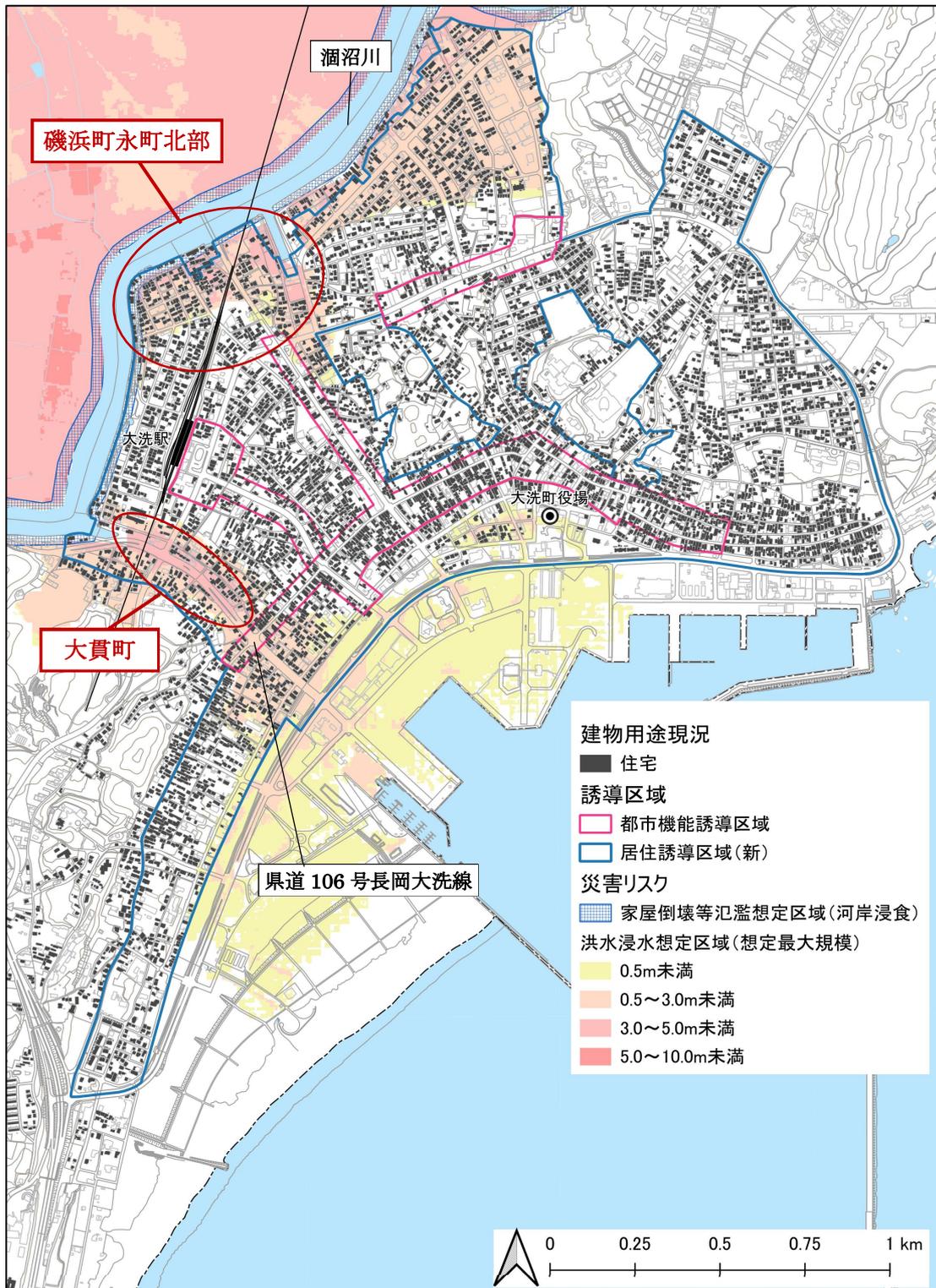
表8-6 都市の情報

種類	No.	内容
住宅	A	住民が日常生活を送る住宅、共同住宅、併用住宅。
避難施設	B	災害から命を守るために避難した住民や、災害により自宅へ戻れなくなった住民が滞在するための施設。
要配慮者利用施設	C	病院、介護・福祉施設、障害者支援施設、子育て支援施設などの防災上の配慮を要する方々が利用する施設。
緊急輸送道路	D	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などのために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

### (3) 災害リスク分析

#### ①-1 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域 × 住宅

- 涸沼川沿い及び県道106号長岡大洗線沿い、町役場西側の住宅において浸水が想定されます。
- 特に、涸沼川沿いの磯浜町永町北部、県道106号沿いの大貫町で想定浸水深3.0m以上の区域に住宅が立地しています。
- また、涸沼川沿いでは、家屋倒壊等氾濫想定区域に複数の住宅が立地しています。



出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／住宅：大洗町都市計画基礎調査（2020年）  
図8-5 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅

①-1 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域 × 避難施設（洪水対応可）

- 「水災害の被害指標分析の手引（国土交通省）」によると、浸水深0.3m以上は災害時要援護者の避難が困難となる水位、0.5m以上は要援護者以外の避難が困難となる水位とされています。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難所は浸水エリアには含まれていません。

〈指定緊急避難場所及び指定避難所〉

指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する施設や場所

指定避難所：避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者が一時的に滞在する施設

避難所：災害後に一定期間避難生活をするための施設

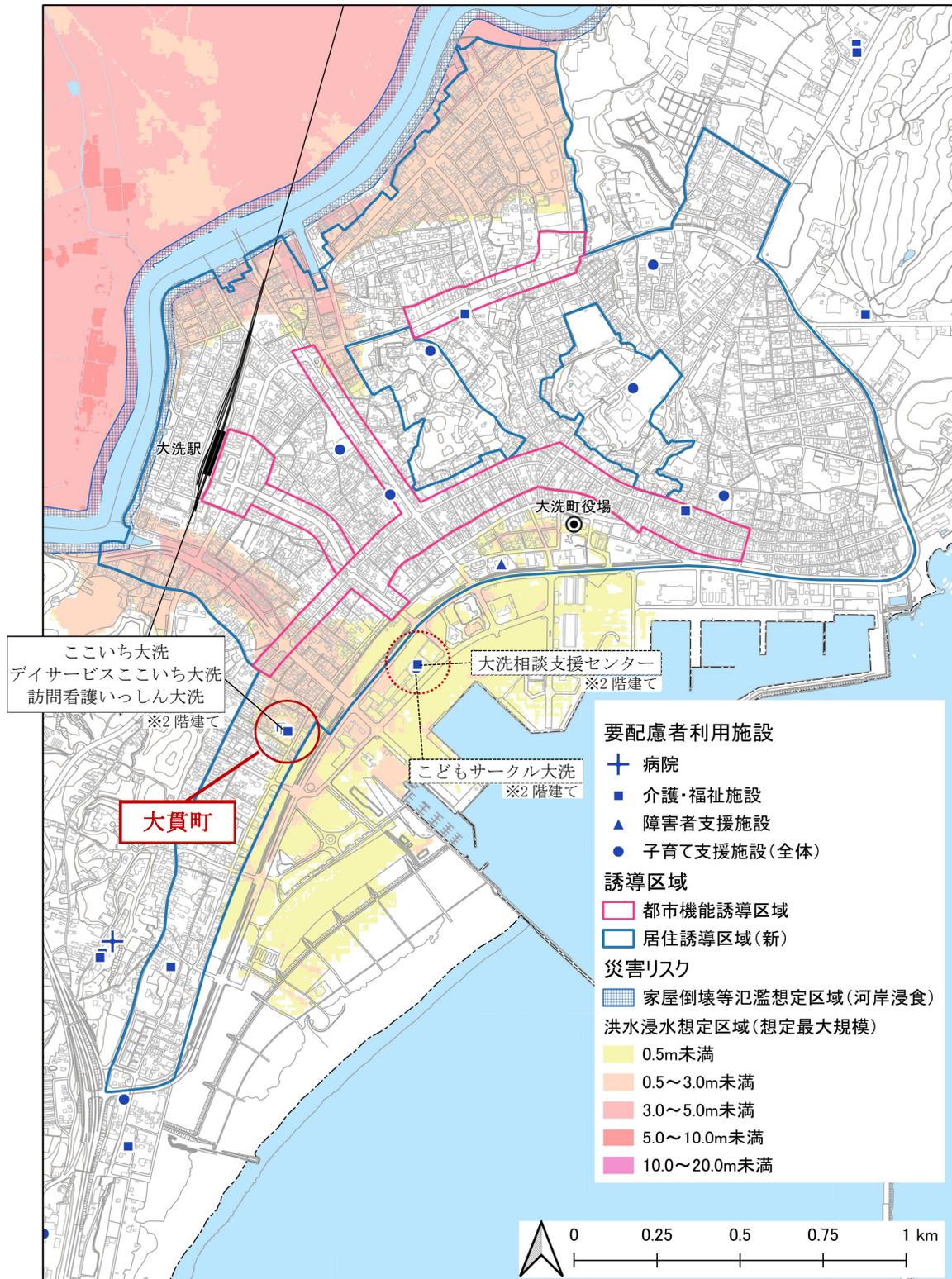


出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／避難施設：大洗町洪水ハザードマップ

図8-6 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・家屋倒壊等氾濫想定区域×避難施設

①-1 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域 × 要配慮者利用施設

- 大貫町において、想定浸水深0.5m以上の区域に介護・福祉施設が立地しています。
- また、居住誘導区域外ではありますが、海岸沿いの想定浸水深0.5m未満の区域に介護・福祉施設、子育て支援施設が立地しています。



出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／要配慮者利用施設：大洗町HP など

図8-7 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・家屋倒壊等氾濫想定区域×要配慮者利用施設

## ①-1 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域 × 緊急輸送道路

- 「水災害の被害指標分析の手引（国土交通省）」によると、浸水深0.3m以上は、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される水位とされています。
- 第1次緊急輸送道路の県道2号水戸鉾田佐原線の一部が、想定浸水深0.5m以上の区域に含まれています。

### 〈緊急輸送道路について（国土交通省）〉

緊急輸送道路とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線です。

- 第1次緊急輸送道路： 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
- 第2次緊急輸送道路： 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
- 第3次緊急輸送道路： その他の道路

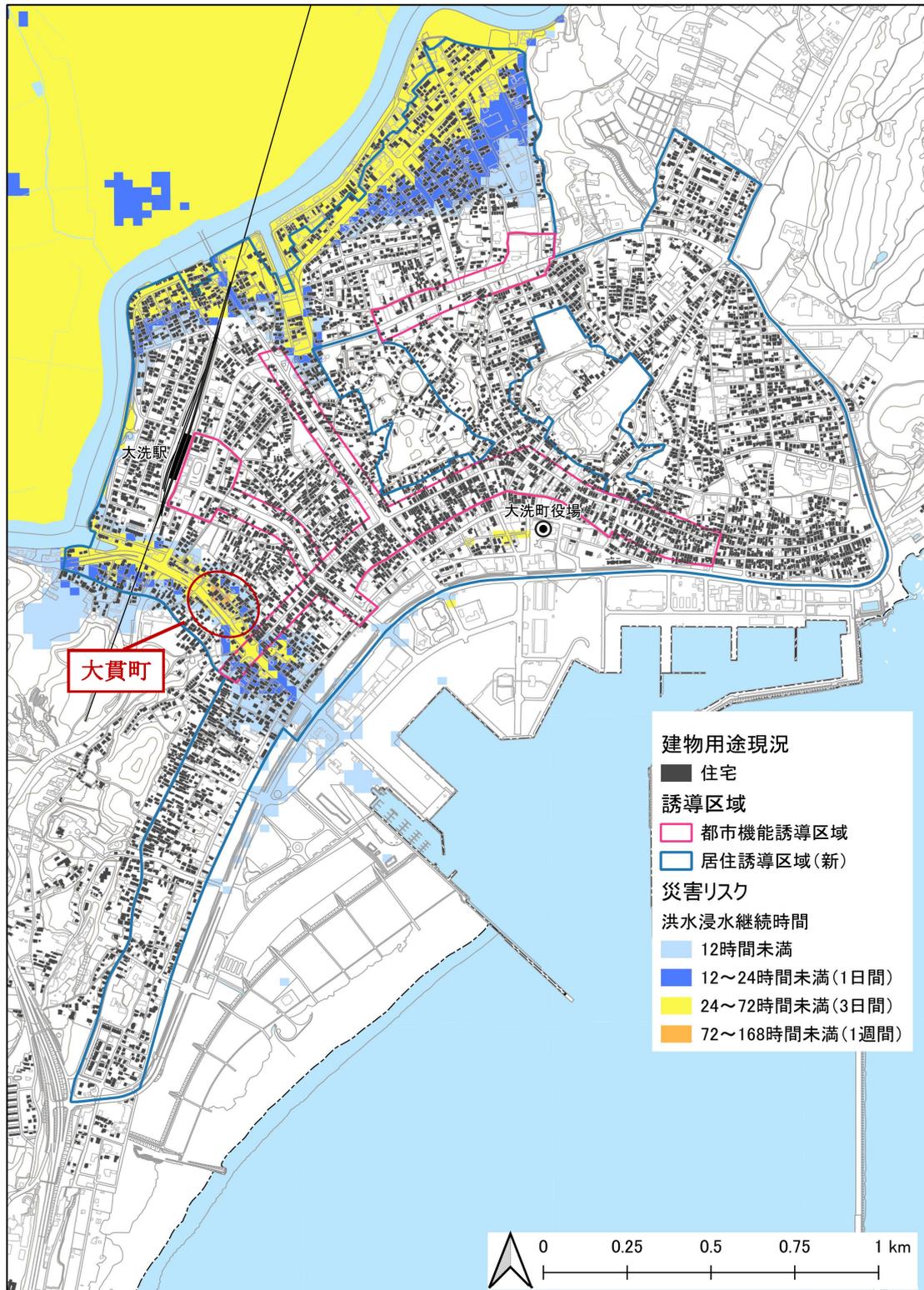


出典：災害リスク・緊急輸送道路：国土数値情報（2024年）

図8-8 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・家屋倒壊等氾濫想定区域×緊急輸送道路

## ①-2 洪水浸水継続時間 × 住宅

- 「水災害の被害指標分析の手引（国土交通省）」によると、浸水継続時間が72時間以上（3日間）になると、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足によって、健康被害の発生、生命の危機が生じる恐れがあるとされています。
- 涸沼川沿い及び県道106号長岡大洗線沿いにおいては、24時間以上の浸水継続が広い範囲で想定されており、特に大貫町においては、72～168時間未満（1週間）の浸水継続が想定される区域に住宅が立地しています。

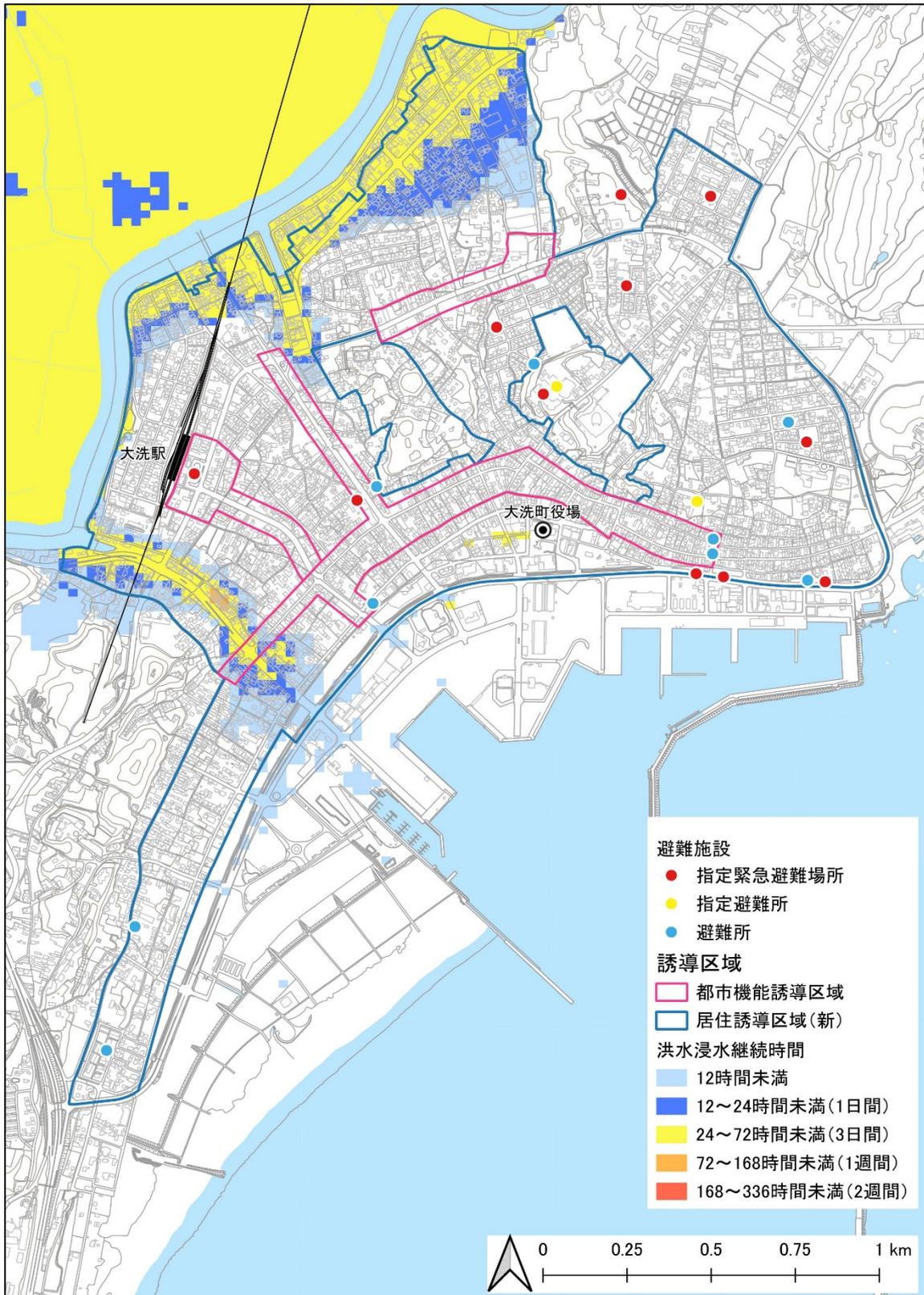


出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／住宅：大洗町都市計画基礎調査（2020年）

図8-9 洪水浸水継続時間×住宅

①-2 洪水浸水継続時間 × 避難施設（洪水対応可）

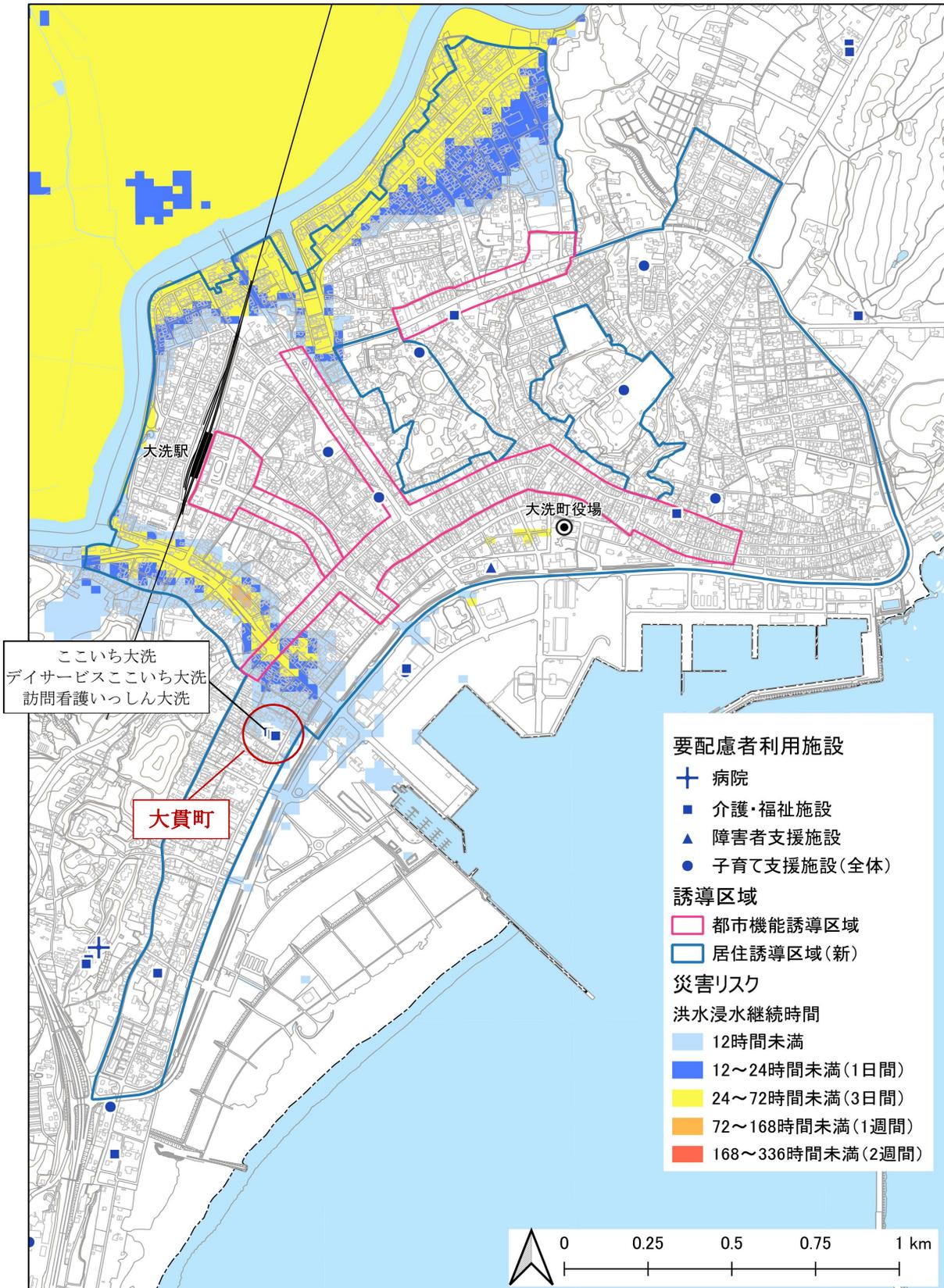
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難所は浸水エリアには含まれていません。



出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／避難施設：大洗町HP  
 図8-10 洪水浸水継続時間×避難施設

## ①-2 洪水浸水継続時間 × 要配慮者利用施設

- 浸水継続時間が12時間を超える区域に立地する要配慮者利用施設は存在しません。
- しかし、大貫町において、12時間未満の浸水継続時間が想定される区域に介護・福祉施設が立地しています。

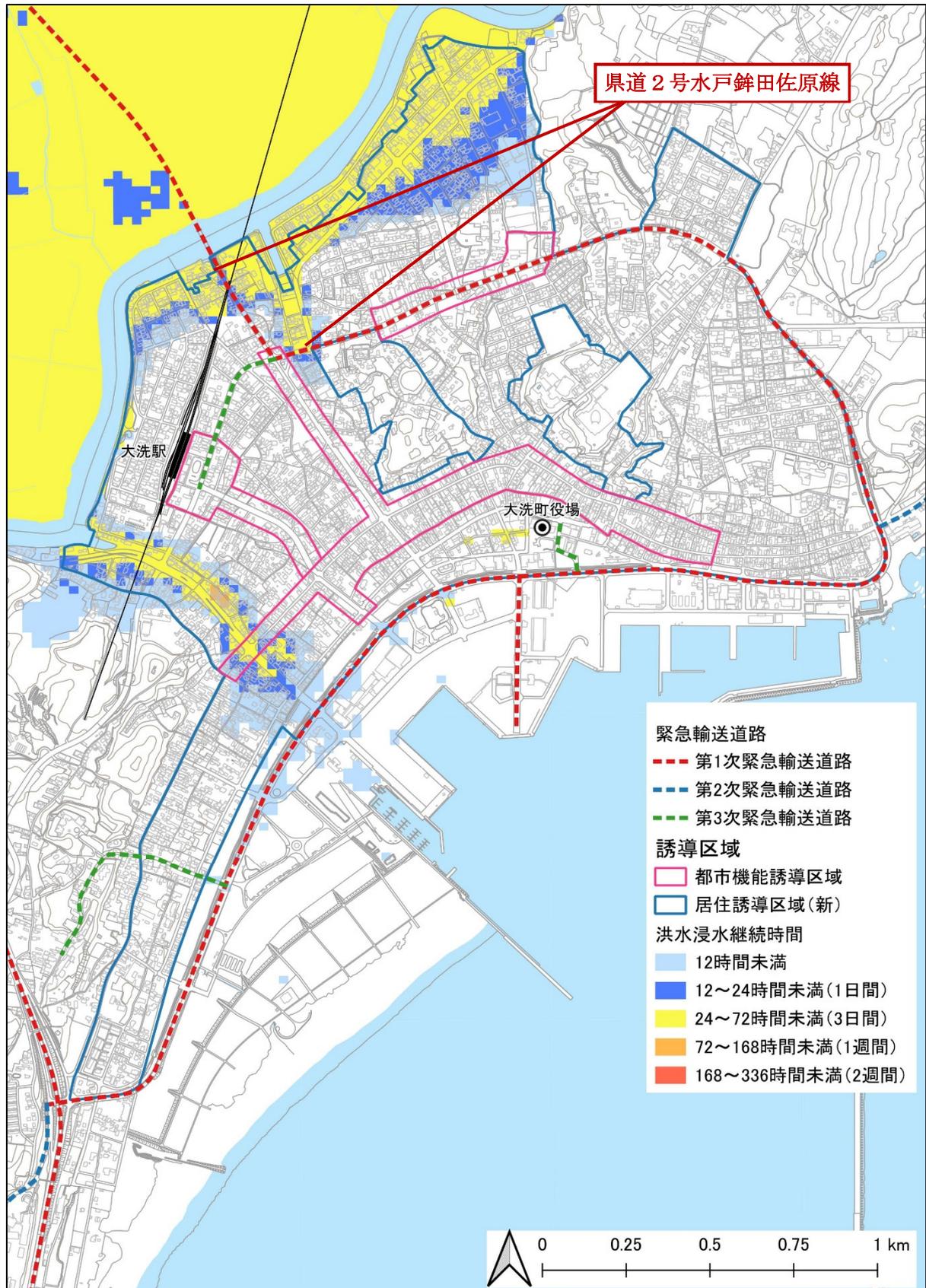


出典：災害リスク：国土数値情報（2024年）／要配慮者利用施設：大洗町 HP など

図 8 - 1 1 洪水浸水継続時間×要配慮者利用施設

## ①-2 洪水浸水継続時間 × 緊急輸送道路

- 第1次緊急輸送道路の県道2号水戸鉾田佐原線の一部において、浸水継続時間が24～72時間未満(3日間)となっています。

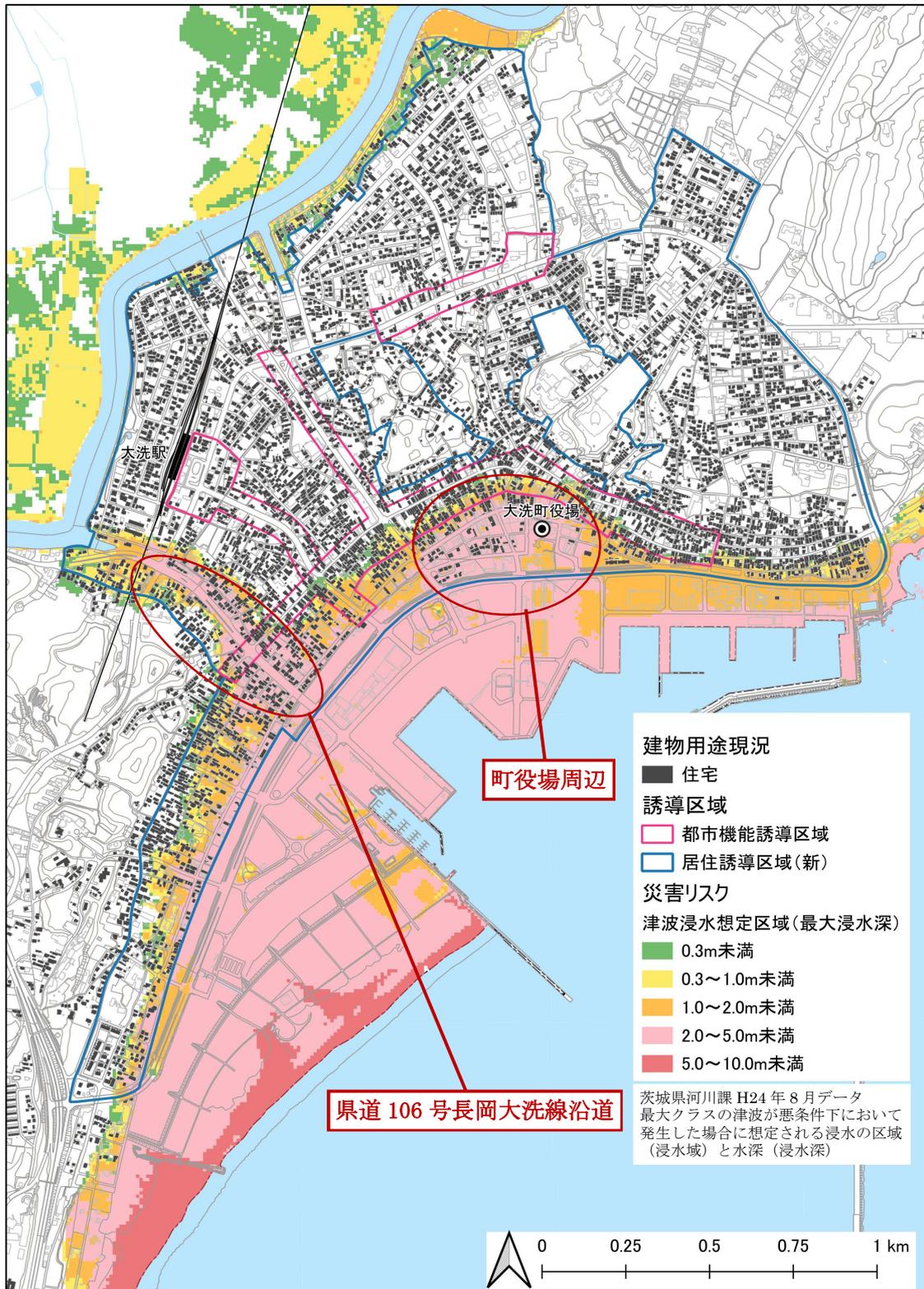


出典：災害リスク・緊急輸送道路：国土数値情報（2024年）

図8-12 洪水浸水継続時間×緊急輸送道路

## ② 津波浸水想定区域 × 住宅

- 「津波の高さと被害との関係（気象庁）」によると、浸水深2.0m以上で、建物流出率が増加するとされています。
- 海岸沿い及び県道106号長岡大洗線沿いの住宅において浸水が想定されています。
- 特に、県道106号長岡大洗線沿道、町役場周辺においては、2.0～5.0m未満の浸水が想定される住宅が存在しています。

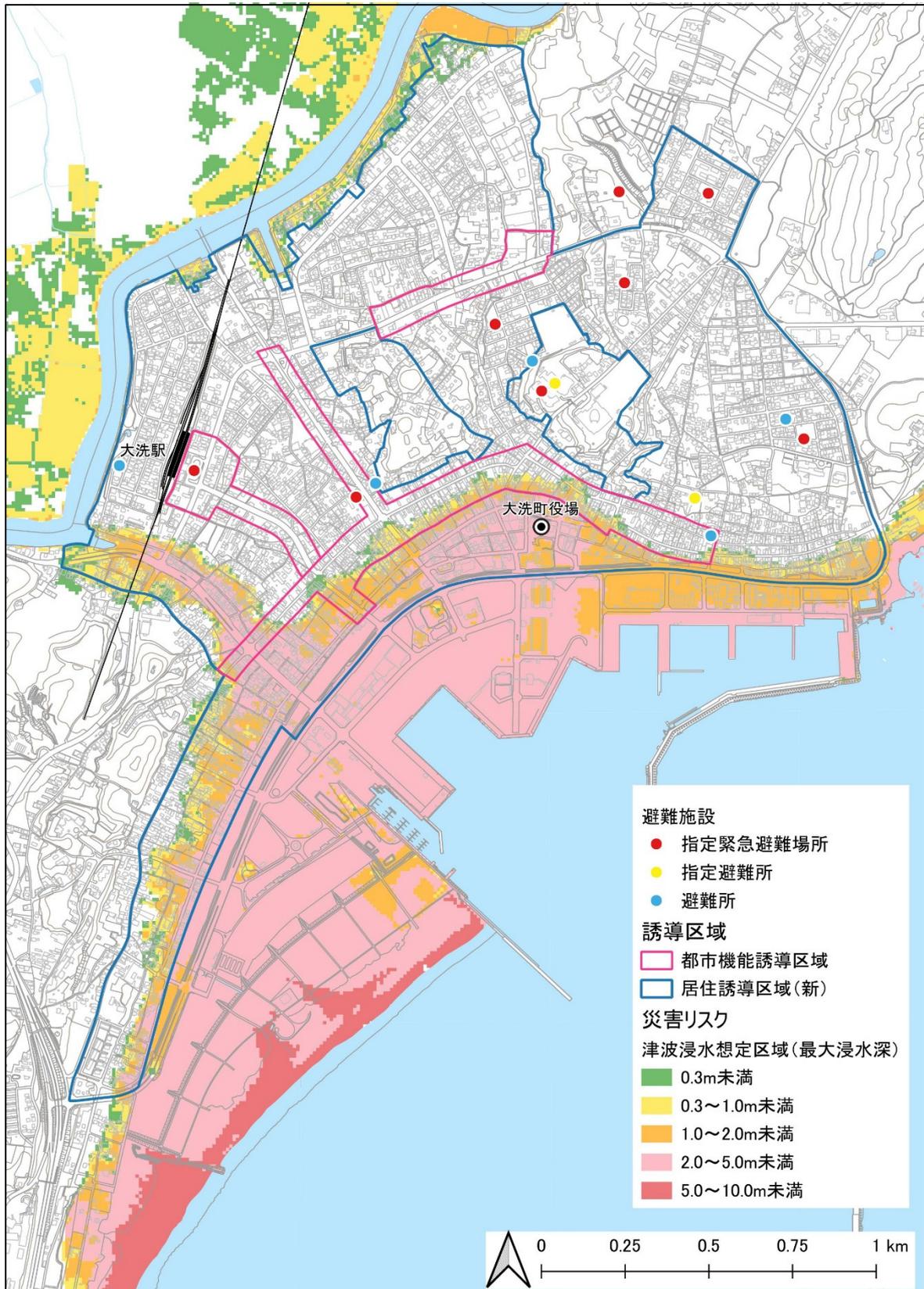


出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／住宅：大洗町都市計画基礎調査（2020年）

図8-13 津波浸水想定区域×住宅

## ② 津波浸水想定区域 × 避難施設（津波対応可）

- 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難所は浸水エリアには含まれていません。
- しかし、防災拠点となる町役場が浸水深2.0～5.0m未満の区域に存在しています。

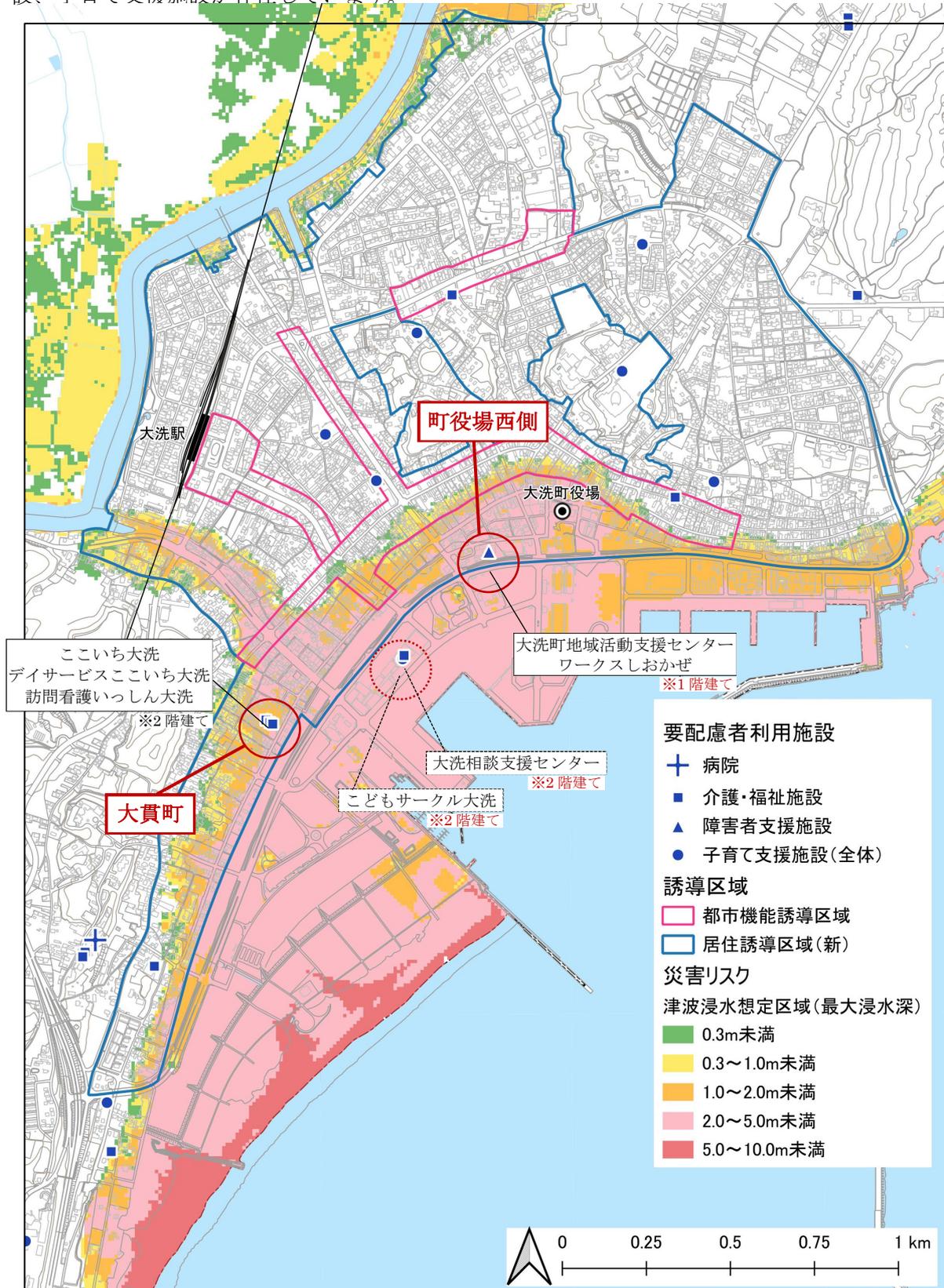


出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／避難施設：大洗町HP

図8-14 津波浸水想定区域×避難施設

## ② 津波浸水想定区域 × 要配慮者利用施設

- 町役場西側において、2.0～5.0m未満の浸水が想定される障害者支援施設が存在しています。
- また、大貫町において、1.0～2.0m未満の浸水が想定される介護・福祉施設が存在しています。
- さらに、居住誘導区域外ですが、海岸沿いに2.0～5.0m未満の浸水が想定される介護・福祉施設、子育て支援施設が存在しています。

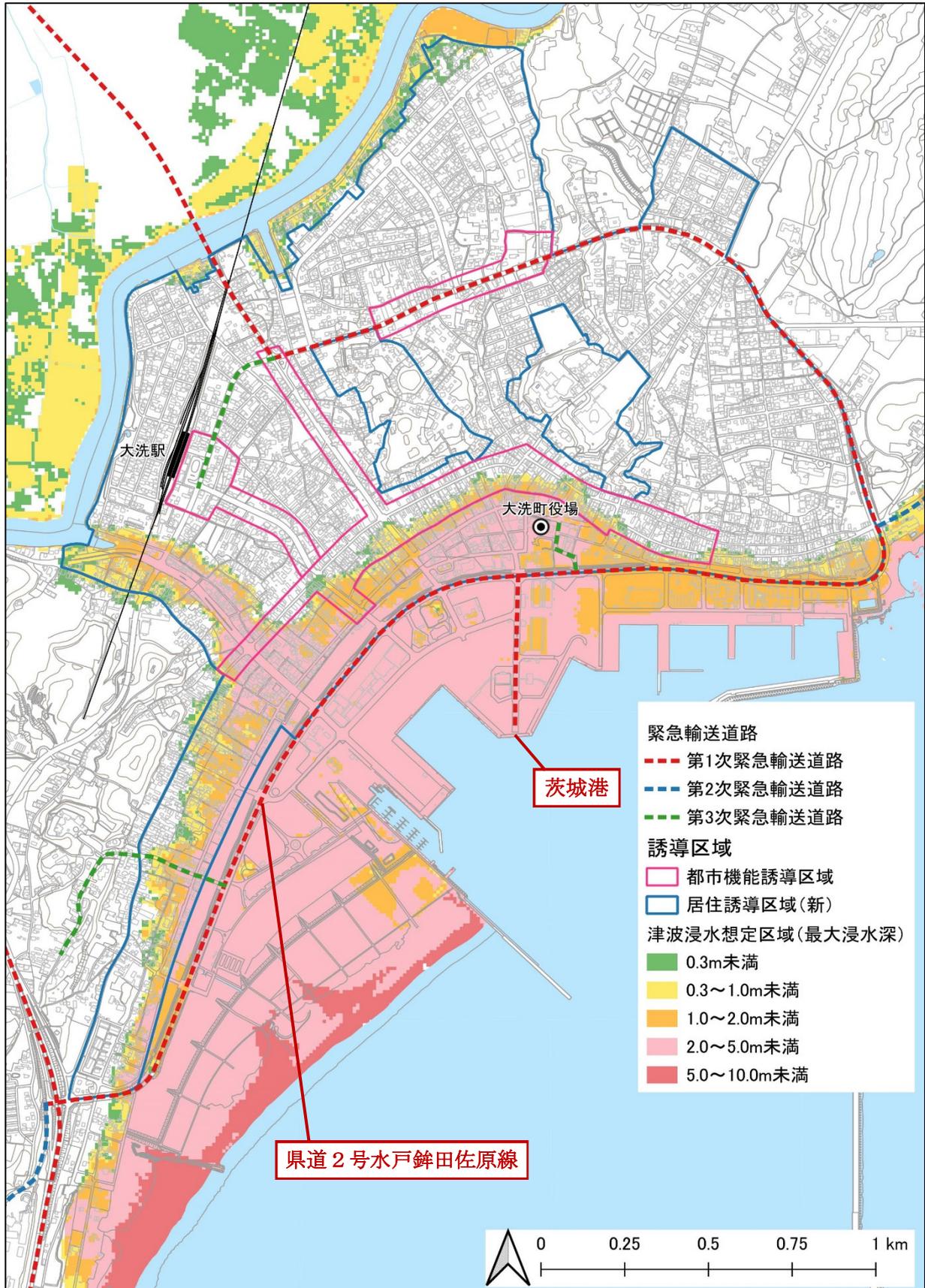


出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／要配慮者利用施設：大洗町HP など

図8-15 津波浸水想定区域×要配慮者利用施設

## ② 津波浸水想定区域 × 緊急輸送道路

○ 町の南側を走る第1次緊急輸送道路の県道2号水戸鉾田佐原線及び茨城港へ向かう道路の大部分が、2.0～5.0m未満の浸水が想定される区域に含まれています。



出典：災害リスク国土数値情報（2023年）／緊急輸送道路：国土数値情報（2024年）

図8-16 津波浸水想定区域×緊急輸送道路

### ③ 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 × 住宅

- 大洗小学校や磯浜古墳群周辺、飯沼街道西側に、複数の土砂災害（特別）警戒区域が指定されていますが、これらの区域は居住誘導区域から除かれています。
- 一方で、一部の急傾斜地崩壊危険区域内に住宅が立地しています。

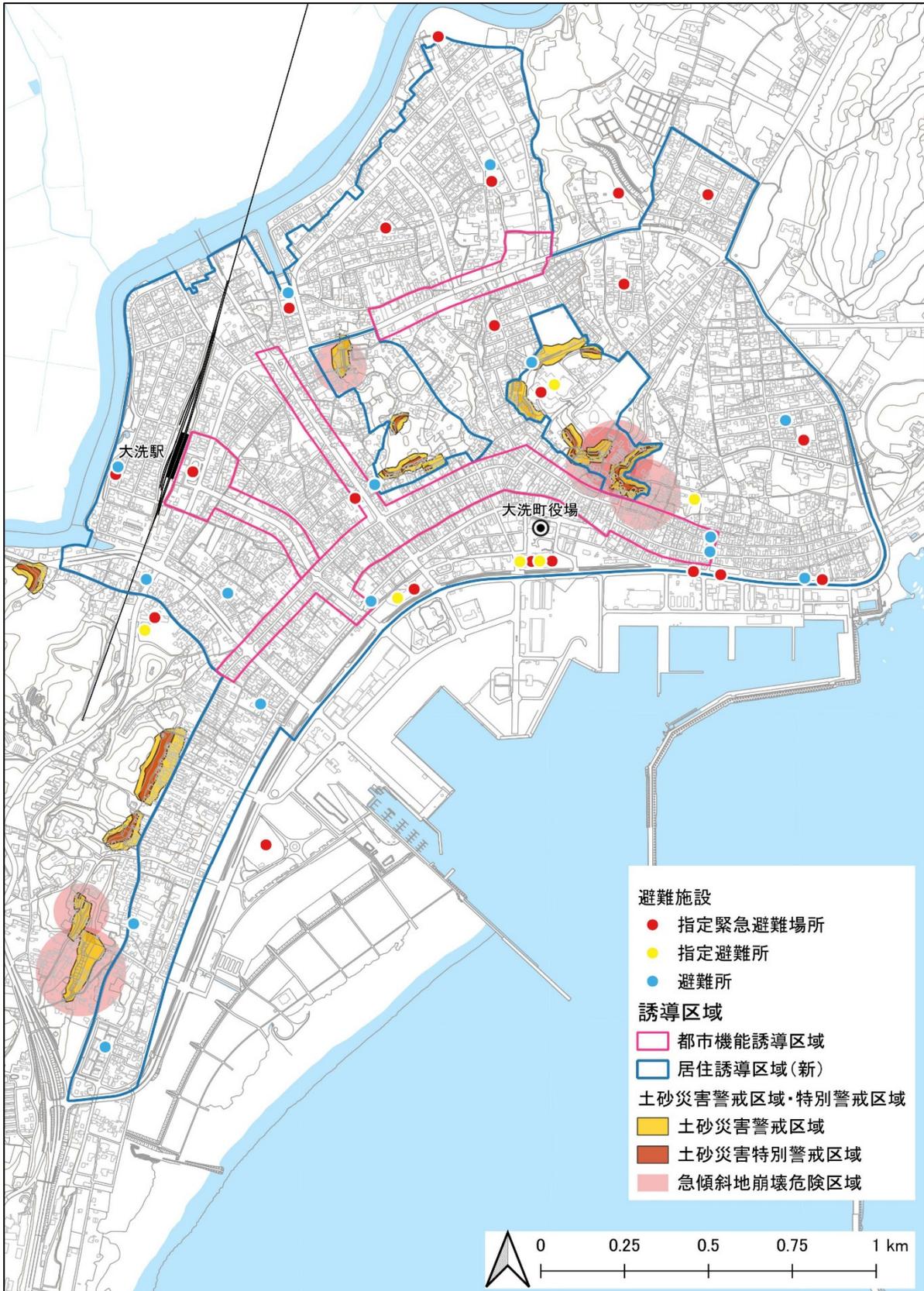


出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／住宅：大洗町都市計画基礎調査（2020年）

図8-17 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×住宅

③ 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 × 避難施設（土砂災害対応可）

○ 居住誘導区域内の指定緊急避難場所及び指定避難所・避難所は、土砂災害（特別）警戒区域には含まれていません。



出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／避難施設：大洗町HP

図8-18 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×避難施設

### ③ 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 × 要配慮者利用施設

- 大洗町役場東側の急傾斜地崩壊危険区域に、介護・福祉施設が立地しています。
- また、居住誘導区域外ではありますが、飯沼街道西側の急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の近傍に、病院及び介護・福祉施設が立地しています。



出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／要配慮者利用施設：大洗町 HP など

図 8 - 1 9 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×要配慮者利用施設

### ③ 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 × 緊急輸送道路

- 居住誘導区域内の緊急輸送道路は、土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に含まれていません。
- 一方、居住誘導区域外ではありますが、第3次緊急輸送道路が土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に含まれています。

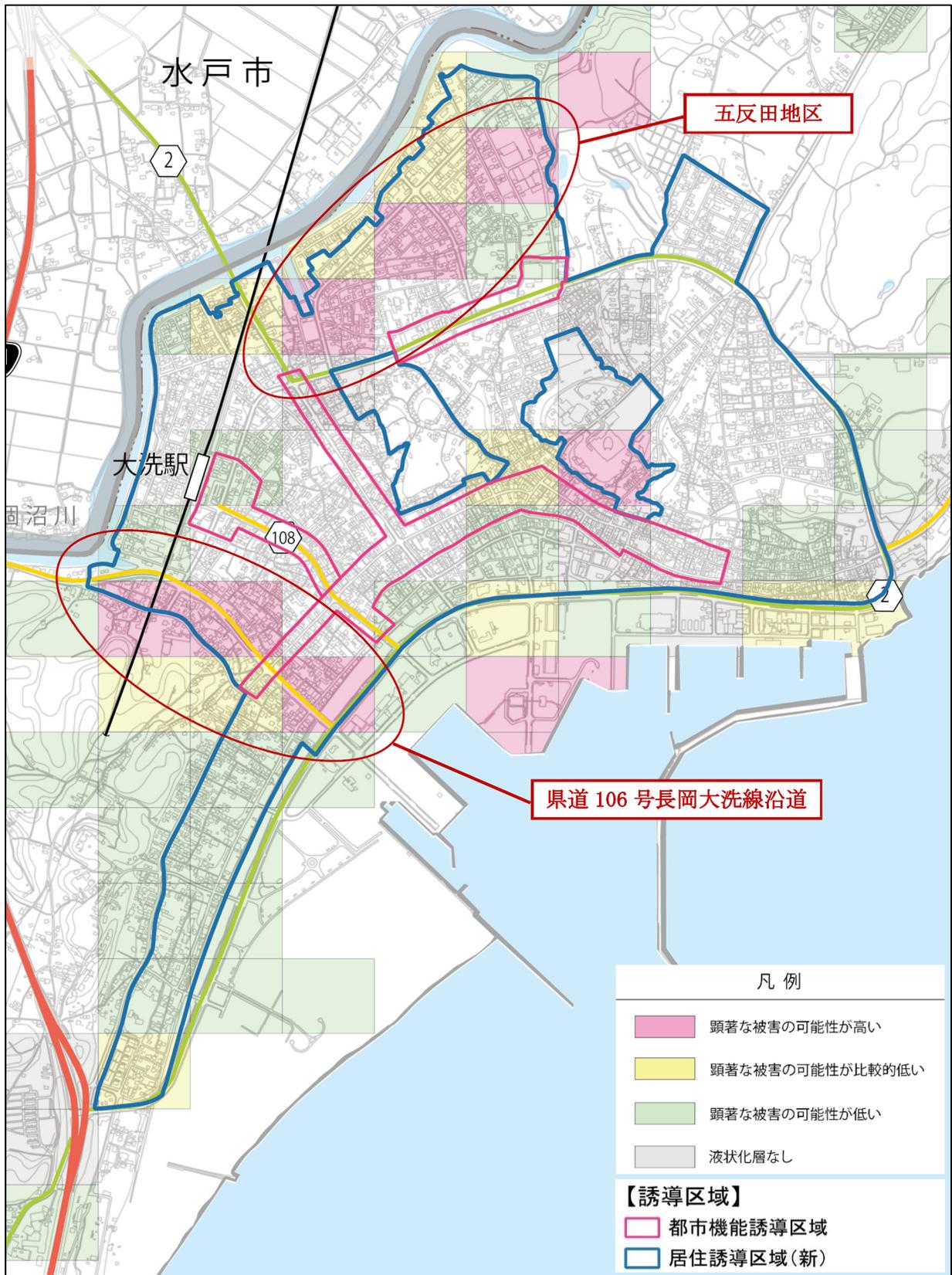


出典：災害リスク：国土数値情報（2023年）／緊急輸送道路：国土数値情報（2024年）

図8-20 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×緊急輸送道路

#### ④ 宅地の液状化危険度

○ 酒沼川沿いの五反田地区、県道106号長岡大洗線沿道が、顕著な被害の可能性が高いエリアとなっています。



出典：災害リスク：液状化ハザードマップ

図 8 - 2 1 宅地の液状化危険度

## 8-4. 防災上の課題

### (1) 防災上の課題

○ 前項で分析した災害リスクを基に、大洗町の防災上の課題を整理すると、以下のとおりです。



図8-22 防災上の課題

## 8-5. 防災まちづくりの取組

### (1) 防災まちづくりの将来像

- 本町では、太平洋沿岸や潤沼川沿いの低平地、埋立地など、自然災害のリスクが高い地域を抱えています。これまでさまざまな防災対策を実施してきましたが、近年は気候変動の影響により災害の大規模化が顕在化し、町民の安全・安心な生活を脅かしています。こうした状況をふまえ、今後も誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

### (2) 防災まちづくりの取組方針

- 今後のまちづくりにあたっては、防災上の課題を踏まえ、災害リスクの回避や低減を図るための取り組みを展開していく必要があります。大洗町における防災上の課題に対する取組方針を以下のとおり設定します。

表8-7 災害リスクと取組方針

災害種別	防災上の課題	取組方針
洪水(外水)	潤沼川沿い及び市街地の低地部において浸水が想定されています。 浸水想定区域には住宅や要配慮者利用施設、緊急輸送道路が分布しています。	潤沼川沿いなどの浸水リスクの高い地域において、安全性を考慮した土地利用の誘導や、住宅・要配慮者利用施設の被害軽減対策を進めるとともに、避難体制の強化やインフラ整備を図ることで、水害に強いまちづくりを推進します。
洪水(内水)	(ハザードマップを作成しておらず、被害の記録も残っていないため現時点ではリスクの把握が困難。)	内水による浸水リスクを把握するためのハザードマップを作成し、想定被害の明確化を図ります。その上で対策の検討を進め、浸水被害の軽減を図ります。
津波	町東側が海岸線に面しているため、津波による浸水が想定されています。また、市街地の一部は低地部にあり、津波による災害を引き起こす危険性を持っています。 津波浸水想定区域には住宅や要配慮者利用施設、緊急輸送道路の他、町役場が分布しています。	東日本大震災等の経験を踏まえ、浸水想定区域における居住や都市機能の立地を慎重に検討するとともに、避難施設の整備や避難体制・避難経路の確保、防潮施設の整備等を通じて、津波災害に強いまちづくりを推進します。
土砂災害	古墳群など、市街地の一部において土砂災害(特別)警戒区域が指定されていますが、居住誘導区域からは除外されています。 一方、一部の急傾斜地崩壊危険区域内には住宅及び要配慮者利用施設が分布しています。	土砂災害のリスクを踏まえ、引き続き居住や施設の立地を抑制するとともに、防災施設整備等による被害の低減を図ります。
地震	南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による災害が想定されています。	建築物やライフラインの耐震化を進めるとともに、避難施設確保や防災訓練の充実を通じて、地震に強い地域づくりを推進します。

災害種別	防災上の課題	取組方針
液状化	<p>涸沼川沿い及び市街地の低地部において、液状化の発生が想定されています。</p> <p>顕著な被害の可能性が高い区域には住宅が分布しています。</p>	<p>液状化ハザードマップを活用し、事前防災を推進することで宅地被害の軽減を図ります。</p>

## 8-6. 防災指針と具体的な取組

- 「防災まちづくりの将来像」や「防災まちづくりの取組方針」を踏まえ、大洗町で実施する具体的な取組は以下のとおりです。

表8-8 防災まちづくりの具体的な取組

災害種別	具体的な取組
洪水(外水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【回避】那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく住まい方の工夫(防災集団移転促進事業の推進)</li> <li>・【低減】河川堤防の整備</li> <li>・【低減】土のうステーションの整備</li> </ul>
洪水(内水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】公共下水道計画区域内(一部)の雨水出水浸水想定区域図の作成</li> </ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】海岸堤防、防潮堤等の海岸保全施設等の整備</li> <li>・【回避】津波避難施設の整備</li> <li>・【低減】津波避難誘導看板の整備</li> <li>・【低減】高台への円滑な避難を促すための避難誘導灯の整備</li> <li>・【低減】高台への円滑な避難を促すための道路鉾の整備</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】急傾斜地崩壊防災施設等の整備による土砂災害の防止</li> <li>・【低減】土砂災害警戒区域の周知</li> </ul>
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】通学路や緊急輸送道路における危険ブロック塀除去等への補助</li> <li>・【低減】旧耐震木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助</li> <li>・【低減】要緊急安全確認大規模建築物等の耐震改修への補助</li> </ul>
液状化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】液状化ハザードマップを活用した事前防災の推進による宅地被害の低減</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【低減】避難ルートの周知及び避難訓練等の実施</li> <li>・【低減】救急・救助、医療救護体制の充実</li> <li>・【低減】避難所の環境改善</li> <li>・【低減】避難所の対応等に係る各種マニュアルの策定や、職員への防災研修等の実施による総合的な防災体制の確立</li> <li>・【低減】民間施設を活用した避難関連施設の確保</li> <li>・【低減】自主防災組織や防災関係団体と連携した防災体制の整備・災害対応力の向上</li> <li>・【低減】学校授業やイベント等における防災教育の充実</li> <li>・【低減】ハザードマップの作成及び周知</li> <li>・【低減】マイタイムラインの作成による防災意識の向上</li> <li>・【低減】避難行動要支援者の個別計画の策定</li> <li>・【低減】要配慮者利用施設の避難支援体制の構築</li> <li>・【低減】防災行政無線等の通信機器の適切な運用</li> <li>・【低減】災害発生時に地域の輸送を支える道路整備</li> <li>・【低減】道路施設の老朽化対策</li> </ul>

## 8-7. スケジュール

○ 防災まちづくりの取組の実施スケジュールを以下のとおり整理します。

表8-9 防災まちづくりの具体的な取組とスケジュール

災害種別	具体的な取組	実施主体	実施時期			関連計画
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (30年)	
洪水 (外水)	那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく住まい方の工夫 (防災集団移転促進事業の推進)	国・町	→			那珂川水系河川整備計画、防災集団移転促進事業計画
	河川堤防の整備	国	→			那珂川水系河川整備計画
	土のうステーションの整備	町	→			地域防災計画
洪水 (内水)	公共下水道計画区域内(一部)の雨水出水浸水想定区域図の作成	町	→			—
津波	海岸堤防、防潮堤等の海岸保全施設等の整備	県	→			—
	津波避難施設の整備	町	→			地域防災計画
	津波避難誘導看板の整備	町	→			地域防災計画
	高台への円滑な避難を促すための避難誘導灯の整備	町	→			地域防災計画
	高台への円滑な避難を促すための道路鉾の整備	町	→			地域防災計画
土砂災害	急傾斜地崩壊防災施設等の整備による土砂災害の防止	県・町	→			—
	土砂災害警戒区域の周知	町	→			地域防災計画
地震	通学路や緊急輸送道路における危険ブロック塀除去等への補助	国・県・町・町民	→			総合計画、地域防災計画、耐震改修促進計画
	旧耐震木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助	国・県・町・町民	→			総合計画、地域防災計画、耐震改修促進計画
	要緊急安全確認大規模建築物等の耐震改修への補助	国・県・町・事業者	→			総合計画、地域防災計画、耐震改修促進計画
液状化	液状化ハザードマップを活用した事前防災の推進による宅地被害の軽減	町	→			総合計画、地域防災計画

災害種別	具体的な取組	実施主体	実施時期			関連計画
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (30年)	
共通	避難ルートの周知及び避難訓練等の実施	町	→			地域防災計画
	救急・救助、医療救護体制の充実	町	→			地域防災計画
	避難所の環境改善	町	→			国土強靱化計画
	避難所の対応等に係る各種マニュアルの策定や、職員への防災研修等の実施による総合的な防災体制の確立	町	→			地域防災計画
	民間施設を活用した避難関連施設の確保	町	→			地域防災計画
	自主防災組織や防災関係団体と連携した防災体制の整備・災害対応力の向上	町・町民	→			地域防災計画
	学校授業やイベント等における防災教育の充実	町	→			地域防災計画
	ハザードマップの作成及び周知	町	→			地域防災計画
	マイタイムラインの作成による防災意識の向上	町	→			—
	避難行動要支援者の個別計画の策定	町	→			—
	要配慮者利用施設の避難支援体制の構築	町	→			—
	防災行政無線等の通信機器の適切な運用	町	→			—
	災害発生時に地域の輸送を支える道路整備	町	→			茨城県道路整備プログラム
	道路施設の老朽化対策	町	→			橋梁長寿命化修繕計画、舗装維持管理計画

## 8-8. 防災対策制度（居住誘導区域等権利設定等促進事業）

- 本町では、防災まちづくりに取り組むため、防災集団移転とあわせて災害のおそれがある区域から居住誘導区域への移転に主体的に関わる「居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）」の活用を検討します。

### （1）制度の概要

表8-10 制度の概要

制度名	居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）
根拠法令	都市再生特別措置法第81条第13項
概要	災害の発生するおそれのある区域の住宅または施設の誘導区域への移転に対し、町が主体となって移転者等のコーディネートを行う「居住誘導区域等権利設定等促進計画（防災移転支援計画）」を作成し、権利設定等の手続きを代行します。

### （2）事業に関する事項

表8-11 事業に関する事項

記載事項		内容
居住誘導区域等権利設定等促進事業区域		居住誘導区域内であって、別表に定める土地の区域以外の土地
居住誘導区域等権利設定促進事業に関する事項	住宅	<b>【移転を促進すべき建物の種類】</b> ・住宅 <b>【移転を促進すべき災害のおそれがある区域】</b> ・居住誘導区域外の町域にあり、かつ別表に定める災害のおそれのある土地の区域

<別表>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法に基づく災害危険区域</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害（特別）警戒区域</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・ 茨城県が公表する水害リスク情報図のうち想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域</li> <li>・ 茨城県が公表する津波浸水想定区域</li> </ul>
--

## 9 今後の計画の進め方

### 9-1. 計画目標

- 本計画の方針に沿った都市づくりを着実に進めていくため、達成状況を評価するための計画目標を次のとおり設定します。なお、令和7年度に目標値の達成状況を検証し、その結果を踏まえて一部見直しを行いました。

#### (1) 定住促進に関する目標値

- 居住誘導区域内の適正な人口密度を維持します。
- 生産年齢人口（若い世代・子育て世代）の減少を抑制します。

目標指標 1-1：居住誘導区域内の人口密度	
現況値(2015 (平成 27) 年)	目標値(2038 年)
41.1 人/ha	<b>40.0 人/ha 以上</b> <b>(現状維持)</b> ※人口の将来見通しでは 35.7 人/ha と推計 (推計値は 2035 年時点) ※人口密度 40 人/ha は既成市街地における 人口密度の標準の値 (都市計画法施行規則 の規定)

目標指標 1-2：居住誘導区域内の生産年齢人口	
現況値(2015 (平成 27) 年)	目標値(2038 年)
6,890 人	<b>6,900 人以上</b> <b>(現状維持)</b> ※人口の将来見通しでは 5,423 人と推計 (推計値は 2035 年時点)

※居住誘導区域内の人口及び人口密度は、100mメッシュ人口分布（国勢調査）に基づき計測します。



#### <都市づくりの効果>

若い世代を中心としたまちなか居住が進み多様な世代の町民が集うことにより人口密度が保たれ、町の中心拠点が形成され続けます。

## (2) 都市機能誘導に関する目標値

- 都市機能誘導区域内に子育て世代及び高齢者世代に係る施設の立地を誘導します。

目標指標 2 : 都市機能誘導区域内の「子育て支援施設」及び「介護・福祉施設」の立地数	
現況値(2018 (平成 30) 年)	目標値(2038 年)
<p>2 箇所</p> <p>※子育て支援施設 : 1 箇所 (既存商店街・町役場周辺)</p> <p>※介護・福祉施設 : 1 箇所 (五反田地区沿道周辺)</p>	<p><b>4 箇所 以上</b></p> <p>※既存施設の維持</p> <p>※子育て支援施設及び介護・福祉施設をそれぞれ 1 箇所以上の立地</p>



### <都市づくりの効果>

都市機能誘導区域に子育て支援施設や高齢者向け施設の立地が進むことで、高齢者や子育て世代等が歩いて暮らせる豊かな生活環境の確保が期待されます。

## (3) 公共交通サービスに関する目標値

- 中心拠点への移動手段であるコミュニティバスの運行を維持します。

目標指標 3 : コミュニティバスの運行路線数と利用者数	
現況値(2016 (平成 28) 年)	目標値(2038 年)
<p>路線数 : 2 路線</p> <p>利用者数 : 69,000 人/年</p>	<p><b>路線数 : 2 路線 以上</b></p> <p><b>利用者数 : 71,000 人/年 以上</b></p> <p>(現状維持)</p>

※コミュニティバス（海遊号・なっちゃん号）の年間利用者数等は、大洗町まちづくり推進課の統計資料に基づきます。



### <都市づくりの効果>

居住誘導区域内外の生活拠点が公共交通で結ばれることにより、誰もが気軽に利用できる移動手段が確保され、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現が期待されます。

## 9-2. 計画の評価・見直し

- 本計画は、まちづくりに関する上位関連計画等の見直しとの整合を図りつつ、概ね5年毎に本計画に定められた施策・事業の実施状況及び目標値の達成状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。また、必要に応じて都市再生協議会等の外部委員会による評価・検証も行うこととします。
- 具体的には、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していくものです。

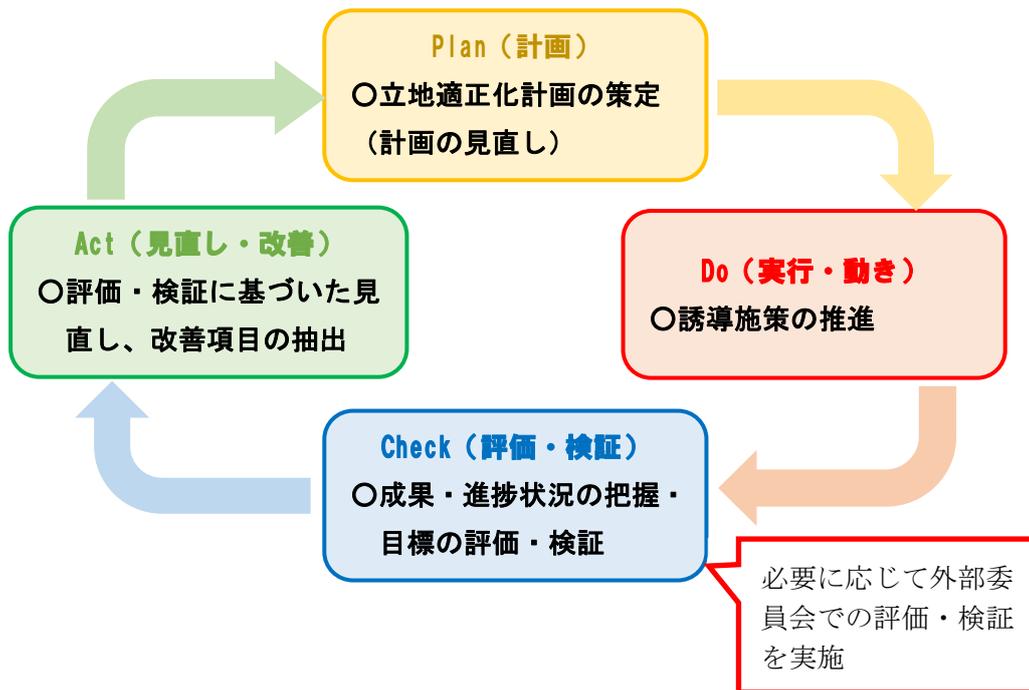


図9-1 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

## (1) 評価結果の検証と対応方針

### 定住促進に関する目標値

#### ●目標指標 1-1：居住誘導区域内の人口密度

現況値 (2015 (平成 27) 年)	中間値 (2025 (令和 7) 年)	目標値 (2038 年)
41.1 人/ha	38.5 人/ha 【未達成】	40.0 人/ha 以上 (現状維持)

#### ●目標指標 1-2：居住誘導区域内の生産年齢人口

現況値 (2015 (平成 27) 年)	中間値 (2025 (令和 7) 年)	目標値 (2038 年)
6,890 人	6,053 人 【未達成】	6,900 人以上 (現状維持)

- 定住促進に関する目標値である「目標指標 1-1：居住誘導区域内の人口密度」及び「目標指標 1-2：居住誘導区域内の生産年齢人口」は、いずれも未達成となっています。
- 未達成の要因としては、居住誘導区域外である祝町地域（祝町小学校跡地）及び大貫町南地域において開発行為が行われたことにより、誘導区域外において人口が誘引されている点が挙げられます。また、居住環境整備の一環として、駅前広場整備や通学路の整備を進めているものの、いずれも事業中であるため、現時点では効果は限定的です。
- 今後は、防災集団移転促進事業を活用し居住誘導区域内への移転を誘導するとともに、住民が快適に暮らせるよう駅前広場や通学路の整備を行うことにより、居住誘導区域内への移住を誘導します。また、定住した子育て世帯に交付している「定住促進奨励金制度」について広く周知し、子育て世帯の定住人口の増加を図ります。

### 都市機能誘導に関する目標値

#### ●目標指標 2：都市機能誘導区域内の「子育て支援施設」及び「介護・福祉施設」の立地数

現況値 (2015 (平成 27) 年)	中間値 (2025 (令和 7) 年)	目標値 (2038 年)
2 箇所	2 箇所 【未達成】	4 箇所以上

- 都市機能誘導に関する目標値である「目標指標 2：都市機能誘導区域内の「子育て支援施設」及び「介護・福祉施設」の立地数」は未達成となっています。
- 未達成の要因としては、子育て支援施設及び介護・福祉施設の整備にあたっては、民間事業者の立地意向や既存施設の利用状況、利用者ニーズなどにより判断されるため、都市機能誘導区域内での新規立地が進まなかったことが挙げられます。
- 今後は、事業者からの相談があった場合は、計画の趣旨・内容を伝え、都市機能誘導区域内での設置を促します。

## 公共交通サービスに関する目標値

### ●目標指標 3：公共交通サービスの運行路線数と利用者数

現況値（2015（平成 27）年）	中間値（2025（令和 7）年）	目標値（2038 年）
路線数：2 路線 利用者数：69,000 人/年	路線数：2 路線 利用者数：60,737 人/年 <b>【未達成】</b>	路線数：2 路線以上 利用者数：71,000 人/年以上 (現状維持)

- 公共交通サービスに関する目標値である「目標指標 3：公共交通サービスの運行路線数と利用者数」は未達成となっています。
- 未達成の要因としては、人口の減少や高齢化率の上昇といった社会構造の変化に加え、移動者ニーズと運行内容の不一致によりコミュニティバスの利用者数が伸び悩んでいることが挙げられます。
- 今後は、現在の移動者ニーズに合った町内公共交通網となるよう、再編を検討していきます。



## 大洗町立地適正化計画

---

平成 31 (2019) 年 3 月

令和 8 (2026) 年 3 月改定

大洗町都市建設課

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

電話 029-267-5111 (代表)

---